

衆議院 第百五十五回国会 特殊法人等改革に関する特別委員会議録 第

三
呂

(七三)

出席委員		午前九時開議		平成十四年十一月十一日(月曜日)	
委員長	保利 耕輔君	農林水産大臣	経済産業大臣	大島 理森君	十一月十一日 辞任
理事	伊吹 文明君	国土交通大臣	(沖縄及び北方対策担当大臣)	平沼 扇 千景君	松島みどり君
理事	虎島 和夫君	國務大臣	國務大臣	吉田 岩國	阪上 善秀君
理事	伊藤信太郎君	國務大臣	國務大臣	幸三君	生方 幸天君
岩倉 小西 阪上 西川 菊田 博之君	伊藤忠治君 靖英君 善秀君 京子君 金子 幸三君	熊代 昭彦君	佐藤謙一郎君	竹中 平蔵君	坂上 善秀君
菱田 増原 松野 吉田 増原 井上	嘉明君 義剛君 博一君 幸弘君 哲人君 幸夫君	谷本 谷上 宮澤 上田 大谷 佐藤謙一郎君	谷散君 洋一君 和雄君 信盛君 信隆君	細田 石原 伸晃君 佐藤謙一郎君	細田 博之君 佐藤謙一郎君
萩野 福井 松島みどり君 井上 宮澤 井上	浩基君 照君 龍哉君 和雄君 清司君 佐藤謙一郎君	恭之君 太郎君 廣基君 哲朗君 建夫君 喜一君	茂木 矢野 伸晃君 佐藤謙一郎君	根本 匹君 伸晃君 佐藤謙一郎君	根本 匹君 伸晃君 佐藤謙一郎君
河野 菊井 井上 宮澤 井上	河野 菊井 井上 宮澤 井上	照君 龍哉君 和雄君 清司君 佐藤謙一郎君	矢野 哲朗君 廣基君 哲朗君 廣基君 佐藤謙一郎君	菅野 伸晃君 佐藤謙一郎君	菅野 伸晃君 佐藤謙一郎君
松島みどり君 井上 宮澤 井上	龍哉君 洋一君 和雄君 信盛君 信隆君	建夫君 喜一君 廣基君 喜一君 佐藤謙一郎君	茂木 敏充君 矢野 哲朗君 廣基君 佐藤謙一郎君	根本 匹君 伸晃君 佐藤謙一郎君	根本 匹君 伸晃君 佐藤謙一郎君
鯫島 岩國 吉田 生方 鎌田さゆり君	鯫島 岩國 吉田 生方 鎌田さゆり君	渡海 稲葉 木村 北村 中島	河村 渡海 稲葉 木村 北村 中島	坂上 善秀君 村山 善秀君 田中 慶秋君 田中 慶秋君 田中 慶秋君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
田中 慶秋君 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	田中 慶秋君 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	一郎君 義雄君 直人君 忠能君	一郎君 義雄君 直人君 忠能君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
永田 岩國 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	永田 岩國 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	鴨下 木村 北村 中島	鴨下 木村 北村 中島	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
山井 寿康君 永田 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	山井 寿康君 永田 吉田 幸弘君 哲人君 幸夫君 鎌田さゆり君	一郎君 義雄君 直人君 忠能君	一郎君 義雄君 直人君 忠能君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
都築 敬悟君 水田 鎌田さゆり君 佐藤謙一郎君	都築 敬悟君 水田 鎌田さゆり君 佐藤謙一郎君	河村 渡海 稲葉 木村 北村 中島	河村 渡海 稲葉 木村 北村 中島	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
樹屋 敬悟君 佐藤謙一郎君	樹屋 敬悟君 佐藤謙一郎君	坂上 喜一君	坂上 喜一君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君	吉田 幸弘君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君 金子 哲夫君
菅野 喜一君	菅野 喜一君				
井上 喜一君	井上 喜一君				
内閣総理大臣	内閣総理大臣				
厚生労働大臣	厚生労働大臣				
文部科学大臣	文部科学大臣				
財務大臣	財務大臣				
小泉純一郎君	小泉純一郎君				
遠山 敦子君	遠山 敦子君				
塙川正十郎君	塙川正十郎君				
片山虎之助君	片山虎之助君				
坂口 力君	坂口 力君				
委員の異動	委員の異動				
政府参考人	政府参考人	同日	同日	同日	同日
(内閣府國民生活局長)	(内閣府國民生活局長)	辞任	辞任	辞任	辞任
(政府参考人)	(政府参考人)	松原 仁君	松原 仁君	松原 仁君	松原 仁君
(厚生労働省医政局長)	(厚生労働省医政局長)	井上 和雄君	井上 和雄君	井上 和雄君	井上 和雄君
(政府参考人)	(政府参考人)	大谷 信盛君	大谷 信盛君	大谷 信盛君	大谷 信盛君
(内閣府國民生活局長)	(内閣府國民生活局長)	熊谷 敏君	熊谷 敏君	熊谷 敏君	熊谷 敏君
(政府参考人)	(政府参考人)	堀江 正弘君	堀江 正弘君	堀江 正弘君	堀江 正弘君
(内閣府國民生活局長)	(内閣府國民生活局長)	同日	同日	同日	同日
(政府参考人)	(政府参考人)	同日	同日	同日	同日
(厚生労働省医政局長)	(厚生労働省医政局長)	同日	同日	同日	同日
(政府参考人)	(政府参考人)	同日	同日	同日	同日
(内閣府國民生活局長)	(内閣府國民生活局長)	同日	同日	同日	同日
衆議院調査局特殊法人等改 革に関する特別調査室長	衆議院調査局特殊法人等改 革に関する特別調査室長	同日	同日	同日	同日
独立行政法人北方領土問題対策協会法案(内閣提出 第一号)	独立行政法人北方領土問題対策協会法案(内閣提出 第一号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出 第一号)	独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出 第一号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人出頭要求に関する件	独立行政法人出頭要求に関する件	同日	同日	同日	同日
独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出 第一号)	独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出 第一号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人出頭要求に関する件	独立行政法人出頭要求に関する件	同日	同日	同日	同日
独立行政法人理化学研究所法案(内閣提出第二 六号)	独立行政法人理化学研究所法案(内閣提出第二 六号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人宇宙学術振興会法案(内閣提出第 二五号)	独立行政法人宇宙学術振興会法案(内閣提出第 二五号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人理化研究所法案(内閣提出第二 六号)	独立行政法人理化研究所法案(内閣提出第二 六号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人宇宙学術振興会法案(内閣提出第 二五号)	独立行政法人宇宙学術振興会法案(内閣提出第 二五号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人福社医療機構法案(内閣提出第一 九号)	独立行政法人福社医療機構法案(内閣提出第一 九号)	同日	同日	同日	同日
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(内 閣提出第三〇号)	独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(内 閣提出第三〇号)	同日	同日	同日	同日

問われているんじゃないかなと思います。

今回の特殊法人改革にいたしましても、役所では本来の効率性あるいは民間の意欲というものが生かされるんだろうか、むしろ役所にある公益性と民間にある効率性を加味した法人も必要ではなかいか、民間だけじゃできない、そういうことから特殊法人が出てきたわけであります。必ずしもそれが目的であります。

それが目的、趣旨とおりに運営されていない。ここでもう一度見直してみよう。それで、民間でできることは民間、廃止できるものは廃止、そして、必ずしも廃止も民営化も今の時点では無理だなどというものは独立行政法人という形で、より特殊法人よりも独立性を持たせようということで今回の改革ができたわけであります。

○伊吹委員 そのとおりだと思いますね。

立行政法人も、今までの特殊法人に編成されたときの趣旨が本当に生かされているのかどうかといふものをよく点検して改革していくかなぎやならないという趣旨で今回の法案提出、御審議をいただいている、基本認識としては私は全く同じ方向であると認識しております。

国民の皆さんも、現状の社会主義的資本主義といふのか、眞の弱者というのはやはり額に汗して納税をしている人ですからね、徒党を組んで弱者を称する人ではないと私は思いますから、改革をしてほしいということは間違いないと思います。

問題は、総理、何を変え、何を残すかということなんですよ。ここでまさに国家の目的は何だということが問われるわけですね。そして、総理の見識が問われる、ここがまさに一番のポイントなんです。そして、効率化と競争ということと国家の目的が必ずしも一致しないということはたくさんあるわけなんですね。これをどういう形で調整していくかということに政府の大きな役割がある。

私は、二つのやり方があると思うんですね。一つは、日本が従来とつてきたように、あるいは

はリベラリズムという政治思想で表現されるよう
に、ある程度国家が介入をしながら個人の権利あ

はり違うんですね。アメリカはまだ伝統的慣習が成熟するほどの長い歴史を持った国家じやないん

フレスなんです。

立ち上がり、そして、いろいろな欲望があるけれども、それはやはりみずからを律していく、こういうみずからを助ける精神とみすからを律す

○小泉内閣総理大臣 これは、自由主義、放任主義、それと国家の役割、古くて新しい問題であります。

例えば、国富論のアダム・スミスの言葉じやあ

どの時代を超えても変わらない大事な基本精神だ

が一番いいんだ、個人の欲望なり個人の嗜好なり、これが、広げていくと必然的に全体で見れば社会のプラスになつていてると。しかし、そうなると、まさに弱肉強食、強い者だけが勝つて、弱いと私は思つております。

○伊吹委員 これが政府であろうと独立行政法人であろうと、あらゆる仕事は効率的でなければならぬ、これは当たり前のことなわけですよ。国民

者は見捨てられていく。それではいけないという

限の行政効果を上げてもあう。しかし、行政効果

せんけれども、共産主義、國家が大幅に計画し指導していくんだという両極端。しかし、どちらにも長所と短所がある。

がから、商法上の法人の最終的な効率化は、利益を目的三千九百三十二。改評、出で手又未、

うのが、混合社会主義といいますか混合経済の考え方で、これが、よく北欧スタイルの人間の顔を持つた社会主義と言われるよう、弱者に対し

これは人によつて違うんですよ、みんなイズムが

ことしという言葉があるように、やはり、どこで国家がその役割を果たすか、どこに個人の創意工夫、自主性を生かすべきか、この中庸、これをうまくかみ合わせていくことが政治としての重要な

輩といふが教授であつた文化勳章受章者の永井荷風は、「新嘉亭」に

しかし、基本的には、どの時代においても日本の国

この中で 非常におもしろいことを書いています

精神とみずからを律する精神、これを強く国民が意識したその国というのが一番発展するのではないか。みずからではどうしても助けられない人に対して、国家が、社会はどういう手を差し伸べて

今、大島農水大臣が来ておられたが、畢竟于義

る精神、自分でやろう、自分で努力しようという
国民が多くれば多いほど、みずからの方ではどう
しても助けられない、立ち上がりがれない人を助ける
人がふえるわけですから、これまた国家にとって

卷之三

公務員制度も、今御指摘があつたように、一度試験を通してしまえば一律に昇進していく、最後後、事務次官になる人以外は、同期入省した人を全部五十代で退職させる。これは一般の社会常識に合っているのか。国会議員を見たってそうですよ。私は今総理大臣になつていてるけれども、当選回数の多い人はまだたくさんいる、自民党にも、結構、年配の人が若い人を育てるのも結構。いわゆる老壯青、バランスをとつていいじゃないか。結構、年配の人が若い人を育てるのも結構。いわゆる老壯青、バランスをとつていいじゃないか。しかし、各論に手をつけると反対が出るからできないから。各論に入つたんでしょう、案の決定、反対、抵抗が出てきますよ。今それをやり抜こうとしているのが、今回の改革であり、小泉内閣の使命だと。もう総論はみんなわかっている。総論を聞けば、与野党、大体似たようなもんですよ。しかし、各論に入ると反対が出るからできないから行かないんでしょう。私は、小泉内閣といつのは、反対、抵抗を恐れず、ひるまず各論に人つてているというのが小泉内閣だということを御理解いただきたいと思います。

○山名委員　まさに不動の精神でやるという決意であります。

おっしゃるように、総論賛成、各論反対というのは、これは世の常かもわかりません。しかし、さきに申しましたように、この公務員制度の改革は弊害は弊害としてきちんと認識をして、やはりしっかりといた改革、このリーダーシップを総理がかつていたたぐことが大事なことだと思います。この採用区分の問題、それから早期勧奨退職の問題、これについてもしっかりと、総理みずからが、人任せじゃなくて、その思いをぜひ指示していただきたいと思います。

それで、私は、この特殊法人改革の独法移行の際に、まだ残された法人もあるんですけれども、ぜひとも、この際、そういう人事慣行を廃して、民間から、あるいはこれは役人からでもいいんで、すけれども、いわゆるトップの人事については、この独法移行を契機に、そういった採用制度を、公募式、こういう方式を今回取り入れてやつたらどうか、こういうふうに思います。

我が同僚の総務副大臣の若松議員なんかは、いわゆるCEOといいますか、こういう提案をしておりまして、やはり広く、いわゆる弊害と言われていた効率性の問題や、あるいは特殊法人、独法もそうでありますけれども、国民からのそういう問題提起に対しても責任を持つて、三年なら三年、自主的に自律的にその独法の改革を手がけていく、それで効果がなければもう首にするしかないわけであって、そういった厳しい競争原理の中に立つていかなければ本当の改革の道は歩めない。同じような組織形態、事業内容、そこに緊張感もない、こういったものはもう永遠に統いてしまうと思うんです。日産のゴーン社長じゃないですかれども、やはりここに、思い切ったいわゆる民間の知恵とか庶民の知恵とか、こういったものをこの際取り入れるべきではないか、こういうふうに御提案を申し上げたと思いますが、これは総務大臣に。

〔委員長退席、虎島委員長代理着席〕

○片山国務大臣　今回の独立行政法人では、法人の長は主務大臣が決める、その他の役員は法人の長が決める、こういうことですね。それは、官民を通じて幅広く適材を選ぶ、知識経験があつて、効率的な経営ができる人を選ぶ、もしやつてみるやんといかなければ、独立行政法人の評価委員会が業務評価をやって、場合によつてはやめてもう、こういうシステムですね。

そこで、今、山名委員は、公募制がどうか、こいつのことなんですが、我々は、幅広く選ぶ、民間を含めて、こういうことでございまして、公募方式というのは名前はいいんだけども、これは

効率が悪いですね。だれが来るかわからぬし、料金は多いし。そういう意味では、別に公募に限らず幅広く選べばいいんですから、そういうことでやらせていただきたい、こういうふうに思つております。まして、山名委員のお気持ち、御趣旨は十分体して今後参考する。各法人、そういうことでやつておいくと思つております。

○山名委員 いろいろな分野から、いろいろな優秀な、眠つているきらりと光る人材はたくさんいるわけですから、効率性の問題もありますけれども、そういった制度も今後ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、当然、今回の四十六本、さきの五十九本の問題、残された法人の問題、ここにはやはり国民の厳しい目が注がれていると思います。そのためには、組織形態がどうであったのか、事業の中身がどうなのか、まだこれは見えてこないんですね。具体的に中期目標をつくるて、それまでの過去の問題点を洗い直して新しい事業というものを展開させようということなんでしょうけれども、まだ明確に見えてこない。これはひとつの立法人移行後の早い時期に、こういった事業計画といいますか中期目標、これを国民の前に明らかにしていただきたい。これはもたもたしていくはダメだと思います。

とともに、いわゆる事業評価、これをしっかりとやらないとダメです。各省に、評価委員会、こういうものが当然つくられている。それから、総務省の中にも、それを総括的に評価する評価委員会等もある。この部分がしっかりと機能していくかなあと、これはやはり問題としては永遠に残つてしまつ。

ですから、特に個別省庁の評価委員会については、最初のチェックのもとになるわけですから、そこに省庁のいわゆる護送船団的な甘さがあつたり、こういうことがあつてはならないと思います。その人選に当たつては、まさに公平、中立、厳格にやっていく必要がある。さらに加えて、総務省の平野委員長、一しょにつけてお

をつくる必要はないと思いますが、総務省のいわゆる総括的な評価委員会、この体制をもつともっと強化しなきやいけない、こういうふうに基本的には思いますが、いかがでしょうか。

〔虎島委員長代理退席、委員長着席〕

○片山國務大臣　今回の独立行政法人制度のボイントの一つは、評価委員会の事後評価ですね。最初は中期目標を与えて自由にやってもらう、しかし、事後はしっかりとチェックしますよ、場合によつては責任を問いますよ、こういうことでござりますから、各省の独立行政法人評価委員会もいい人を選んで、そこでしっかりと事後評価をしてもららう。

こういうことなんですが、その後に、それは各省ばらばらでは、お互いの公平性やなんかで問題があるといけませんので、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会というのがあるんです。全部の委員会を調整する、そこで再評価をやるんですね。それでいろいろ報告を出してもらつて評価をして、問題があるなら意見を言える、意見については手当てをしてもららう、こうのことにしておりまして、せんだけでも、各省府の評価委員会の長を集め、さらに、私どもの方の総務省の全体を統べる政策評価・独立行政法人評価委員会の長も総理に会つてもらいまして、総理の方からもしっかりやるようという指示をしてもらいまして、今、十三年度の業務実績が出ておりますから、各省府の評価委員会がやつておりますから、それを我々の方が再評価する、こういう今作業中でございまして、十一月から十二月にかけて来年度予算にそれが反映するように、しっかりと対応しよう、こう思つております。（発言する者あり）

○山名委員　そうですね。私のかわりにありがとうございます。

もう時間がありません。最後に、いま一度総理の決意等をお伺いして終わりたいと思います。あと残された五十本近い、道路公団、J.R.、N

○小泉内閣総理大臣 特殊法人改革については、いわゆる集中改革期間中、平成十七年度末までにるべき改革をしていかきやならない。今、民営化できるものは民営化、廃止できるものは廃止、手をつけて、そして、必ずしもそう面はできないものは独立行政法人として効率化を図る、独立性を發揮させることでやつておりますが、今後も不断の見直しが必要だ。ある時期その組織は存在意義は十分發揮したけれども、今後、将来必ずしも現状の形態のままでいいのかどうかという見直しは不斷に行つていかなければならぬということになりますので、私自身も、当面、今回の特殊法人改革ですべて終わりというふうには考えておりません。

今言われたような公募方式、総務大臣が答弁されましたがれども、民間からるべき適材を考えるのもいいではないかという点につきましても十分配慮しながら、トップに対して、あるいは役員等に対しては、役所の世界だけではないと、むろん広くいろいろな分野から適材を起用してもいいんじゃないかという趣旨については私も賛成でありますので、若松副大臣、私もその意見をよく聞いております、なかなかおもしろいなど。今検討中でありますので、今の事務次官の人たちにも、自分たちが事務次官をやめれば自動的に特殊法人のトップになるという時代じゃないというこ

う法人が残されております。これについては、いろいろと論議を今している最中でありますけれども、やはり、効率性だけを、あるいは採算性だけを追求している、こういった改革であつてもならないし、そこにいわゆる人と物と情報、夢を、こういうものがつなげられるような改革でなきやならないし、冒頭言いましたように、国民のためになるのかならないのか、国が本来やるべき仕事をするのか、こういった総合的な検討をもう一度加える必要があるのではないか。

そういう意味でも、残されたものに対する総理の取り組みへの姿勢、決意を最後お伺いして、終わりたいと思います。

とをはつきり申し上げておりますので、その趣旨に沿つて改革を進めていかなければならぬと思つております。

○山名委員 終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、生方幸夫君。

○生方委員 民主党的な生方幸夫でございます。

先週と先々週でクエスチョンタイムが行われました。なかなか議論が深まらない、与党の一部には本当にクエスチョンタイムをやる必要があるのかどうかというような意見も出ておりますが、基本的に、総理がきちんと質問に答えないと、ところが、私はその議論が深まらない大きな理由だというふうに思つております。きょうははぐらかさないできちんと答えていただきますように、まず冒頭お願いを申し上げておきます。

長引く不況の中で、国民は非常に不安におびえながら生活をしている。自分の仕事がこの先どうなるんだろうかということとか、これから先、老後はどうなるんだろうか。まさに、ことしは冬が早いですが、北風の中に身を縮こませているような状態だというふうに私は考えております。

総理は、口を開けば改革なくして景気回復なしというふうに叫んでおりまして、もう一年半がたちました。この一年半の間に国民生活がよくなつたのかどうと、残念ながら、よくなるよりも苦しくなつたというのが現状だと思いますので、この国を一体どこに持つていこうとしているのかということをきちんと国民に説明する義務があると、いうふうに私は思つております。

そこで、まず最初にお伺いしたいのですが、先月末に総合デフレ対策というのが発表されました。目玉は不良債権の処理を加速させるというところにございますが、そこでも質問なんですが、れども、不良債権の処理、もう十年間もずっとやつてきたわけですね。それにもかかわらず、不良債権がなくならない。これは鶏が先か卵が先かの論議になるんですけども、この不良債権がなかなかないというのは、不況やデフレが原因なの

か、あるいは不況やデフレの結果として不良債権がなくならないのか、どちらだといふに總理がお考えになつていますか。

○小泉内閣總理大臣 これは一概に言えないのですが、鶏が卵が先かといった議論と似ているんですよ。両方大事なんですよ。改革なくして成長なし、今言つたような特殊法人改革も、改革が必要だということは与野党一致しているでしょう。ほとんど恐らくこのまま特殊法人を存続させて、改革、必要ないと言う人はいないと思いますよ、一部はあるかもしれないけれども。

そういう点から見れば、それは、今までのように不良債権を温存して、まず景気回復を待てといって、本当に景気回復するのか。私は、そうならないと思いますね。両方必要だというふうに思つております。

○生方委員 両方必要だというのは、国民の皆さん、総意だとは思ふんですけどもね。今度の総合デフレ対策を見ますと、両方必要だと言ひながら、デフレ対策、いわば景気対策ですね、こちらの方に力が入れられているのか入れられていないのかというと、どうも金融システムの改革の方に重点が置かれていて、肝心の不況やデフレ対策という部分に関しては力が入っていないような気がするんですね。デフレ対策もいろいろ列挙はされておりますけれども、残念ながら、肝心な予算措置がつけられていません。いわば絵にかいたもぢになつてゐる状態なんですね。

総理は、今度の臨時国会では補正予算を組まないということを早々と明言いたしておりますが、今おっしゃったように、デフレ対策と不良債権の処理は同時にやらなきゃいかぬわけですね。不自由の処理ばかり加速をすれば、当然總理も御自身のように、企業の倒産が出るし、新たな失業も発生する。それに対するケアをきちんとしないと、これは、不良債権はなくなるというふうに思つてやつていて、夏の道路の逃げ水と一緒に總理を處理したんだけれども、その処理した額を

回る不良債権がまた発生する。
これは去年も、総理も御存じのように、六兆処理して九兆ふえたということになつておりますし、銀行業界全体でいうと、この十年間で七十八兆円の不良債権を処理したけれども、今現実に、現在残っているのは五十二兆というふうに言われておりますが、実際にはもっと多いんじゃないかというのが竹中さんのお考えですから、百兆とか百五十兆とかあるというふうに考えますと、不良債権を処理しても処理しても、デフレや不況が続く限りは不良債権がまた新たに生まれてきちゃうわけですね。
したがつて、両方に力を入れなければいけないのに、今度のは、肝心の不況・デフレ対策に関してもは一切予算措置を取り組まれていない。両方やるというのであれば、何でここで補正予算をきちんと組んで、デフレ・景気対策もきちんとやるんだということを国民にメッセージをしないでしようか。
○小泉内閣総理大臣 補正予算を組めということは、財政出動をもつとしろということですか。私は、国債をもつと発行して、今までのようには、(生方委員「組み替えでいいんです」と呼ぶ)もつと需要をふやせという意見がいろいろ出ておりますけれども、今の時点において、金融改革あるいは規制改革、歳出の見直し、税制改革、これを目先のことだけにとらわれないで、中長期的な点も考えながらやることが必要だ。
今言つたように、不良債権処理と総合経済対策、これはデフレ対策も含みます、両面が必要だ。そういうことから考えて、補正予算を組まないから景気回復しないという単純な構図ではないんじゃないかな。今の経済状況というのは、実に限られた選択肢の中で、あちら立てればこちらが立たずという中で、やるべき改革をやるということが大事じやないかと思いまして、補正予算を組めば、何兆円かの国債を増発して需要を回復すれば、すぐ景気がよくなる、私はそう思えないんです。一面、失業、雇用対策、これはしなきやなりま

うにしてもらう、そのためにはリスクの管理ができるよう、銀行の経営のガバナンスを強化して、自己資本を充実して、それで資産査定をきちっとする、そういう総合的な観点から今回の政策が打ち出されている点をぜひ御理解いただきたいと思ひ

後、資産査定の中でどのぐらい不良債権が出てくるかということはしっかりと見きわめて、その中でやはりきめ細かく評価していくことしかないと私は思います。

そこで、ぜひ御理解いただきたいのは、例えばオーバランス化を進め、バランスシートから取引中でどのようにそれが雇用等々に影響を与えるかということに関しては、これははつきり申し上げまして、技術的に明確なことを申し上げるのはほとんど不可能だということだと思います。

業再生機構に送るものの一につに分けて、産業再生機構に送ったものは生き延びさせる、RCCに送ったものは処理をするということなんですが、いわば国が企業の生き死にを決定する。財務大臣の言葉をかりれば、閻魔大王の役目を果たすということなんですねけれども、民のことは民に任せることの構造改革のいわば本質だと思うんですね。民のことは民に任せると言っておきながら、民の生き死にを官が決めるというのは全然おかしいんじゃないですか、違っていると思いますよ。いかがですか。

す。これも金融再生に絡んで、柳澤大臣から今度は竹中さんにかわったわけですね。柳澤大臣は、基本的な考え方方は、民のことは民に任せらるんだ、銀行の再生は銀行の自助努力に期待しなきやいけないということです。ところが、竹中さんは、それに対して、いわば国有化を辞せずという格好で、国が乗り出していかなければいけないんだということで、そういう姿勢をとつてゐるわけですね。

これは、両者とも小泉さんが指名をした大臣なわけです。我々から見れば、考え方方は百八十度違ひます。

明示されないと、それを達成しようとするには、基本的には貸出部を減らさなければならないんですね。これは、BIS規制もこれからまたもつと厳しくなるということであれば、結局どこにしわ寄せが一番来るかといえば、中小企業に来るんだ。これはもし、不良債権の処理を加速させて中小企業がたくさん倒産するというようなことがあれば、きちんと責任を、竹中さんはどういうふうにとのかわかりませんが、とつていただきたいということを御指摘させていただきます。

やつてオフバランス化する、この場合は雇用には恐らく一切影響は生じないということになると思想します。しかし、それが例えば回収とかそういうことになると、これは何らかの影響が生じるだろう。それが結局のところ、どのような形でオフバランス化していくかということにもよるわけですから、我々としては、とにかく雇用に影響がでかけだけ起きないように流動化を進めるような施策をとる、さらには、委員御指摘のような中小企業に対してはできるだけ新規参入の貸し出しもふやしていく、そういうことを念頭にこれから見えて

生かすかということの重要性は平時において変わらない、重要なと認識しております。しかし、その民間の機能が衰えるとき、やはり国としてやらなきやならない仕事があるだろうということから考えれば、ある程度の介入というものは国家として必要ではないか、これは何事にも両論があるのも事実であります。

実際そんな選別ができるのか、生きる企業、死ぬ企業、難しいじゃないかと言うからこそでき得なかつた。しかし、それは一方では、やらなきやめうまいこと、うまくやつこつけだらけの

うわけですね。ということは、百八十度違う大臣を据えたということは、政策を変えたというふうに国民党は理解をするんですが、政策を転換したというふうに我々は考えてよろしいわけですか。

○小泉内閣総理大臣 それは変えたというのではなくて、構造改革を進めていくためにはどういうことが必要かということから考えたものであつて、私は、いろいろ、銀行の査定にしても自己資金の面におきましても、あるいは経営責任の面においても、銀行としてはよくやっているというふうに思っており、現にして、この間、どうぞ

総理は、四年までは不良債権を八・四%ですか。これを半分にするということをおっしゃつておりますが、非常に短い期間ですね、その期間で不良債権の処理を加速するということになれば、非常に大きな、総理のお言葉で言う国民の痛みというのがあると思うんですが、現在それを加速した場合、大体どのぐらいの倒産が出て、どれぐらいの失業者が出るというふうに予想なさっていますか。

してしくそういうことを総合的になると中で現実的に判断をしていくと、いうのが、やはり行政のところべき姿であるというふうに思います。

ためたとこに詰詰もたくさんあつたれいであります。何やつても批判が出るのはわかっていますけれども、今の民間の活力といいますか、なかなかその選別ができない、本来退場すべき企業も残っているために成長すべき分野が成長できないという状況をどうするかという判断から、産業再生機構という考えが出てきたのであって、私は、不良債権処理に伴う副作用というものをいかにいいように転換していくかという意味において、産業再

れども、果たして国民なり、市場がどう見ているのかということを考えると、まだ甘いのではないかという判断があった。

いわば改革を促進するために、もう一段のやる気を引き出す手法も必要ではないかということから、私は、今回、改革を加速させる手段として、竹中大臣の指導のもとに、より一層銀行にやる気を持ってこれから金融機関としての健全性を發揮してもらおうという観点から今回の人事を断行した。

○竹中国務大臣 基本的には、十六年度までに不良債権比率を半分にするというのは、大変厳しい目標であるというふうには思います。これはしかし、金融システムを安定化させない限り、経済全体が活性化するということはあり得ないわけですから、これは目標として立ててしつかりとやつていきたい。既存の不良債権については、例の五割八割ルールを適用していく。さらに、今

ふうに予想している。厚生労働省でも、最悪、完全失業率が7%になるんじやないかというふうに予想しているわけですね。私は、やはりきちんとした補正を組まないでやれば大変なことになると、いうことだけを指摘いたしております。

それに関連して、今度のデフレ対策では、産業再生機構というのがつくられることになった。これは、今までの不良債権をRCCに送るものと産

生機構の面において国家としての一つの役割を果たさなきやならないという観点から出てきたわけでありまして、これがうまくいけば、もうほつておいても民間活力が出るような状況にしていかなければならぬのが産業再生機構の役割だと認識しております。

したわけであつて、私は、政策転換じゃない、むしろ政策を推進させるための一つの方法であると いうふうに考えております。

○生方委員 これはだれが考えても、政策が全く違つた人が、大臣かわつたわけですからね。政策を転換しないのであれば、別に柳澤さんずっとやめさせていればよかつたわけですから、柳澤さんをかええて竹中さんに兼務をさせたということは政策が

卷之三

卷之三

転換されたということですから……（小泉内閣総理大臣）「推進したんだよ」と呼ぶ。推進した、そういうごまかしじゃダメなんですよ。転換したのであれば、何で転換をしたのかということを国民に説明しないとわからないですよ。百八十度転換しているわけですよ。

だって、民のことは民に任せるんだというのは、それを柳澤さんずっとやつてきたわけですよ。金融危機はないんだということでやつてきたのに、竹中さんになつたら急に、今は金融危機だというふうになつて、認識も変わつちやつたわけですよ。

柳澤さんから竹中さんになつた間、何が起つたのだ、何が金融危機になつたのかと言われば、それは竹中さんの発言によつて株価が暴落した、それぐらいしか考へられないわけですよ。だから、いわばそちらの都合によつて経済危機が起つてゐるわけですからね。政策を転換したのであれば、転換したことときちんと国民に説明せにやいかぬじゃないですか。それを 加速だと強化だとかという言葉でやるから国民党がわからなくなつちやうんです。いかがですか。もう一度お願ひします。

○小泉内閣総理大臣 改革を加速したのであって、私の構造改革路線は全く変更ありません。一つの大臣の発言で株価が下がったから、一大臣の責任に転嫁すること自体おかしいんです。株価というものは世界の状況も影響します。今の世界経済の状況を見たって、一国の責任でやれる範囲と、世界情勢の範囲の中はどうしても影響を受ける範囲があるんです。一つだけとらえて、これに責任があるという、そんな短絡的な状況じやないですよ、世界情勢。その点はわかつていいでしよう、あなたも。

そういうことを考えて、私は、構造改革路線を変換したなんかとんでもない、加速させるためにやつてはいるんです。文豪云々は可いって、な

本は、民のことは民に任せることでよい。民間のことは民間がやればいいというのが基本中の基本で、ところが、金融システムの改革とか産業再生法を見ても、どちらも国が民間に介入しなければだめだという認識でしょう。ということは、要するに、総理が言っている経済構造改革路線というのがうまくいっていないからこそ、官が口を出していいかなきやいけないということでしょう。もう一年半もたつてているじゃないですか。一年半たつて何にも効果が出ないで、逆に国が口を出していくこということは、みずから総理の構造改革路線が破綻したということを認めることになるんじゃないですか。

内閣総理大臣「批判するばかりじゃないか」と呼ぶ)全く人ごとのようじゃないですか。では、もつと自分の考えがあれば自分の考えを、ちゃんと指導力を發揮して、どういうふうにすればいいのかということを国民に説明する義務があるぢやないですか。そんな、わあわあそこで言つてはいるんじやなくて、国民にきちんと説明する義務があるぢやないですか。いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 説明しているんじやないですか。では、対案はどうなんですか。対案を出してくださいよ、批判じやなくて。私はちゃんと具體論を出しているぢやないですか、政府として。どこが悪いのか、具體論を言つてくださいよ。

○生方委員 この間、補選が行われましたよね、参議院と衆議院の補選が。投票率が非常に低かつた。何が原因かというと、要するに自民党は、總理が言つていることと自民党の中ではかの人が言つていることと違つから、国民党は国民党といふのは一体何なのかわからないわけですよ。こんないいかげんな政党がどこにあるんですか。總理が言つていることを平気で批判する人がいて、それで国民に判断してもらえといったって、国民党は判断できないから、白けて半分も行かないわけですよ。

きちんと総理の責任で自民党の中を一つにまとめてくださいよ。わかりづらくてしようがない。何が自民党なのか我々はちつともわからない、これじや。国民の皆さん方は全然わからない。それをきちんととやるようにお願いしますよ。

○小泉内閣総理大臣 そんなに与党が悪けりや民主党が勝つてよかつたじやないですか。何で民主党が勝たなかつたんですか。その方が不思議なんだ。これだけ自民党が悪い、与党が悪いと言ひながら、民主党候補が勝てばよさそうなものを、國民はそう見ていない。その方が不思議でしようがない。

○生方委員 それは、投票率が五割ちょっとしかいかないというのは、これは与党も含めて全部否定されているんですよ。あなたたちが言つてはいる

こと、総理が言つてのことと、いわゆる抵抗勢力と言われる方が言つてのことと全然違うんですよ。違うことを言つられて、国民にどう判断していいんですか。そんなわかりづらい政治をやつなければ総理が言つてゐる改革だってできないですよ。政治に信頼があつて初めて改革ができるんじゃないですか。

やはり政治に対する信頼をきちんと取り戻すよう、党内をまとめていただくようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○保利委員長 この際、筒井信隆君から関連質疑の申し出があります。生方君の持ち時間の範囲内でこれを許します。筒井信隆君。

○筒井委員 民主党的筒井信隆でございます。

私は、大島農水大臣の口きき疑惑の問題に集中して質問をしていきたいと思います。（発言する者あり）まさに、こういう問題を起こす農水大臣のもとで、それをあやふやなままにしながら法案の中身の審議に入れない。極めて前提条件ですよ、これは。こういう問題を解決しないで具体的な中身の審議には入れないから、それを聞くわけです。

もう单刀直入に聞きますが、私の方で今お配りしました資料の一の、農水大臣、見ていただきたいと思います。

私は、いわゆるA氏、コンサルタント会社社長とお会いをしまして、その国会手帳に詳しくメモしてあつた、金をA氏が宮内氏に渡した日を、この紙一枚に一覧表にしていただきました。これだからA氏の自筆でございます。私の目の前で書いていただいた自筆でございます。

平成六年の十二月二十一日の五百円を渡したときから始まつて、最後は平成九年の九月二十六日の五百円、これを渡しております。この「五H」というのは五百円という意味でございます。

十五回、合計五千五百円にわたつてA氏が大島農水大臣の政策秘書に渡したこの事実、今まで

全面的に否定されております。改めてまた、このメモを前にして大島農水大臣に聞きますが、やはり今までと同じように全面的に否定するんですか。それは間違いでしよう。こういうふうに渡つているんでしよう。

○大島国務大臣 前秘書官の問題が報道されて、あるいは御質問等、たびたびに受けました。そのたびごとに私は前秘書官に問い合わせたし、そして、そういう事実があつたのかなかつたのかというふうに對して、今までお答えを彼の報告として申し上げましたとおり、何かを頼まれ、そしてお金を受け取つたということはありません、こういう彼の報告でございました。

○筒井委員 それを私自身の、農水大臣自身の答えとしている、今まで繰り返してきたことでございます。それは具体的にお聞きしますが、この一覧表のうちの下から二段目、平成九年七月一日、五百万元、振り込みの「振」とあります。これは前もつて金曜日の午前中に、私質問を事前通告しております。これは、宮内秘書からA氏に対しても、私の友人の資金繰りが厳しいから、苦しいからその口座に五百万円振り込んでくれ、こういう指示を受けて振り込んだ、このメモでございます。

多くは、いつ、現金幾ら幾らを持つてきてくれ、こういうふうに指示を受けて持つていったわけですが、この七月一日に関しては、振り込みの指示を受けてそこに五百万円を振り込んだ。それで、名前ももう私、事前通告しておりますが、振り込んだ先は、彼の友人である西部瀝青株式会社の樋口彰一郎さんの会社の口座でござります。この事実は認められますか。

○大島国務大臣 筒井委員からの通告の案件は、その西部瀝青の案件でございました。この経過について少しお話を……(筒井委員「いや、今の質問に答えてください。振り込んだ事実を認めるかどうか」と呼ぶ)いやいや、西部瀝青に対しして五百円、あなたは貸したことがあるかというた

か通告ではなかつたかと思うのでございます。

したがいまして、そのことについて私が調べました。そして、その西部瀝青の社長さんである樋口さんという方とまずどういう関係か……(筒井委員「質問に答えてくださいよ。私は振り込んだ事実のことを聞いています」と呼ぶ)そしてお金の貸し借りについてはどうであるかということを聞きましたので、そのことの御報告を申し上げます。

○保利委員長 筒井議員に申し上げます。

指名を受けて御発言をしていただくようにお願いいたします。○大島国務大臣 その振り込みの用紙については初めて私は今拝見しましたので、そのことについてはさらに確かめてみたいと思いますが、その経過、そのところの経過はやはり御説明をする義務が私にあるだろう、こう思いますので。

西部瀝青の樋口氏とは前秘書官は大学時代の同級生であります。それ以来長い友人であつたと聞いております。平成八年か九年ころ、樋口氏が上京し、そしてその後、資金繰りが苦しいといふことをたびたびに相談があつたそうでございました。したがつて、自分はお金がないので用立てられない、こう言ったとの報告でございました。

しかし、その際、初めて上京した際にいわゆるA氏とたまたま引き合わせる機会があつたので紹介したことがある、そしてその後、樋口氏とA氏は互いに仕事をする関係になつたとのことでございました。そういうふうなことから、前秘書官は、いわばかつて引き合せ、お互いに今仕事をしているというA氏に聞いてみてはどうかというふうなことから、宮内前秘書官はA氏に対し、余裕があるなら協力してやつてくれないかと電話をして依頼した記憶がある、その後、A氏と樋口氏は話し合いをしたようで、金銭の貸借をしたようである、ただし、自分、つまり前秘書官自身は、貸借の内容等、金利、期限等については詳細の報告は受けていなかつたとの報告でございました。

A氏に依頼してしばらくしてから、A氏から、

樋口氏にお金を貸したということは聞いたそうでございます。

その後、しばらくしてから、A氏が樋口氏と連絡がとれないということであったので、彼自身からも連絡をとろうとしたそうでございますが、残念ながら連絡がとれない状況の中で、半年ほどしてから樋口氏から突然電話がありまして、今何をしているのか、人に迷惑をかけることをしていないのか問い合わせたところ、樋口氏は、現在別の事業をしており、大変申しわけないということであつたそうでございまして、以来、現在に至るまで連絡がとれない状況であるという報告を宮内からいただきました。

これは、先生の質問通告がございましたので、土日かけてできるだけ問い合わせただし、今そのような報告をお答えするところでございます。

○筒井委員 全くうそをついておりますので、今、具体的にそれをお聞きしていきます。

まず、資料の一の二をごらんいただきたいと思ふが、同級生であるだけではなくて、金を貸しましたが、同級生であるだけではなくて、金を貸した会社、西部瀝青の役員にあなたの宮内氏はなつております、長年間。途中でその役員を辞任しましたが、その後、宮内氏の奥さんが役員に就任をしております。同級生であるだけではなくて、そういう関係。A氏との関係なんというふうなことから、宮内前秘書官はA氏に対し、余裕があ

りますが、同級生であるだけではなくて、金を貸した金をA氏が宮内さんの指示に基づいて振り込んだんだ、この事実、はつきりしているじゃないですか。

○大島国務大臣 この今の資料を私は初めて、きょう見せていただきました。

それで、筒井委員に申し上げさせていただきま

振り込んだわけでございまして、その振り込んだのが次の資料の一の四でございます。A氏の名前、ここには載せておりますが、しかし、私はA氏と言わせていただきます、いろいろな迷惑がかかりますので。そして、今言った西部瀝青株式会社に五百万円間違なく振り込んでいる。

これを、今大島大臣は、A氏が貸したんだといふ言ひ方をしましたが、これは全くの事実に反します。

その次の資料一の五をごらんください。資料一の五は、西部瀝青の樋口彰一郎さんから宮内秘書官にあてた手紙でございます。宮内さんから借りた金、今返済おくれているけれども、こういうふうに返済します、こういう約束をした書面でございまして、さつき何か、その後どういうふうになつているかわからぬとかなんとか言つていましたが、まさにこれは、樋口さんが宮内さんから借りた、この事実を宮内さんに言つている、この事実じやないですか。

この手紙自体、まあ、もう一つまた別のものがあります。まずこの手紙自体、あなたのさつきの答弁がうそであること、宮内さんが貸したんだ、宮内さんが貸した金をA氏が宮内さんの指示に基づいて振り込んだんだ、この事実、はつきりしているじゃないですか。

○大島国務大臣 この今の資料を私は初めて、きょう見せていただきました。

それで、筒井委員に申し上げさせていただきま

資料に基づいて彼に問い合わせたが、私はその御質問あるいは改めての問い合わせがあれば、私はその

資料に基づいて彼に問い合わせたが、私はその

資料に基づいてお示ししたことについてなお調査

してみたいと思つております。

○筒井委員 私は、だから前もってこれを、宮内

さんに対し、振り込ませた、こういう事実関係

を事前通告しているんです。さつき、そういう言

いわけも恐らく考えられるだろと思つたから、

宮内さんが貸したんだ、私が貸したんじゃない

と。だけれどもそれを、だから私は、そうじゃ

なくて、A氏に振り込ませて、そして彼が貸した

んだということをちゃんと確認している、事前通

告しているんです。

それで、この手紙は、明確に、宮内さんが貸し

た、このことを証明する事実ですよ。それを、後

から調査するだとか、そんな、逃げることはでき

ませんよ。ここではつきりその事実を認めてくだ

さい。

それで、これは、まさに金を宮内さんが受け

取ったかどうかの、その問題なんですから。それ

は、前からあなた自身が受け取つていないと言つ

ているんだから。もう十月二十四日から大分時間

がかかるつているんですよ。それを、今現在、ここ

ではつきり答えてくださいよ。そんな、後で調べ

るなんてことを言わぬでください。

○大島国務大臣 今筒井委員がさまざまなもの

お示しされまして、そして問われているわけで

す。私は、事前に、先週のうちにその資料がござ

いますれば、それに基づいて問い合わせたが、

ると思います。したがいまして、今お示しになら

れた資料に基づいて改めて彼に対して聞いてみた

い、このように思いますし、それしか私には今まで

きるすべはないと思つております。

○筒井委員 だから、宮内さんが貸した、その事

実について質問するというふうに私は言つていた

わけです。あなたはまさにその調査をずっと今までやつてきたわけでしょう。それで、こういうふうに証左、資料を示して、私は今も聞いているんですよ。判断できるでしょう、あなたの自身の判断

として。

○大島国務大臣 今筒井委員から資料を示されま

して、そのことについておまえの判断をといつても、やはりその資料に基づいてしっかりと調査を

し、聞いただし、そうすることが私のなすべきことだ、このように思つております。

○筒井委員 では、午後に私はもう一度質問に立つ予定でございます、それまで調べていただけますか。

○大島国務大臣 午後までにできるかどうか。こ

れは、その手紙あるいはその他について調べるには、努力はいたしますけれども、わかりましたと

いう、それほど軽い資料ではないと思いますの

で、しっかりと調査をした上で、問い合わせあれば報

告をする責務を負つていただきたいと思つております。

○筒井委員 今まで宮内さんが言つたこと、この

事実が本当に正しいかどうか、裏づけの調査をさ

れることはありますか。それとも、宮内さんが

言つたことをそのままあなたは委員会や何かに報

告しているだけですか。どちらですか。

○大島国務大臣 最初の週刊誌の報道以来、最大

の、そこで言われたことにつきまして、住宅資金

に充てられた、したがつて住宅資金にかかる資

料は、本当にこれは彼のプライバシーのものま

でこじあけまして、私のできる限りの資料を出さ

せ、言葉を裏づけるそういうふうなものを出しな

さい、こう言つて、今日まで努力してきたつもり

でございます。

○筒井信隆君、どうぞ。

○筒井委員 私の質問に答えてください。

宮内さんが言つたことの裏づけ調査をしたこと

があるのか、それとも、宮内さんが言つたことを

そのままこの委員会あるいは予算委員会、いろいろな委員会で報告しているだけなのか。

○大島国務大臣 彼の言つたことを裏づけできる

資料を集め、そういう中で私の努力をして皆様

方にお答えをしている、これが私の責務だと思つてやつてまいりました。

○保利委員長 筒井議員申し上げます。

この委員会は、特殊法人改革に関する特別委員

会でござりますので、特殊法人改革問題について念頭に置いて御質問なされますようお願いをいたします。

○筒井委員 委員長、今の発言は、それはおかしい

と思つますよ。

○大島国務大臣 こういう問題を引き起こした大臣がそのまま職務ができるのか、そういう問題点、前提問題なん

です。だから、私たつて、こんな問題を引き起

こなければこんな質問はしたくないですよ。だ

れども、こういう問題を引き起こした大臣がそ

のまま職務に精励できるのか。できないでしょ

う。だから、この点はつきりさせなきやいかぬ

のです。だから、私は聞いているんです。

それと、委員長、今も、そういう発言も不公平

ですけれども、先ほど私に対して、不規則発言、

ちゃんと指示を受けてから発言してくださいとい

うふうに言われましたが、自民党的筆頭理事自身

が全くそれに反しているじゃないですか。筆頭理

事の場合はそういう許可を受けないで発言できる

のですか。そういう点は公平にやつてください。

○保利委員長 公平に運営をいたしますが、念頭

に置いてと申し上げましたので、発言は制約はい

たしております。

○筒井信隆君、どうぞ。

○筒井委員 では、今の言つたことについて、ま

さに大臣が先ほど述べたことと全く反対の、そ

の事実を否定する資料があるわけですから、早急に

それを確認した上で、この委員会でもどこの委員

会でも明確にしていただきたい、このことを申し

上げておきたいと思います。

そして、いろいろな事実関係も否定しておりま

すが、まず宮城の会ですが、宮城の会について

は、平成十四年になつて政治団体として届け出さ

れましたね。これは大臣自身の御指示によつて政

治団体として届け出た。このことは、マスコミに

対する答弁でも大臣は答えておられますね。

○大島国務大臣 年に一度お招きをいたいで講演をしておつた関係で、このままでいくのかどう

されるのか、きつとされた方がいいのではな

いかということを宮内に言つたことはございま

す。

○筒井委員 その上で届け出されたわけですが、

この宮城の会の会費が年間五万円。最高時は何社

ぐらいが会員として入つておきましたか。

○大島国務大臣 そのことの前に、一度お答えはしましたけれども、その会のやはり前提を。

平成八、九年ごろでございましたでしょうか、

大島はもちろんですが、若い人たちを応援したい

という思いで、任意団体として集まつて宮城の会

というものをやりますということを、宮内から、

そういう御趣旨があつて立ち上がりさせていただき

た。

私は、それは、そうですかということでお招き

をいたいたんですが、その後そういう御質問等

もございましたので伺いましたら、確かに数字は

わかりません、数十社か、個人も入れてそのぐら

いの方々が会員です、そして年間五万円をいただ

いているようですが、という御報告がございました。

○筒井委員 私はその名簿も見させていただきました。

したが、最高時百社ほど入つておりませんでした

か。

○大島国務大臣 基本的に、私がお願いをし、私

だけのための会といふ、そういう思いがございま

せんでしたので、数はわかりません。

○筒井委員 百社だとすると年間五百万になりま

すが、では、この会費はどう処理されていたかも

あなたは知らないと答えられるのですか。

○大島国務大臣 任意団体として初めて運営されて

おつたとのことでござりますし、一年一回の総会

がございました。そこにお招きをいたいで私は

講演をいたしております。これも筒井委員に

おしゃりをいただきましたが、若い人たちを応援

するということで、当時は自民党推薦でしたが、

平成十年の参議院選挙で、今は御党の代議士さんでございますけれども、そういう方も熱心に応援されておつた。そういう政治活動等々に使つたかかもしれませんし、具体的にどういうふうにそれを使つたか、私は知るすべもございません。

○筒井委員 資料二の一を見ていただきたいんですが、これも宮内秘書とA氏が連名で文書を宮城の会について出しているものでございまして、それから資料二の一、これは、今言いました年間五万円の会費、このことが記載されておりまして、資料二の三では、これは今大臣が言わされましたことですが、このときも大臣をお迎えして新年会をやる、また別に会費を取つてはいる、こういうものでございますが、このときも、今度はA氏と宮部氏が連名で出しておりまして、まさにA氏が一貫をしてこの会の主導的な役割を果たしてまいりました。

そして、資料二の四を見ていたときたいんですが、これはA氏の自筆のメモでございまして、これも国会手帳の中に書いてあるものから書き写していました。

このうち、A氏が直接参加しているのが平成十一年の二月二十五日の会合以前のものでございまして、その以降は直接参加していないということでおざいました。この以前直接参加しているときは、大臣が必ず参加をして講演をして講演料を、二十万から五十万ということでございますが、受け取つてはいたというところでござります。この講演料、この前農水委員会でもお聞きしましたが、あのときもどう処理したか調査されるという約束をされましたが、その後調査が、どういう処理をされたんですか。

○保利委員長 議事の途中ではございますが、ただいま日仏友好議員連盟フランス国民議会議員二コラ・フォリシェ君、ジャン・クロード・ルノワール君、ジエラール・ヴォワザン君が当委員会の傍聴にお見えになつておりますので、御紹介申します。

〔拍手〕

が、宮部さんと大島大臣との関係はどういう関係でしょうか。

○大島国務大臣 今どうでしようかといつても、今は連絡は何もございませんが、ただ、これも、先生でしたかどなたでしたか、お尋ねがございま

す。

○大島国務大臣 調査をいたしました。

私は記憶にあったのは、平成八年か九年ごろか

よう、多くの我が同志の応援をしてもらいたい

お邪魔したと思います。それは、平成十年の参

議院選挙がございまして、先ほど申し上げました

ように、多くの我が同志の応援をしてもらいたい

という思いもあって行つたような記憶がございま

すし、調べました。

確かなところは、まず、平成十一年の一月、平

成十二年の二月と九月、十三年については七月と

いうスケジュールがきつちりありましたし、その

ことについて適切に処理したかと確認しましたと

ころ、大変申しわけないということで、改めて、

二十万の報告を受けおりましたので、その二十

万の届け出をさせていただきました。その二十万

については、スタッフの交通費、宿泊費等に使つ

たとの報告でございましたが、そのまま修正をさ

せていただきました。

それ以前につきましては、総務省に相談した

ら、残念ながらそれは修正はできないということ

でござりますので、返却をしなさいと。もう一度

宮内に確認して、何年から幾らだったのか、そ

ういうことを踏まえてそのように処置しなさいとい

うことで、その処理については言つておきました

けれども、そういうことで申しわけなく思つてお

ります。

○筒井委員 そうすると、一部は政治資金規正法

上の届け出義務違反があつた、一部じゃない、全

部そうなんですね。そして、一部は修正の届け出

をした。一部はだれに返却したんですか。その中

身を具体的に言つてください。

○大島国務大臣 今、平成八年、九年のあたりの

記憶が、まだしつかりきつと調べなきやなりま

せんので、そういうものについて調べて、そして

そういうものを宮城の会に返却するよう命じて

おきました。

○筒井委員 それから、今、この宮部さんです

本会議で何か言つているようですが、この原資不明金六百九十万が不明金である理由として、みずほ銀行に聞いたところが、平成八年以前の資料は

もう存在しておりません。こういう答えだたと

いうふうに答弁されておりますが、これは事実に反しますね。

○大島国務大臣 当時、私が彼に問いただしたところ、宮内夫人がみずほ銀行祖師谷支店に電話で問い合わせたところ、女子行員が平成八年以前の資料は残つておりますとの回答があつたとの報告でしたので、そういうことを私はお答えをさせていただきました。

そして、それでもなお六百九十万について君がきつと説明することが今大事なことだと言つて、奥様が必死になつた結果、資料を提出いたしましたところでござります。

○筒井委員 その事実 자체がうそなんですが、それはまた午後聞きます。

終わります。

○保利委員長 次に、東洋三君。

○東洋委員 総理大臣、おはようございます。

各大臣も、御苦労さまでございます。自由党の東洋三ござります。

○筒井委員 その事実 자체がうそなんですが、それはまた午後聞きます。

終わります。

○大島国務大臣 家の原資で、私がそこが一番問題だということでもう予算委員長を通じてお示し

をした中に、そういう説明がございました。

私は、これは相続税を払つたのかと。そうした

が、贈与税の脱税も認められておりますね。宮内

さんの贈与税の脱税、これはどう処理されるんで

すか。

○大島国務大臣 家の原資で、私がそこが一番問題だということでもう予算委員長を通じてお示し

をした中に、そういう説明がございました。

私は、これは相続税を払つたのかと。そうした

が、贈与税の脱税も認められておりますね。宮内

さんの贈与税の脱税、これはどう処理されるんで

すか。

○筒井委員 その点の責任もあると思いますが、

もう一点だけ確認しておきますが、大臣自身が、

原資不明金六百九十万のうち、これは六百九十万はわからない、その後、三百六十万円については

本会議で何か言つているようですが、この原資不明金六百九十万が不明金である理由として、みずほ銀行に聞いたところが、平成八年以前の資料は

もう存在しておりません。こういう答えだたと

いうふうに答弁されておりますが、これは事実に

反しますね。

○大島国務大臣 当時、私が彼に問いただしたところ、宮内夫人がみずほ銀行祖師谷支店に電話で

問い合わせたところ、女子行員が平成八年以前の

資料は残つておりますとの回答があつたとの報告でしたので、そういうことを私はお答えをさせ

ていただきました。

そして、それでもなお六百九十万について君が

きつと説明することが今大事なことだと言つて、奥様が必死になつた結果、資料を提出いたしましたところでござります。

○筒井委員 その事実 자체がうそなんですが、それはまた午後聞きます。

終わります。

○保利委員長 次に、東洋三君。

○東洋委員 総理大臣、おはようございます。

各大臣も、御苦労さまでございます。自由党の東洋三ござります。

○筒井委員 その事実 자체がうそなんですが、それはまた午後聞きます。

終わります。

○大島国務大臣 今、平成八年、九年のあたりの

記憶が、まだしつかりきつと調べなきやなりま

せんので、そういうものについて調べて、そして

そういうものを宮城の会に返却するよう命じて

おきました。

○筒井委員 それから、今、この宮部さんです

れましたので、今回、自由党案を内閣委員会から本委員会に付託がえするよう求めさせていただきましたけれども、理由がよくわからないまま、与党の反対により認められませんでした。その結果、先週末、内閣委員会におきまして自由党案の審議がされることになり、趣旨説明が行われたとさせたいだきたいというふうに思います。

本来の趣旨から考えますと、先ほど総理からお話をありましたとおり、自由党として対案を出させていただいておりますので、本特別委員会で審議することが当然であると考えますけれども、残念ながらそはならなかつた。このことは、国会運営の問題であり、総理並びに国務大臣の管轄ではありませんけれども、総理大臣は自民党の総裁でもござります。総裁としての総理並びに特殊法人改革等の直接の担当責任者であります石原国務大臣に、政府提出法案とその対案である我々の提出した法案が別々の場所で議論されてしまふといふ、これは国会の運営全体を見ても、また国会審議の活性化という点から見たとしても、極めて不自然でならないと私は率直に思つてあります。まず、この点について、総理大臣並びに国務大臣の御意見を聞かさせていただきたいというふうに思います。

○石原国務大臣

この問題につきましては、ただいま委員が御意見として御開陳されましたように、政府としてコメントをするのは差し控えさせていただきたいと思います。

○東(祥)委員

何といひますか、木鼻をくくつたような御意見で。

先ほど、総理大臣みずからが、議論するとき、対案を用意してやろうじやないかと。そのとおりやらさせてもらつてゐるわけであります。余りにもそつけない。まさに今の国会のありようそのものが露呈されてしまつてゐるんぢやないか。総理大臣、何かつけ加えることはありませんか。——國務大臣じやない。私はちゃんと議長の指定に基づいてやらさせていただいているんです

から。

総理大臣、御意見。

○小泉内閣総理大臣

法案の取り扱いですから、これは国会で、どの委員会で審議するかというこ

とに付いては、政府として、国会の判断にお任せ

したいと思っております。

○東(祥)委員

さて、総理大臣、戦後、数多くの

特殊法人が設立された。その目的は何だったかと

いえば、結局、民間の活動を補充するために設立

されたといったところに第一義があるんだろう

と思います。その意味で、私は、特殊法人等が果

たしてきた今日までの役割と、いうものを否定する

ものではありません。しかし、民間経済が発達し

てきた今日、特殊法人等が果たしてきた役割より

も、特殊法人等が民業を圧迫していることや、あ

るいはまた事業が非効率であること、あるいはま

た官僚の天下り先となつて政官業癪着の温床となつてゐる、こういうことなどの弊害が多くなつて、今日、特殊法人等そのものの存在が本当に必要なのかどうなのか、これが問われるようになつたのではないかというふうに思つてあります。

しかしながら、平成十三年度、昨年度であります。

しかし、二月十八日、特殊法人等整理合理化計画

で、百六十三の特殊法人及び認可法人のうち、乱

暴な言い方をすれば、わずか十七法人のみが廃止

され、そしてまた四十五法人が民営化、つまり、

百六十三のうち、六十二だけが廃止あるいは民営

化され、その他は何らかの形で存続することになつてゐるわけであります。私は、ここに、政府提案の特殊法人等改革法案などのが、特殊法人等統合あるいはまた、独立行政法人化してその実態を残そうとしているにすぎないという本音が浮き上がつてきているのではないか、このように思つてあります。小泉総理は、口を開けば、声だけ大きくて、とにかくやるべきことをやつていくんだというふうに言つてゐるんですが、結果は慄たんなるものだと断ぜざるを得ないのであります。

私は、政治家になつて、総理から比べるならばまだいへいかもわかりません。しかし、政治ど

うのは結果そのものなんだろうと思うわけであ

ります。特殊法人等改革だと大合唱して、百六十

三のうち三分の一は何らかの形で残す必要があ

ります。その意味で、私は、特殊法人等が果たして

いたいと思つてあります。

○小泉内閣総理大臣

法案の取り扱いですから、これは国会で、どの委員会で審議するかというこ

とに付いては、政府として、国会の判断にお任せ

したいと思つてあります。

○東(祥)委員

さて、総理大臣、戦後、数多くの

特殊法人が設立された。その目的は何だったかと

いえば、結局、民間の活動を補充するために設立

されたといったところに第一義があるんだろう

と思います。その意味で、私は、特殊法人等が果

たしてきた今日までの役割と、いうものを否定する

ものではありません。しかし、民間経済が発達し

てきた今日、特殊法人等が果たしてきた役割より

も、特殊法人等が民業を圧迫していることや、あ

るいはまた事業が非効率であること、あるいはま

た官僚の天下り先となつて政官業癪着の温床となつてゐる、こういうことなどの弊害が多くなつて、今日、特殊法人等そのものの存在が本当に必要なのかどうなのか、これが問われるようになつたのではないかというふうに思つてあります。

しかし、二月十八日、特殊法人等整理合理化計画

で、百六十三の特殊法人及び認可法人のうち、乱

暴な言い方をすれば、わずか十七法人のみが廃止

され、そしてまた四十五法人が民営化、つまり、

百六十三のうち、六十二だけが廃止あるいは民営

化され、その他は何らかの形で存続することになつてゐるわけであります。私は、ここに、政府提案の特殊法人等改革法案などのが、特殊法人等統合あるいはまた、独立行政法人化してその実態を残そうとしているにすぎないという本音が浮き上がりつてきているのではないか、このように思つてあります。小泉総理は、口を開けば、声だけ大きくて、とにかくやるべきことをやつていくんだというふうに言つてゐるんですが、結果は慄たんなるものだと断ぜざるを得ないのであります。

ましょうという案を今出しているんです。

それは、具体的提案を出しているけれども、全

部を廃止、民営化しろという、これが果たして具

体的提案と言えるかどうか、そういう問題もある

でしょう。そういうことを考えれば、我々として

の、そして特殊法人として問題のあるものはもつ

と自主性を発揮しようという趣旨で独立行政法人

にして、これも永遠に独立行政法人じゃないんで

す、見直していこうという法案でありますので、

そういう点については、個々の法人を見れば、ど

うしても民営化は無理だ、廃止は無理だというの

もあります。

これをどういうふうに説明されるのか、どのように思われるのか、まず、総理大臣、そしてまたそ

の後に石原国務大臣に、御所見をお伺いしたいと

思います。

○小泉内閣総理大臣

自由党の、趣旨は私は理解できます。

しかし、自由党の提案が、三年以内に全部特殊

法人を民営化か廃止しろという提案であります。

しかし、実際、個々の法人を調べて、そんなこと

できるのか。例えて言えれば、ゲノムなんかの研究

をしている理化学研究所、これは民間で本当にで

きるのか。廃止して、ではどこがやるのか。ある

いは、文化交流なんかやつて、民間でできるのか。

これを本当に廃止しちゃって、どこがやるのか。

あるいは、医療とか福祉等の事業団これを今廃

止しちゃって、民間でできるのか。できない部分

があるのは、医療とか福祉等の事業団これを今廃

止しちゃって、民間でできるのか。できない部分

のなかにあるんぢやないか。政府がやらなくていい

のか。そういう法人もあるんですよ。

だから、我々としては、民営化できることは民

営化しましょ、廃止できることは廃止しましょ

う、特殊法人のいわゆる経営責任がはつきりして

いない、あるいは事業を見直ししなきやいかぬと

いうところはもっと独立性を生かしたような独立

行政法人にして、これは永遠じやない、社会経済

情勢の変化に応じて独立行政法人も見直していく

當化等が七法人という四十六本の関連法案を今回提出させていただいたわけでございます。

そして、国の関与の必要性が高い事業を行うものについて独法化する。独法といふものは、特殊法人の弊害、すなわち、廃止するといつても法律を廃止しない限り廃止にならないので、事業を自分たちでどんどん増殖させていつて、しかも天下の温床になつてゐるといったような、そういう弊害を除去するための仕組み、同僚の山名委員の議論の中でございましたような評価と情報の公開、こういうものによつて委員の御懸念を払拭するよう仕組ませていただきましたので、第二の特殊法人という御批判は当たらないのではないかと考えておるところでございます。

○東(祥)委員 総理大臣、総理大臣が言われることは、一見もつとものよきなイメージを与えると思います。ただ、基本的に、総理が考えていること私が思つてゐることには大きなギャップがござります。私たちが申し上げてゐるいわゆるサンセット方式は、いわゆる特殊法人あるいはまた国民の税金を使った法人なるもの、それがある年月を経てそれなりの役割を終わつてしまつた、そのときにどうするのか、そういう考え方であります。

ここに数々の、官僚の皆さん方が頑張つてくださつたいろいろな結果報告あるいはまた検証報告、そういうものがあります。総務省の官僚の皆さん方が頑張つて、廃止すべきことができるかどうか、すべての各法人についての記載がなされている問題であります。

私たちが申し上げておるのは、三年の間にできるだけ廃止の方向に持つていく、その間、総理大臣が言わるとおり、これは果たして残すべきものなか残さないいいものなのか、その検討といふのは当然必要になつてしまひます。しかし、結果として残す必要があるとするならば、それは国として抜わなければならぬ。國としてその役割を担つていかなくちやいけないということであるならば、別に独立行政法人をつくらなくても、

国がちゃんとして、それを管轄していくまではありますよと、いうことを明確にしていかなければなりません。

先ほど来議論が出ているとおり、独立行政法人なるものを一九九九年の段階でつくつて、現実にデータとして出ているとおり、また調査してみれば、役員の総数が特殊法人等と比較して増加したとか、あるいはまた幹部が九割り天下りとの報道もあります。それが真意であるとするならば、まさに官僚によつてつくられ、そして官僚が自身の、保身と言つてよろしいんでしようか、すべての人間は保身を持つてゐるわけですから、それを全面的に私は否定しません。しかし、小泉総理が言つておる、政治主導のもとに行われている特殊法人改革とは別の方向に行つてしまつてゐるんじゃないのか。

そのことに対する国民の非難が強くなつてきましたときに、改めて独立行政法人の中身をさらに審議していかなくちやいけない。特別監査制度をつくりましたよ、あるいはまた、先ほど総務大臣がお話をありましたとおり、各省庁のもとに評価委員会をつくりましたよ、そこで検討していつてもらう。すべて問題の先送りではありませんか。

私が申し上げておるのは、世界各国にいろいろな法人改革というものがござります。そのとき

に、官僚を入れて、官僚によつて結論を出してしまえばうまくいかなくなるということは、古今東西の歴史を通してわかっていることですよ。石原

國務大臣がその専門大臣としてちゃんと責任を与えられたとするならば、政治家同士がちゃんと決断をしてこうするんだといふことを決めない限り、それはできるものではないのではないか。総理大臣が言つておること私が言つておること、

一見して似てゐるように見えても本質的な考え方が違う。別の言葉で言えば、ビジョンといいますか、いわゆる民営化に持つていく、あるいはまた

国家が担わなくていい、その問題をびしつと國の前に説明すべきことなのではないかといふことを申し上げておるわけであります。

政治と行政、私は、これは敵対するものじやないことは、道路公団が民営化であろうがどう

別の言葉で言えば、小泉総理が考へておる特殊法人等の改革におけるビジョンとは一体何なのか。政治家がそれを示さない限り、官僚は各省庁と議論して、この幹部は多過ぎるね、いや、この幹部を半分にすればこれは大変なことになつてしまふ、腰だめで、それぞれ皆さん、みんな知つておる人たんなわけですから、そんな改革をしていて本当に小泉さんが言つておる改革なんてできるんですか。

そういう意味で私たちは、先国会において、先ほど申し上げましたいわゆるサンセット方式、まことに、一つの基本的な考え方を示させていただけます。いかがでありますか。私は、まず廃止するんだ、あるいはまた、まず民営化に持つていくんだ、その間、すぐにはできないだろうから三年間の暫定措置をつくりましょう、その上で、国が扱うべきもの、それは国がちゃんとやつておけばいい、独立行政法人なる何かわからぬものをつくるという必要はないんじやないか。それで、いつておるわけであります。いかがでありますか。

○小泉内閣総理大臣 やはり、これは先ほど言つたように、趣旨はわかる。三年以内に全部民営化しろ、廃止しろ。どうやって民営化するかといふのは、組織によつて違うでしよう。今やつておる、道路公団の民営化。民営化しなさい。三年以内にどうやつて民営化を、具体論が出てこなければなりません。

この民営化の問題についても、民営化するためには法案が必要です。あるいは住宅金融公庫もその第三委員会もさきの国会で通過をさせ、議論して年内に結論を出す。

いと。政治の主導性というのはあります。政治が方針を出す。行政、役所、役人はそれを執行する。別に敵対視するというんじゃないんですよ。一番わかっている役所、国民の公僕、公務員、これは敵視するものじゃない。やはり政治の主導性のものに、しっかりと、その方針に乗つて執行してもらう大事な役割を行政も持つておるんです。ただ敵対すればいいというもののじゃない。その辺をよく考えて、政治が、国民の公僕たる公務員に、その方針に従つてどう意欲を持って働いてもらわうかということも大事なんですね。そしてこの独立行政法人にしても、これは永遠に独立行政法人といふんじやない。中期的目標、これは常に見直さなきいかぬ。組織、業務の定期的な見直し、ちゃんと趣旨は入つておるんです。そして、業績主義に基づく人事管理、財務運営の弾力化、さらに情報の公開、企業会計原則の導入、しっかりと入つておるんです。

そういうことを含めて、ただ廃止、民営化、三年間と言つて、どうやって民営化するのか、どうやって廃止するかという具体論がなしに、それは単なるスローガンと同じじゃないですか。むしろ具体的論を出しておるのは小泉内閣だ。スローガンに終わつていらないという一つの証拠が、この法案審議になつておるんじゃないですか。

○東(祥)委員 総理大臣、例えば道路公団ということを考えてみたいと思うんですけど、各地域ごとにまたがる道路というものは、それぞれの管轄地域だけでは扱うことができる。道路といふものは、ある意味で、国道なりあるいはまた県道なり、それはまた検討しなければならない部分といふのは出てくるかわかりませんけれども、基本的には、國家が扱わなければできない問題じゃないですか。つまり、そういうことは國家がやるんだという一つのコンセプトなり基本的な考え方を持たない限り、決めるることはできないでしようということを私は申し上げておるわけです。

高速道路において一番多くのユーバーが心配していることは、道路公団が民営化であろうがどう

であろうがということじやありませんよ。最大に心配していることは、心配というか不便なことです。何で本線にあれば料金所があるかといふことです。首都高速で乗りたい、どうして幾つもの料金所を入ろうとするときに、自分は例えば東京から乗つて名古屋であります。おもしろいじやありませんか。コンピューター化時代にあって、首都高から今度高速道路に乗りかかるときに、何で料金所を経過しなくちやいけないのか、こういう素朴な疑問を国民の皆さん方といふのは持つているんですよ。

そういう問題が国民にとって重要なことであり、道路そのものの建設なり、本当にそれが国家的に必要だとするならば、それは、民営化なりあるいはまた別の形での法人ではなくて、国家それが真正面からとらえていけばいいじやないか、そのことが言っている哲学じゃないのか、というふうに言つていいんです。そのことは、小泉総理は何にも説明することがない。何か評判になることがあるとするならば、それをただ単にスローガンのごとく言つているのは小泉さんじやないのか。もつと私は具体的に聞きたいというふうに思います。

政府が提出している独立行政法人、そのもとで、先ほど総務大臣が言われました、評価委員会ができるんだと。評価委員会といふのはだれによつて選ばれるんですか。これは同意人事ですか。だれが選ぶんですか。そしてまた、各省庁のもとにこの評価委員会ができて各法人ごとの評価をしていく。そこには官僚は介在しないんですか、どうなんですか。まず、その点についてお答えください。

○小泉内閣総理大臣 最初の、道路公団の問題を言いましたけれども、今問題があるから私は組織指摘された、何で料金徴収所がたくさんあるんだと。現状は問題がある、だから民営化できるところは民営化しなさい、組織形態の見直しをやって

いるんですよ。今のが現状問題がなかつたら、何も、そのままいいですよ。

税金のむだ遣い、だれも負担しない、地方も負担しない、料金徴収所、このままいつたら将来だれが負担するのか。みんな、道路つくれ道路つくれと言つて、あと問題は税金で負担してくれと。こんな税金のむだ遣いはないだろうというこ

とから、今の道路公団の問題はそのままによくな

いと思つてゐるから、民営化できるところは民営化しろ、民営化できた形態だったらもつと採算性も考へるだらうと。民営化できる道路というのはどの部分なのか。しかし、民営化できない部分の道路、だつたら、だれが負担するのか。そういう問題があるからこそ、今、民営化の議論をしているんでしよう。

総論がない、哲学がないと。とんでもない。現

状維持ではだめだから組織の形態見直しをやつて

いるんですよ。あなたの批判は全く当たらない。

そういう面においても、私は、後の、どういう行政評価でやるのか、総務大臣に答えていただきますけれども、現状に問題があるからこそ見直しているんでしよう。その辺を理解してもらわなきや困る。

○保利委員長 東祥三君、時間が来ています。

○東(祥)委員 今、極めて厳しい口調で私に対

して申されているので、私も厳しい主張で言わさ

せていただいておりますが、総理大臣、私が申し上げているのは、例えば道路公団という形式そのものも鋭く問われなければならない問題であると

思ひます。しかし、私が申し上げているのは、道

路そのもの、これに対する国家がどのように関与

していくのかということも、当然、総理大臣の頭

としてなければならぬじやないですかといふ

ことを言つてゐるんですよ。そして、今総理大臣

がかかるんではありませんか。

同じように私たちは、まず基本的な考え方として、特殊法人等に關しては、まず日本銀行以外に關しては基本的に廃止であり、民営化の方向に

持つていくんだという哲学のもとに見直し作業を

していくわけあります。やり方が違うんですよ。さらには、前提になつてゐる基本的な考え方

が違つて、このことだけ申し上げて、時間が来ま

したので、これでやめさせていただきたいと思

ます。

ありがとうございます。

○保利委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございま

す。

今、国民党が特殊法人改革にどういふことを期待

しているんだろうか。私は、第一に、まだな部

門を思い切つて削減する、このことだと思います。

本来企業や業界の責任と負担で行うような、そ

ういう事業を肩がわりしたり、あるいは企業への補

助金ばらまき機関、ないしは公共事業の浪費を進

める部門、そういう部門はきつぱり廃止縮小す

る、これが大事だと思うんですね。第二は、特殊

法人が所管官庁の高級官僚の最大の天下り先に

なつて、これを改めて、政官業の癒着、利権構造をしつかり断つ、これが一番目です。第三に、国民生活にとって必要な事業は、内容を改革

して、むしろ公的部門として一層充実改善する、

こういうことも大事なわけですね。私は、こうい

う三点を国民党は望んでいると思いますし、私たち

自身も積極的な改革の提案をしまして、国民的な

呼びかけをしております。

今度この委員会に出されている四十六本の法案

なんですが、特殊法人を大体独立行政法人へ衣が

えするということになつていまして、肝心のこう

した中身の改革が見えてこない、このことをまず

指摘をしておきたいと思うんですね。

第一に、まず総理にお聞きしたいんですが、む

だら浪費の事業、この部門をきつぱり廃止すると

ます。一兆円以上の不良債権を持つてゐるところ

が言つてゐる道路公団を民営化させていく、時間

をしないとよくわかりませんので、一つの例をま

ず挙げてみたいと思うんですが、石油公団の問題

なんですね。

いうことが明らかになつて、小泉内閣が特殊法人

改革の第一弾として廃止を打ち出されました。總理、これは本当に石油公団、廃止したんですか。

○小泉内閣総理大臣 総論については、各党各委員、似たり寄つたりといることだと思います。

今、各論に入つて、石油公団の問題が出ました。これも、税金のむだ遣いもあるんじやないか、國としてやらなくてもいい部分があるんじやないか、あるいは國としても、どうしてもやらなければなりませんが、みんな、道路つくれ道路つくられと言つて、あと問題は税金で負担してくれ

と。こんな税金のむだ遣いはないだろうということがあります。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございま

す。

今、国民党が特殊法人改革にどういふことを期待

しているんだろうか。私は、第一に、まだな部

門を思い切つて削減する、このことだと思います。

本来企業や業界の責任と負担で行うような、そ

ういう事業を肩がわりしたり、あるいは企業への補

助金ばらまき機関、ないしは公共事業の浪費を進

める部門、そういう部門はきつぱり廃止縮小す

る、これが大事だと思うんですね。第二は、特殊

法人が所管官庁の高級官僚の最大の天下り先に

なつて、これを改めて、政官業の癒着、利権構造をしつかり断つ、これが一番目です。第三に、国民生活にとって必要な事業は、内容を改革

して、むしろ公的部門として一層充実改善する、

こういうことも大事なわけですね。私は、こうい

う三点を国民党は望んでいると思いますし、私たち

自身も積極的な改革の提案をしまして、国民的な

呼びかけをしております。

今度この委員会に出されている四十六本の法案

なんですが、特殊法人を大体独立行政法人へ衣が

えするということになつていまして、肝心のこう

した中身の改革が見えてこない、このことをまず

指摘をしておきたいと思うんですね。

第一に、まず総理にお聞きしたいんですが、む

だら浪費の事業、この部門をきつぱり廃止すると

ます。一兆円以上の不良債権を持つてゐるところ

が言つてゐる道路公団を民営化させていく、時間

をしないとよくわかりませんので、一つの例をま

ず挙げてみたいと思うんですが、石油公団の問題

なんですね。

いうことが明らかになつて、小泉内閣が特殊法人

改革の第一弾として廃止を打ち出されました。總理、これは本当に石油公団、廃止したんですか。

○平沼国務大臣 御承知のように、さきの通常国

会におきまして、石油公団と、そして金属鉱業事

業団といふものを廢止いたしました。そして、平

成十五年度を目途に、新たに、石油天然ガスそ

て金属鉱業機構、こうふうものをつくることに相なりました。

御指摘の石油というのは、国家のエネルギーの安全というのをいかに確保するか、これが非常に大切なことでございまして、しかし、今御指摘のようなこともございましたので、支援対象プロジエクトといふものは厳選をしまして、支援比率も五割以下にする、こういうことであります。

ギーの五二%は石油でございます。そして、そのうち八八%は中東に依存しなければならない、こういうことを考えると、やはり非常に、このエネルギーの大宗を占めている石油というものを安定的に自主的に開発していく、こういう面ではしっかりやつていかなければなりません。しかし、どうしてもそういう面もあるわけでございまして、私どもとしては、むだを省き、効率をしつかりと担保しながら国のエネルギー安全対策上やる、そういう措置も必要であるという形で、ここは戦としてやつていかなければいかぬ、こういうふうに思っています。

は、成功払い制度で、発掘しなかつたら全部それはいいですよという仕掛けをつくって一兆数千億円の負債ができたわけですね。エネルギー政策は大事です。しかし同時に、そういうやり方をそのまま、中身としては形を変えて引き継いでやっているということが大きな問題ではないかということを私は指摘をしているわけですね。

第二番目に、もう一つ総理にお聞きしたいんです
が、政策投資銀行というのがございますね。この政策投資銀行といいますのは、コンビナートの建設などの大企業のための産業基盤整備に長期低利の融資を行うということを中心にしてしまし
た。大破綻した苦小牧東部開発、それからむつ小川原開発、大赤字の東京湾横断道路、アクアライ
ン等々、採算の見込みのない事業に大変大きな、
巨額の資金が投入されてきた。いずれも国民と自
治体に重い負担を背負わせるものになつてゐる。

総理、なぜこのような部門、このような法人、これこそ私は見直す、廃止縮小するということが問われているんじやないかと思うんですが、この点はどうですか。

○小泉内閣総理大臣 だからこそ見直すと言つて
いるんです。見直すと反対論が多いですね、必要
が必要だと。しかし、私ははつきり見直すと言つ
ています。現時点で必要なことと中長期的に見て
いるべきこと、見直すべきことについてお尋ね

期的に見て見直すんだつたら、どの程度時間をかけて見直すか。

政策投資銀行も例外ではありません。いかに税金のむだ遣いをなくすかというのが特殊法人改革ですから。税金で負担すれば国民の負担がないと思っている人は多い。道路一つとってもそうです。政策投資銀行でも、長期、低利、借りる方にとつてみれば楽でしょう。では、一体だれが負担するのか。それをなくすというのが、むだ遣いをなくすというのが特殊法人改革なんです。しかし、一舉になくせないから、見直すと言っているんです。

○塙川国務大臣 政策投資銀行につきまして、先ほどおっしゃいました苦東それからむつ小川原、これは北東公庫の貸し付けだつたんですね。そこで、北東公庫が經營的にその使命を終わつた、そして開発の見込みを他にゆだねていくということをいたしましたので、その債務を引き継いで、政策投資銀行で債務引き継ぎ、それでその整理に現在かかつておるところでございまして、それは整理合理化の一環として行つたものであるというところであります。

○春名委員 今出た苦東は九九年に破綻しまして、ところが政府は何とかこの事業を引き継がなきやいけないということで、それこそ政策投資銀行政から五四%の出資をさせて新会社を設立して無理やり事業を継続させたけれども、全く展望がな

い、今でもそういう事態になつてゐるということですから、今、廃止の選択肢があるのかといふことを聞いたんですが、実際にはこの整理合理化計画の中ではそういう選択肢が示されているわけではないんですね。しかも、こういうむだな融資はなくなるという仕掛けは、私が見た限りは全然ないですよ。こういう問題になつてゐるじやないですか。

立行政法人に今度衣がえいたします。水の管理、安定供給は大事ですが、それはともかくとしておいて、むだと環境破壊、大きな県民の批判がある例えば岐阜の徳山ダムとか栃木県の思川開発とか、こういう十三の事業を完成させる仕事はそのまま引き継ぐ、こうなっているじゃないですか。

さらに、一期工事でさえ採算のめどが立つてない関西空港の株式会社、これは特殊法人ですが、一兆五千六百億円という浪費になりかねない二次工事がそのまま継続される、こういうことにもなつてないじゃないですか。

ですから、率直に言いますけれども、むだを削らるる、私はその余命は大香料であります。当社

です。しかし、一つ一つのその姿を見ていて、なぜこの部門が縮小されないんだろうか、なぜこの部門が独立行政法人に変わつたり、そういう形で残っている。ここにメスを入れるのが本当の特殊法人改革だということを、私は改めてきょう指摘しておきたいと思いますし、今後の議論で詰めていきたいということです。

問題は天下り禁止をどうするかということなんですが、総理、天下りの禁止についてはこの特殊法人改革でメスが入るんでしょうか。

○小泉内閣総理大臣　天下り、これをいかにやめていこうかという趣旨も、今回の特殊法人見直しの中に当然入っております。

今回の問題におきまして、今塩川大臣から話がありましたが、北海道東北開発公庫が廃止になりましたように、北陸開発公庫が廃止

なった。税金のむだ遣いと言いますけれども、一部の地域においては、民間がやってくれないところを国がやれという声が依然として強いわけです。地域の開発にとつてもそうです。そういう点、今の特殊法人といふのは、結局、民間はできないところ、廃止できないから財政出動していくけれど、税金で面倒見てくればどうのがどんどん広がるから肥大化してきたわけでしょう。採算と効率

○春名委員 ですから、その天下りの問題を今度の改革の中で何をどうされようとしているんですか。
○石原国務大臣 ただいま総理から御答弁されましたように、今回の特殊法人改革の中で、この天下りの問題については取り組ませていただいております。
先日、さわやか福祉財団の堀田力理事長、元法務省の官房長をやられた方からも私お話を聞かせました。九〇年当時に官房長であつたそ�でございますけれども、今は違うかもしけないけれども官房長の仕事が〇Bの再就職のあつせん、これに頭を大変痛めた経験がある。すなわち、総理も申されたように、各府省の〇B対策の一環として天下りがなされるようなことがやはりあってはならないわけであります。

公務員の再就職については、国民の皆様方の厳しい批判というものがあるわけでござりますので、昨年閣議決定いたしました特殊法人等整理合退職金の大幅削減あるいは給与の削減、内閣が、役員の人事及び待遇のあり方について透明的で客観的なルールを公表しますとともに、各府省に対する監視体制を強化する、あるいは、法人の子会社等への再就職を含め情報を徹底的に公開するなどの措置をとっておりますし、具体的にはもう既に、役員の給与が一割削減、退職金が三割削減、四月から実施をしております。

○春名委員 退職金の話はいいんですよ。天下り、特殊法人が最大の天下り先になつてゐるわけですね。そしてそこが、子会社にまたその役員が行つて、そこに仕事を全部回して利益を得る、そこからまた献金が来る、こういう仕掛けがあるわけですねよね、これを変えなきやどうにもならない。退職金の一割削減というのを知つていますよ。それで全部なくなるんですけど聞いてるんですよ。なくならないですよ。

昨年四月から五十七の国立機関が実際独立行政法人に移行していますけれども、その実態、どうなつてゐるか御存じでしょ。

朝日新聞の四月十四日の調査でも、独立行政法人の役員数は、発足前の幹部相当職員数に比べて八〇%以上、七十六ポストもふえている。そのうち、横滑りした幹部と所管の省庁からの天下りが九〇%を占めている。中には、一たん公益法人の役員に天下つっていた省庁の官僚が、もともと天下り前にいた部署が独立行政法人になつて国と切り離されたことを機会に出戻りして役員に座つてゐる、そういう例すらあると。

ですから、特殊法人を独立行政法人に変えるからといって天下りがなくなるわけじゃないんですね。これはもうつきりしていることなんですね。ですから、具体的に禁止しなきやだめなんですね、具体的に。

具体的にお聞きしますけれども、典型的な事例

は道路四公団です。総理は今、民営化の議論を盛んにされているわけですが、その議論によつて、実際天下りや利権構造、この道路四公団はなくなつていくんでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 道路公団の問題につきましては、今、第三者機関で議論をしております。私は、その第三者機関の結論を尊重してこれから法案づくりに取りかかるということになります。

要は、税金をいかにむだ遣いしないかということのが特殊法人改革の主眼の一つであります。

私は、特殊法人が廃止になり民営化になつた場合は、そ

れはもう政府の関与するところはないんですか

ら、その民営化した会社が、廃止された問題は問

題ですか? それとも、民営化された会社がどうやって運営をするかということは民営化会社に任せれば

いい。もう天下りの余地、なくなるじゃないですか

か。だからこそ、民営化できるものは民営化になさない、廃止できるものは廃止しなさいと言つて

いるんです。

今回も、残されたものについても、もう役所

が、この特殊法人というのは、そのまま役所の〇Bが天下り機関としていくと、いうものはそうないからと、いうことで指示しているわけですから、私は

は、その趣旨に沿つて今、改革が進められるといふふうに御理解いただきたいと思います。

○春名委員 民営化すれば、今構造的に天下りがなくなるということとは別問題なんですね。

もう総理なんかはよく御存じだと思いますが、

これは、国土交通省の幹部が道路公団へいかに指

定席で天下つてゐるかというのをちょっととつくつてきたんですけども、歴代事務次官、全部、道路公団副総裁にきちつと天下りしてゐるんですね。指定席になつてゐるんですね。この

問題ですね。指定席になつてゐるんですね。こ

ういう問題。

あるいは、この道路公団の下に、子会社、ファ

ミリー企業がたくさんありますね。大体七百社を

る、債務は税金で面倒を見る。しかし、それに関

超えて、公団からの天下りは二千五百人という規模に及んでいます。そして、それらの企業が道路関係の仕事をほぼ独占するということになつていて、わくないです。

先日、九月の二十日ですか、道路公団の民営化委員会で公表された資料を見ましたら、二〇〇一年度ですが、日本道路公団からの調査測量業務を受注した七十六社のうちで、〇Bを受け入れた人

数が一人の企業への受注額は四億二千万、二人を

受け入れた企業へは五億六千万、三人を受け入れた企業へは六億九千万、四人を受け入れた企業に

は九億九千万、五人を受け入れた企業は十二億五千万、見事に比例して、〇Bを受け入れた人数に合わせて子会社への受注額がずっとふえていく

いる、こんな事態になつてゐるんですね。

重要なのは、この七十六社というのは、全部、民営化をすれば天下りという構造がなくなつて利

権構造がなくなるなんて、全然そうじゃないんで

すよ。一番大事なことは、天下りそのものを重大な問題として政治がきつと規制することじゃな

いでしょうか。その手だけが私は見えないんですね。

公務員や特殊法人役員に対して、関連企業への

例えば就職禁止。私たちは、就職前五年間在職し

ていた国機関や特殊法人と関係や契約関係があつたり、密接な関係があるそういう営利企業、

業者団体の一定の職につくことはできないように

するとか、あるいは、特殊法人役員に占める国

の行政機関出身者の比率を制限するとか、当然、

渡り鳥を禁止するとか、そういう実効ある天下り

禁止を法律にして踏み出していくことが

特殊法人改革じゃないですか。なぜこれをやら

ないんでしよう。どうぞ。

○小泉内閣総理大臣 今指摘されたような問題が

あるから、私は民営化なり廃止しろと言つて

いるんでしょう。

だから、私は民営化なり廃止しろと言つて

いるんでしょう。

だから、私は民営化なり

こんなことでは、特殊法人改革になりませんよ。そのことをはつきり申し上げておきたいと思います。

最後に、国民の暮らしの問題で一言だけちょっと聞いておきたいと思うんですね。やはりそういう大事な分野、先ほど議論もありましたが、必要な分野は充実させること大事だと思うんですね。その点で、一つ気になることがございました。日本育英会が廃止されようとしています。

世界一の高学費に加えて、戦後最悪の不況。経済的理由から、中途退学、修学旅行すらあきらめなきやいけないような学生さんがふえている。今、奨学金制度に必要な改革は、貸与制、有利子偏重、そういう制度から、欧米並みに、無利子奨学金の拡大、給付制への移行、枠の拡大、そういう改革が問われているわけですね。そのときに、わざわざ日本育英会を廃止して独立行政法人化するという。何でこんなことするんですか。

○遠山国務大臣 日本育英会につきましては、昨年十二月の閣議決定におきまして、これは一たん廃止はするけれども、他の学生支援業務と合わせて新しい独立行政法人にするという決定がなされました。今回の法案、今回は法案としてお願いいたしておりますけれども、平成十六年四月を目途にいたしますと、そういうしっかりと決意をもつてやるための新しい組織に転換するわけでござります。

しかし、その際に、奨学金の今の無利子あるいは有利子の制度についてはしっかりと受け継いでいくということでございますし、奨学金の重要性につきましては、これは総理もいつも御心配をいたしております、先般の党首討論でも明確におっしゃいましたし、閣議決定でもなされておりまして、来年度の概算要求におきましては五千八百一億円要求いたしておりますが、これは、ことしに比べて六万九千人増、トータルで八十六万七千人に対する奨学金の増を今要求しているところでございます。これは、しっかりとやつていきたいと思っております。

○春名委員 時間が参りましたので終わりますが、今、人数がふえているというのは、有利子化の奨学金がふえているんですね。ローン化になっているんじゃないかという意見だつてあるんですね。その点で、いつ気になることがございました。日本育英会が廃止されようとしています。しかも、最後に行きますけれども、「新たな学生支援機関の在り方について」というのを十月の七日に出されていますけれども、それを見ると、学生と新しくつくる独立行政法人の間に民間の債務保証機関を介在させて、奨学金を借りたい学生は、債務保証機関に年間二万四千円から三万六千円、保証料を払わねばならなくなる。それから、回収業務を民間の業者に委託させて徹底的に催促する、取り立てをする。貸金業じゃないですか、これでは。こういう事態、大学院の修了者の返還免除制度も廃止するという計画でしよう。これが、改正ですか。改悪じゃないですか。こういうものはやめて、本当に暮らしを応援するところは拡充する、これが本当の特殊法人改革だということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○保利委員長 次に、日森又尋君。

○日森委員 社民党的日森又尋でございます。個別の課題は後ほど論議をする時間がたくさんあるようですから、きょうは、総理初め関係大臣に基本的な問題を改めてお聞きしたいと思っております。

先ほど来、総理からもおっしゃられていますが、現在の特殊法人、確かにたくさん問題を抱えています。

責任体制のあいまいさということも指摘をされています。それから、経営の自律性が欠如している、天下りが常態化、今お話をありました。それから、これが持っている宿命と言つてもいいのかかもしれないが、組織、業務が自分増殖をしていく、どんどん肥大化してしまう。これらの問題は、全部ではありませんが、政治が介入をしてこれだけ財政を悪化させたり、ファミリー企業の問題を起こしたり、いろいろなことが入をしてこれだけ財政を悪化させたり、ファミリー企業の問題を起こしたり、いろいろなことがあります。

○小泉内閣総理大臣 民主主義の国では、大体似

ますが、こうした問題が共通の認識になつていて思っています。

それ以外にも、むだな公共事業によって巨額な債務を抱え込んでしまって財政が悪化をしてしまいます。それから、いわゆるアーミリー企業といいま

すが、しかしながら、それがやつてくださいという声ですが、しかし、問題は、その前に、何がこういう結果をもたらしてしまったのか、このことについてきちんと総括をする必要がある。責任の所在も明らかにする必要がある。

これららの問題について、だから見直しをして民営化を進めるんだというのが総理の御主張なんですが、しかし、問題は、その前に、何がこういう結果をもたらしてしまったのか、このことについてきちんと総括をする必要がある。

どうもこの国は責任を明確にしない。銀行の問題もちょっと私はひつかかっているんですが、銀行の問題を破綻させておいて、これは竹中さんの話じゃないからいいですが、そちらに質問は振りませんけれども、銀行が破綻をしても、結局、経営者の責任を問わないという体制がずっと続いてきた。

今回も、特殊法人がこんなにひどい状況になつている。しかし、一体何が原因で、だれが責任をとらないやいけないのか、だれも、どこも明らかにしないでいいですが、そちらに質問は振りません。

これはどうも、実は、こういうことが起きてきたのは、全部ではありませんが、政治が介入をしてこれだけ財政を悪化させたり、ファミ

リーエンタープライズの問題を起こしたり、いろいろなことがあります。

これはどうも、実は、こういうことが起きてきたのは、全部ではありませんが、政治が介入をしてこれだけ財政を悪化させたり、ファミリーエンタープライズの問題を起こしたり、いろいろなことがあります。それから、経営の自律性が欠如している、天下りが常態化、今お話をありました。それから、これが持っている宿命と言つてもいいのかかもしれないが、組織、業務が自分増殖をしていく、どんどん肥大化してしまう。これらの問題は、全部ではありませんが、政治が介入をしてこれだけ財政を悪化させたり、ファミリーエンタープライズの問題を起こしたり、いろいろなことがあります。

○日森委員 私の質問はそういうことではなくて、大変失礼なんですが、つまり、政治が介入をした結果そういうさまざまな問題が生まれていた

たり寄つたり、政治家は選挙がありますから、選挙区の有権者の声には耳を傾けるのがこれまで当然であります。そうなりますと、ああ、これをやつてください、あれをやつてくださいという声を聞かないと次の選挙には当選できません。

そういう点で、できるだけ負担は軽く、税金で面倒見てくださいという声が有権者の中には強いわけであります。税金で負担するというのは、今うちは自分の懐は痛まないから負担もないと思つていてる人が多いんですが、実際はそうじやない。どこかでだれかが税金を負担してくれないです。

それから、子会社などの関連企業、このあたり方をめぐつても大変大きな問題が指摘をされているわけです。

そういう観点から、特殊法人にしても、これは民間でできないから特殊法人になつてているんだろう、できなかから國でやるのは当たり前だということがでだれが負担しているかとということを考えなきやならぬ。あるいは、本当に今の時代に、三十年前だつたら民間がやることはできなかつたかも

されないけれども、現時点では民間でできるものはあるだろう。あるいは、当初の目的は終わつて、役割を果たして、廃止してもいいものはあるだろう。あるいは、今回、民営化もできない、廃止もできないという点は、では今までの特殊法人

よりももつと効率的な運営が可能じゃないのかという点を含めて、今、具体的に個々の法人を整理しているわけです。

そういう観点から、私は、今の認識のもとに改革を進めていくということになりますので、全く、総合的な認識の中に、ただ廃止すればいい、整理合理化すればいいという観点じやない、整理合理化できるものはしていきなさい、本当に国でやらなきやならないものは国でやる必要があるという立場を含めて、今、具体的に個々の法人を整理

していきます。

そういう観点から、私は、今の認識のもとに改革を進めていくことになりますので、全く、総合的な認識の中に、ただ廃止すればいい、整理合理化すればいいという観点じやない、整理合理化できるものはしていきなさい、本当に国でやらなきやならないものは国でやる必要があるという立場を含めて、今、具体的に個々の法人を整理していきます。

そういう観点から、私は、今の認識のもとに改革を進めていくことになりますので、全く、総合的な認識の中に、ただ廃止すればいい、整理

合理化できるものはしていきなさい、本当に国でやらなきやならないものは国でやる必要があるという立場を含めて、今、具体的に個々の法人を整理していきます。

○日森委員 私の質問はそういうことではなくて、大変失礼なんですが、つまり、政治が介入をした結果そういうさまざまな問題が生まれていた

という側面について否定できないのではないか。

私は言わせれば、まさに自民党的なる政治がこういう問題を、全部が全部とは言いませんが、ある特殊法人の幾つかの中で大きな問題を生み出したのではないのかということ、つまり口ききです。陳情されて、そして役所に口をきいて、道路をつくらせたりダムをつくらせたり、いろいろなことをやつてきた政治の体質そのものが、こういう特殊法人のさまざまな問題を生み出した一つの大きな要因になつていいのではないか。

総理は、自民党をぶつぶすとおっしゃいました。こうした問題があるからこそそうおっしゃつたんじゃないんでしようか。その辺の認識について最初に伺つたんです。

○小泉内閣総理大臣 私は、自民党も変わらぬやいけない、自民党が改革に反対するなんならつぶすと言つたのであって、改革に賛成すれば必ず必要なです。前提を忘れないでくださいよ、前提を。

それと、口ききといいますけれども、口ききというと今悪い言葉になつていますけれども、社民党も自民党も共産党も、どの政党も、口ききと言つちや悪いけれども、有権者の要望にこたえて役所に働きかけるということはあるんです。それを、口きき悪いと言つてはいるけれども、口ききがなかつたら、有権者が政治家に陳情なんかできませんよ。そこもよく考えなきやならない。政治家として有権者の声を聞いて、各役所は言つことを聞いてくれないという場合にも政治家が話せば耳を傾けてくれるだろうと思って、有権者は政治家に陳情するなり頼むんですよ。それを口ききといつて禁止したら、政治家は有権者の言つことを聞くなどなつちやう。これはまた行き過ぎなんですね。口ききはやつていいんです。

問題は、不正をしちゃいかぬということなんですね。それが問題だ。口ききなんというのはどの政党もやつてているじやないですか。一概に口ききは悪いことじやないんだ。有権者の声を真剣に聞いて、その声を役所に届けるというのも政治家の重大な役割なんです。その中で、金をもらつたり不

私に言わせれば、まさに自民党的なる政治がこういう問題を、全部が全部とは言いませんが、ある特殊法人の幾つかの中で大きな問題を生み出したのではないのかということ、つまり口ききです。陳情されて、そして役所に口をきいて、道路をつくらせたりダムをつくらせたり、いろいろなことをやつてきた政治の体質そのものが、こういう特殊法人のさまざまな問題を生み出した一つの大きな要因になつていいのではないか。

総理は、自民党をぶつぶすとおっしゃいました。こうした問題があるからこそそうおっしゃつたんじゃないんでしようか。その辺の認識について最初に伺つたんです。

○小泉内閣総理大臣 私は、自民党も変わらぬやいけない、自民党が改革に反対するなんならつぶすと言つたのであって、改革に賛成すれば必ず必要なです。前提を忘れないでくださいよ、前提を。

それと、口ききといいますけれども、口ききというと今悪い言葉になつていますけれども、社民党も自民党も共産党も、どの政党も、口ききと言つちや悪いけれども、有権者の要望にこたえて役所に働きかけるということはあるんです。それを、口きき悪いと言つてはいるけれども、口ききがなかつたら、有権者が政治家に陳情なんかできませんよ。そこもよく考えなきやならない。政治家として有権者の声を聞いて、各役所は言つことを聞いてくれないという場合にも政治家が話せば耳を傾けてくれるだろうと思って、有権者は政治家に陳情するなり頼むんですよ。それを口ききといつて禁止したら、政治家は有権者の言つことを聞くなどなつちやう。これはまた行き過ぎなんですね。口ききはやつていいんです。

問題は、不正をしちゃいかぬということなんですね。それが問題だ。口ききなんというのはどの政党もやつてているじやないですか。一概に口ききは悪いことじやないんだ。有権者の声を真剣に聞いて、その声を役所に届けるというのも政治家の重大な役割なんです。その中で、金をもらつたり不

正なわいろをもらつたり、それは断じて許しからいけないということなんです。

○日森委員 私も、口ききについてはそういう意味で言いました。

結局、金をもらつて、その事実がたくさん明らかになつたわけじゃないですか。それは我々、役所に話をしますよ。だめだと言われば、だめだと言われましたというふうに返答するしかないんです。それを、無理やりそれを通して、うまくいったからその受注業者から金をもらうようなこと。

総理は、この質問はおしまいにしますけれども、ぜひ、公共事業請負業者からの政治献金、総理何度もおっしゃいました。これはやめさせましょうよ。そういうことをやつて少しきれいにしていかないと、これは総括したことにならないですよ、今の特殊法人が持つている問題がなぜ起きただとかいうことについて。ぜひそれはお願ひをしておきたいと思います。

それから二点目に、特殊法人は確かにさまざま、今申し上げたような問題点を抱えていますが、特殊法人を一概に否定するものではないといふふうに私も思つてます。現在もこれからも、例えばむしろ市場の支配であるとかあるいは失敗に対して、公的な規制手段、その一つとして活用すべき特殊法人というのももちろんあります。これはもう総理御存じのとおり税金を使つていい仕事か、自分でやらなきやならない仕事か、それはケース・バイ・ケースだと思います。

しかし、今、この特殊法人をそのままにしておいたら、何でも、国がやらなきやならないんだから、税金を使うということで、野方図になつて、いつまでたつてもむだ遣いが直らないということは、いつまでたつてもむだ遣いが直らないということは、ことしの予算においては、特殊法人に対する財政支出を一兆円以上削減したでしょう。これは、厳しい見直しをしようということだから。一兆円どころか五千億円も無理だと最初は言つていたんだ。しかし、現実に、十四年度予算で、国から税金投入は特殊法人に一兆円削減したんですね。こういう見直しがあつたからなんですね。

しかし、中身を見ると、将来の話も含めてなんですが、財政出動を大胆に削減するんだといふことに強調されているように、これまでずっと税金も投入した、財投も投入した、こうつくつてきた国民の資産、これを何か資本に売り渡してしまふんじやないのか。負債もずっと残つていくわけですから、それについてはどうも税金で国民に負担するよというふうに見えるんです。国民生活の向上という視点が非常に足りないのでないかという気がしてなりません。

その意味では、責任のすべてを特殊法人に押しつけてしまう、そんな感じがするんですが、そういう一方的な整理合理化ではなくて、もう少しこれが効率的じやないかとか、幾つか基準があつと、先ほど春名さんもおっしゃいました、私も後で触れたいと思うのですが、もう少し国民生活を向上させる立場に立つた、余りにも効率性とか財源だとかいうことだけではなくて、そういう改革の視点が必要なんじやないかと思うのですが、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 それは、社民党ですから、より国の関与を深くした方がいいと、議論もあるでしょう。しかしながら、私は、国がやらなきやならない事業にして、これは結局、国がやらなきやならない事業は税金です。どこまで税金を負担するのかという点については、それぞれ各論によつて違います。どの分野においてどこまで税金を使つていい仕事か、自分でやらなきやならない仕事か、それはケース・バイ・ケースだと思います。

しかし、今、この特殊法人をそのままにしておいたら、何でも、国がやらなきやならないんだから、税金を使うということで、野方図になつて、ことしの予算においては、特殊法人に対する財政支出を一兆円以上削減したのです。どうすると、見直しの中身が変わってくるんじやないか、こう思つてゐるんです。それについてもう一回お聞かせいただけますか。

○小泉内閣総理大臣 この点は国でやらなければならぬということは、当然行政でやらなければいけない、役所がやつてゐるわけです。その見直しがあるから今進めているわけであつて、私は、国でやる仕事を全部放棄しろなんということは全然思つていません。

むしろ、今、国の役割というのを多くの国民は期待している、税金でなければできない仕事もたくさんある、そういう点をよく見きわめながら、しかし、今までの状態の特殊法人のままでいたならば、今の税金の負担は目に見えないから、民間ができないから特殊法人でやれとなると、どこでだれが負担しているのかわからない、結局、税金が後になつて後の世代にツケとなつて回るから、それを今の時点で見直しましようといつて、この特殊法人改革は、将来、必ず、税金のむだ遣いをなくすという有効になる改革だと。目先の、二、三年先の問題じやないんです。将来、税金のむだ遣いをなくすための改革を今していると

—

○日森委員 くどいようですが、また私の主張を少ししゃべらせていただきますが、特殊法人を一律といいますか、そういう意見も確かにあります、縮小、撤廃、民営化しようということであつてはならないというふうに思つております。

宅や個人・中小企業向けの融資の問題、今、不況の中で極めて重要な問題になっていますね。住宅金融公庫がそうですし、これは扇大臣にも申し上げたことがあります。しかし、そういう問題や、あるいは先ほど出ました奨学金。それから、各種研究事業、これは余りすぐお金にならないけれども、しかし、実際に基礎研究をちゃんとやっていかなければいけないわけですから、ここは、だれか公が責任を持つというようなことが当然必要じゃないのか。それから、私学の助成であるとか、そういう國民生活に欠かせないような事業であるとか、それから、先ほど申し上げました國民の生命、健康に関する事業。

まして、例の薬害エイズの問題の総括を全く無視した、そういう改革が行われようとしている。これは国民の生命、健康に対して、本当に国が責任を持たなければいかぬことに対しても全く逆行するような改革も含まれているわけですよ、一例を申し上げれば。

ですから、幾つかきちんとコンセプトをつくり、これについては公が責任を持つようにしようとしなければいけないということがないと、それこそ、総理が幾らおっしゃっても、一律の画一

（小泉内閣総理大臣）一律に廃止 民営化しないと言っているんじゃないから、民営化するものは民営化、廃止するものは廃止、残すべきものは独立行政法人にしているんですよ。全然一律じゃない。私が言っているのは、一律に民営化、廃止しないと言っているんじゃないですよ。民営化できるところは民営化しない、廃止できるものは廃止しないで、しかし、国としてやらなきゃならないものは、それは役所でやりなさい、政治でやりなさい、そして、特殊法人として残すものは残しなさい。さっき言いましたゲノムの研究なんというのは、すぐ利益が出るものじゃないでしょう。では、理化学研究所を廃止していいのか。民営化できない、今の特殊法人でもよくないだろう、独立行政法人にしてもっと経営責任とか事業の見直しをしなさいと、独立行政法人に残している。医療の問題、今言つた医療の事業団、これは、民間で本当に医療関係者に融資できるのか。できない問題は、それは独立行政法人なり将来の見直しを含めて全部廃止するものじゃなく、残しなさい。国際社会の役割を果たさなきやならないということことで、国際協力事業団とか国際協力基金、本当に民間でできるのか。国の役割、発展途上国への援助、できないものは、それは廃止も民営化もできないのだから、事業の見直しがかない。

（私）一律に全部、廃止、民営化するだなんて言つていませんよ。そこをよく考えてもらわないと。いかに細かく配慮しているか。政治の役割と民間の役割、よく考えてやらなきゃいかぬというのが今回の特殊法人改革だと。

（○日森委員）わかります。わかりますが、視点が、総理の言つている視点は、結果として一律の話になつてしまふ。

つまり、僕が先ほど申し上げたような、国民生活を向上させる、あるいは我々の生命、健康であるとか安全であるとか、そういうコンセプトはちゃんと持つ上で見直しをしなさい。ここに出ていている話は書いていないんだ、そんなことは。全然書いていないんだよ。効率化ばかりなんで

す効率化は経済市場原理に基づくようになります。話しかけていないんですよ見直しの基本が。だから問題だと言つていいわけですよ。それについて明言をいただきたかったというのですが、それはもう結構です。後で、個別のこところでまたお話をしたいと思います。

時間が余りなくなりました。最後になりますけれども、先ほど挙げたようなさまざまな問題点については、実は現場の労働者、また批判が出るかもしれませんのが、これが的確につかんでいることは事実なんです。実際、仕事をしているんですから、一番知っているわけですよ。それから、当該の事業を利用している利用者、こういう方々が一番問題点についても知っているし、どうしてほんとうにいう要望も持つてているわけなんです。そういう意味では、当該特殊法人の労働組合、職員団体でも結構ですが、職員としつかりと事前協議をするとか合意をするとかということを含めて、この事業を推進しなければいけないと思つているのです。(発言する者あり)いや、自民党の中にも抵抗勢力がいっぱいいるんだから、そんなこと言つてももらつたらおかしいんだ。そうではなくて、同じく働いてる仲間ですから、ここはきつちりと労働組合と協議をしていく。

この間、話を聞きましたら、その協議はこれからだ、枠をつくつてから労働組合などとは協議をして方向を決めていくんだ、こう言うのですがそれは逆だ、逆さまだと。むしろ、合意を積み上げていく、協議を積み上げる中でよりよい形をつくりしていくこととも必要なんじゃないかと思つております。

その意味で、では、これまでどういう取り組みをしてきたのか、これから展望をどう持つていいのか、これを最後にお聞きしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 みんな現状維持を望むんですね、廃止されるところは、自分たちの身分をどうしてくれなんだ、これが民営化されたら国家公務員じゃなくなっちゃう、あるいは廃止されたらどうなんだ、そういう点について心配があるか

ら、各論になると反対が強いけれど、それを受け入れていたら何にもできない。現状維持がいいに決まっていますよ。だから、既得権益にメスを入れるというのにはいかに難いか。だから、みんな、総論賛成で各論反対になるんでしょう、行政改革というのは。そこの各論反対に踏み込もうと今している。その努力もやはり理解していただかないで、これから改革はなし得ないんじゃないかと思います。

○日森委員 労働組合を誤解されてもらっては困るんですが、労働組合も反対しているんじゃないですよ。これまで経過を見ればわかる。経過も含めて聞かせていただきたいと言つたのは、それぞれ協議をして、合意をしながらこういうふうに組織を変えることも協力してきたはずですよ。だから総理、そうじやないんだよ、労働組合は現状維持だというのは全く認識が違う。そこは改めていただきたいと思う。

ただ、例えば、具体例を挙げると、これから合併なんかがありますよ、そのときに、非公務員だった職員が公務員に一たん入る、なるんですよ。しかし、期間が過ぎてある程度方向が出てくると、また非公務員になるんですよ。つまり、こういう流れの中で、公務員であつたり非公務員になつたり、ごろごろ立場が変わる。自分の地位が不明確になるんですよ、不安定になるんですよ。そういうことも当然あるわけです。賃金だけじゃないんですよ。

そういう心配を持つている人たちが一生懸命これまででも仕事をしてきたんですから、その気持ちに立つたら、そういう不安を解消していく、これは現状維持じゃないですよ。改革していくために

も、そういう方向に合意できるかもしないんで
すから、そのためにも、そこはしっかりと協議を
してやつていっていただくということだけをぜひ
、どなたですか、だからお話ししていただけれ
ばありがたいと思います。

○石原国務大臣　ただいま日森委員が御指摘され
ました点は、非公務員型と公務員型が合併したと
きに公務員型になつたり非公務員型になつたりす
る点だと思います。原則的には非公務員型と非公
務員型が一緒になつて非公務員になるわけですか
ら、それであるならば、過渡期ではありますけれ
ども、すべて非公務員型というこの改革の方針に
沿つていただければ、そういう、今言われたよう
な御懸念はなくなるのではないかと思つております。

○日森委員　いや、違うんです。非公務員が公務
員になつてまた非公務員にされるという例もある
んですよ、この中で。だから心配しているんで
すよ、この際で。だから心配しているんで
す。

午後零時一分休憩

○保利委員長　休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。熊代昭彦君。

○熊代委員　それでは、テレビの入つてない一
番手で質問をさせていただきます。これからが本
当に実のある議論になるというふうに思います
ので、力を込めて御質問させていただきたいと思
います。

午後一時開議

○保利委員長　休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。熊代昭彦君。

○熊代委員　それでは、テレビの入つてない一
番手で質問をさせていただきます。これからが本
当に実のある議論になるというふうに思います
ので、力を込めて御質問させていただきたいと思
います。

大臣、その命を受けて働かされました副大臣、大臣
政務官、そして職員諸君の労を多とします。大変
に多といたしますが、三権分立でござりますの
で、必ずしも甘い質問になるというふうに考えて
いただかないと、それがよろしいと思います。（発言す
る者あり）そもそもありますけれども。
また、小泉総理が国債発行枠は三十兆円にとど
めるんだと設定したことは、最低限の財政規律を
重んじようということでありました。財政改革を
進めるという姿勢を天下に宣言したことでござい
ますので、大いに評価すべきことであるというふ
うに考えております。

しかし、特殊法人等改革もこの視点を決してお
ろそかにしてはならないというふうに思うわけで
ございます。しかし、それはもう刀のやいばであ
りまして、もしも伝統的手法にとらわれるなら
ば、その方針はデフレ圧力を著しく強化すること
であります。したがって、改革を進める一方で伝
統にとらわれない知恵を發揮することが必須の条
件であるというふうに思います。

なぜならば、伝統的に確立された金融財政の手
法、それに金融財政の専門家の知識もそうでござ
いますけれども、通貨の価値を保つこと、すなわ
ち、インフレを防ぐためのものであるのですね。
ですから、デフレスペースを防ぐというのが現
在の一番重要な課題でございますから、伝統的
な価値をしつかりと守つていてはだめなわけであ
ります。これまで禁じ手とされたことを積極的に
やらなければならぬと、いうことでございま
す。これこそが伝統にとらわれない知恵であると
いふことであります。

例えば、国債発行三十兆円というならば、新発
行残高は一挙に十五兆円ふえます。新札が出てく
る。八十七兆円になるということになります。こ
れは、大原二三衆議院議員が御主張のこととござ
いますし、高橋是清が昭和七年に使つた禁じ手と
同じ発想でございます。

二番目に考えられることは、政府保有の特殊
会社等の株式でございますが、現住十兆円、その
うち九兆円は売れないわけありますけれども。
これは法律を改正して貰い戻し条件をつけて、株
主権は政府と日銀が共同して行使する、そういう
ことで十兆円を日銀に売却する十年後には貰い
戻す。こういうことで、そのお金で補正予算を組
む。何に使うかという問題もありますけれども、
調会長代理でございますが、同じお考えだと伺
ております。

それから、政府紙幣の発行、四十兆ないし五十
兆円政府紙幣を発行しようではないか、すべきで
あります。すると、榎原英資氏が毎日新聞で主張しておられま
した。これは、産業の再生をすると物すごい金が
要る、四、五十兆になるのではないか、その金を
これで補おう、いずれも国債を増発しない考え方
であります。これは、法律をつくればできるとい
うことは確認してございます。一対一で日銀券と
交換するということですから、借金にもな
らないということです。通貨発行権を政府
が一部分分いつとき取り戻すということですね。
それから、銀行にはお金が十五兆円、今度改正
しまして二十兆円当座預金に積んでありますけれ
ども、これは実体経済に出ていかない。借り手が
いない。いいところはすべて、借りてくれと頼む
てくれといふところは不良債権になるおそれがあ
ります。二十兆円積んで、銀行が要るなら使つてく
れます。いわばレッセフェールで通貨供給量をふやそ
うとしておるけれども、このレッセフェールが動
かないんですね。

ですから、そこからお金を借りる、例えばFB
を発行して五兆円ぐらい借りて補正予算を組む、
それを借りかえていく、三ヶ月物ですからね。し
かし、いざ政府の株を売る。先ほど私の申し上
げたことと組み合わせるようなことになると思い
ますが、これは何と宮澤喜一元総理大臣が御主張
でございます。

こういうことと組み合わせるようなことになると思
います。一般国民の中に出していく。
こういうことを考えて、三十兆と言わず、三十
兆でも十年やれば三百兆になりますからね。す
べて裏目に出ていることになります。

政府の閣僚もそうでございましょうけれども、伝
統的な考え方とらわれて、こうやつたら恥ずかし
いんじゃないかと思うことがすべて裏目に出てい
ます。しかも、銀行システムの中にとどめるん
から、どんどん国債を減らしていく。しかし、通
貨供給量はふやしていくことがなければなら
ない。しかし、銀行システムの中にとどめるん
じゃなくて実体経済の中に出していくんだとい
うことです。

こういうことを考えて、三十兆と言わず、三十
兆でも十年やれば三百兆になりますからね。す
べて裏目に出ていることになります。

株価が急落しておりますけれども、これは国際
的な要因もありますが、しかし、国内的要因があ
ります。国内的要因が厳しいときには国際的要因は激
しく国内に襲いかかってきます。増幅してきま
す。

何が原因かといいますと、よく言われているこ
とでござりますけれども、源泉分離課税をこの際
廃止しようということであります。これは、從
来から株をやっている人たちが嫌がる、資産家、
個人の株主が出ていってしまう。あと十二月三十
日まででありますけれども、これを何とかしな
ければならない。

それから、銀行持ち株の規制の法律を昨年つく
りました。平成十六年九月までに自己資本の範囲
内にとどめなければならぬといふことです。
そうしますと、その法律ができてからことしの三
月三十一日までに、銀行は何と八兆円売り切
けたわけです。これからまた、六兆ないし七兆売

さらには業務拡大、自己増殖を防止する、あるいは委員御指摘の、評価を入れていく、あるいは中期目標を設定して三年、五年ごとにその実態を検証していく。特殊法人の場合は、つくればつくりつ放しであつたというようなものに立つてゐるんだと思います。

非常に細かい御質問でございましたが、一つ重要なことは、当委員会で御審議をいただいているように、国会すなわち国民の監視は可能か。これはもう当然のことく、評価委員会の評価というものが公にされますので、それをもとに、先ほども、一体どんな人を評価委員にするんだというような御質問もありましたけれども、それもすべて白日のもとにさらされるわけでございます。

あるいはまた、特殊法人の場合は、退職金が高いとか給与が高いといったような批判もあるわけですけれども、今回は、自主性を持つて決定はいたしますけれども、だれがどれだけ取っているかということもすべて公になるわけでございます。そして、予算の効率的というのを一番目にありましたか、ちょっとと多岐にわたつていたもので、いろいろあつたのですから、重要なことだけ、今覚えている限りで申しますと、やはり天下りの批判、これも午前中の論議でかなり多くございました。

天下りにつきましては、これは、熊代委員も副大臣あるいは党の事務局長等で积迦に説法ではござりますけれども、早期勧奨退職というものがボトルネックになつていて、これを段階的に改めていくということが一つございまし、役員、先ほどもいろいろ議論になつて、どなたかが、次官がそのままその団体の長に代々なつているじゃないかというような御批判がございましたけれども、既に、さきの通常国会で廃止され独法化が決まりました石油公団につきましては、平沼大臣がトップに民間人を据えるということを明言されております。そういうことを所管している大臣の方が全員やつていただいたら、これまで次官の指定職と言われたようなポストというものは完全にな

くなることができるのではないか。

くなることができるのではないか。

また、収益を上げられるのか。これは非常に意見の分かれることで、収益を上げられて、営業利益を第一の目標にするのであるならば株式会社化ということをございますけれども、今回は、民間に任せられることは民間にするけれども、民間に任せられないものがやはりあるから、特殊法人の弊害を除去した新しい独立行政法人、そういうふうになつておりますので、利益を内部で留保して積み立てることもできますし、予算を使い切るということじやなくて使い回すこともできますし、中期的な計画というものを持っておりますので、その中期目標がどれだけ達成できているのかできていなかつたんじやないかということトップであるならば、法人自身の廃止ということも議論の俎上に上つてくる、こういうふうに整理をさせていただいているところでございます。

○熊代委員 多岐にわたる質問にまことに明快に簡潔に答えていただきました。

それでは、もう一つ石原大臣にお伺いしたいんですけれども、今回出されている法案は、既に独立行政法人通則法があるのでござりますので、それを踏まえて、独立行政法人通則法にないもの、あるいは修正しなければならないものを出したということだと思いますが、それはどういう点でございましょうか、ちょっとと御説明いただきたいと思います。

○石原国務大臣 この点につきましても、通則法の審議の中では熊代委員が御弁されているところござりますので、私が申すのもなんでございますが、通則法は独法制度の共通事項を規定するが、通則法は独法制度の共通事項を規定するものが基本でございますが、今回は、各法人に関する個別の事項について、単純に言えば法人の名称、これもなかなか決まらなかつたものもござい

ます、あるいは目的、業務範囲、いうものの個別法で定めているところでございます。

通則法と個別法の共通の法律事項を規定するものというのがいわゆる通則法なんですねけれども、それは、さつき言いました特殊法人の弊害を除去するような中期目標の設定と、それに基づく管理するいは事後評価、定期的組織の見直し、これは廃止を含めてと先ほど御答弁させていただきました。あるいは、私、もう一つ重要なのは、企業会計にのつとつた財務諸表等々の公開だと思います。時価会計でその法人が一体どれだけの資産を本当に持っているのかということも明らかになつてまいりますし、それだけ経営がシビアになるものだと思っております。

今般の三二八の独立行政法人について四十六本の法案という形で取りまとめさせていただいておりますけれども、各法人に関する個別の法律事項として通則法で個別法にゆだねられている主な事項を定めるというような整理をさせていただいておりまして、さつき言いました、もめた名前とか業務範囲とか目的とかあるいは事務所等々を主務大臣等々が定めるというふうな整理になつております。

○熊代委員 ありがとうございました。

それでは、関連事項としまして、今進んでおります道路四公団民営化につきまして、扇国土交通大臣とそれから石原大臣にお伺いしたいと思いますが、道路関係四公団民営化推進委員会の議論、相当進んでまいりました。私も副大臣を辞しましたので、自由な立場でちょっと批判をさせていただきたいという思いでございます。

最近は専らマスメディアを通して議論をフローする以外にはないわけでございますけれども、これまでの議論でいろいろ問題があるんじやないかと感じております。

まず、保有・債務返済機構と新しい民営会社をつくって、分離して、上下分離方式に收れんつあるというようなことでござります。これは、道路の安全を守る意味からも、貸してハれば、同

じ賃貸料ならば、補修をしない方がもうけは多い、もうけと言つては恐縮ですが、ネットの収入は多い、そういうことになりますし、それから新しい会社は責任を持つて、そして将来に對して希望を持つてやることができないというようなことでございます。新会社が意欲を持つてやれないと、いうことで、道路公団の中の改革派といふことで、小泉総理がピックアップされました職員からも、これでは絶望だというような声も出ておりまます。上下分離を上下分離でないと詭弁を弄する「先ばかりの改革派もいらっしゃるようでござりますけれども、上下分離はあくまでも上下分離でございます。

そういうことでございまして、小泉総理大臣は、今いらしゃいませんけれども、午前中見事な答弁をされました。小泉総理大臣に対しても、私は、アメリカに対すると同じく、トラスト・パート・ベリファイで臨まなければいけないというふうに思います。基本的には信頼する、しかし、一つ一つのことはやはり検証していくなければならない。国会としての役割は果たせないわけでござります。総理がたった一人で御熟慮の上、マスメディアもあつと驚くような御意図を持って結論を下された人選は、結果的に見ると検証にたえないものが多い、というふうに思います。

しかも、総理は、道路四公団民営化推進委員会の答申どおりに実行すると言つておられる。丸投げというふうに批判されると大変怒つておられますが、それとも、しかし、答申どおりにやるなら総理の判断は入らないわけですから、これはまさしく丸投げではないかというふうに思います。

そういうことでございますが、まず扇大臣にお伺いしたいんですけど、大臣は上下分離論者ではなくて上下一体論者であるというふうに伺っております。現在、上下分離の案が徐々に固まりつつあるように報道では見受けられます。それに対してどのような感想をお持ちか、お伺いしたいと思います。

見をお出しになつてはいることも私も存じ上げておありますし、また、今、道路四公団、この問題に関しては、日本じゅう、あるいは地方自治団体が大変な注目をいただいておりますし、国民の皆さん、あるいは地域の皆さんに直結する問題でござりますから、本来は公共工事というものは何であるかという私は大原則ももつとあるうと思います。それはやはり国として、税金をいただいている以上、公共というのは、空港にしろ道路にしろ港にしろ高速道路にしろ国が全部税金でつくって、そして土台ができる上がってから民営化して、さあ、どうぞ使いください、本来は私は公共というのはそういうものだうと思うんです。

國自体の大原則が私は論じられていないと思うんですけれども、その大前提に立つ中で、今の財政ではとてもそれが実行できがたいということを金をいただこうということで有料道路にしてきた。しかも、有料道路、私は東京都内においては最初に百円で首都高速に乗つたときには、やがてただになりますと言わされて乗りました。ところが一度もただになつたことはありません。

そして、道路公団一つとつてみても、四十路線の中で償還できているのは五路線です。そして一番償還のできない本四からも料金を値下げして、ということを漏れ承つておりますので、私はそういうことを漏れ承つておりますけれども、太平洋セメントの顧問の諸井さんに基本問題を御検討いただいた、そして総理に昨年答申をしておりましたけれども、その後で今、委員会ができ上がりまして、私は今熊代議員がおつしやつたように、今の道路公団では、これはこのままでいったら大変だ、また三公団、本四は別にしても三公団といふもののあり方、きょう午前中にも御意見がございました、道路に乗つて行くたびに料金所が違うのはどういうわけだというお話をございました。

そういふことも考えますと、今の道路公団の本質が果たしてそれでいいかどうかということは、これだけ私は国民の皆さん方に御議論をいただいていること、本当に今一番大事な時期で、むしろいいことだと思つて感謝もしながら反省もあります。

それは、今分離の問題が出ましたけれども、この委員の中に国鉄の分離問題の経験者もお入りになつてます。けれども、私は、旧国鉄を分離した、今民営化されてうまくいっているといいますけれども、果たしてどうなんだろうかと。旧国鉄の役員というのは十八名でございました。ところが、七分割して、今全部で、七分割したJRの役員というのは百二十三名いるんですね。ですから、これでさえ、十八名の役員が、分割して百二十三名になつた。JR東海だけで三十一名いますから。

そうしますと、道路公団を分割して、道路公団は今役員が九名です。これを上下に分離して分割していくたら、倍々で、今の国鉄以上に役員をふやすということに手をかして先ほどから御意見がありました、そういうポストをつくるとみんな役人が天下りじゃないかとおっしゃる。またその場所をつくるということで、私は、ある程度逆行するのではないか、そういうことも私は心配しながら、どういう答申をお出しになるか。

ただ、今一点、熊代議員がおつしやつたことで、総理のおつしやつたことは違う点がございます。総理は、委員会の答申を重視するとおつしやつたので、全然そのとおり実行するという言葉は一言もおつしやつていませんので、念のためにそのことを申し添えておきます。

○熊代議員 総理はそのとおりに実行しますと言つたので、そのとおりに実行しますと言われたような気がしますが、それを重視してみずから頭で考えられるということならば、それはまさしくありがたい、賛成でございます。ぜひ大臣、それを確保していただきたいというふうに思います。

それから、上下分離反対の御所見を伺いまし

て、大変心強い限りでございます。私も、道路建設はやはり国が計画してやらなければいけない。されど私は国民の皆さん方に御議論をいただいていること、本当に今一番大事な時期で、むしろいいことだと思つて感謝もしながら反省もしております。

それは、今分離の問題が出ましたけれども、この委員の中に国鉄の分離問題の経験者もお入りになつてます。けれども、私は、旧国鉄を分離した、今民営化されてうまくいっているといいますけれども、果たしてどうなんだろうかと。旧国鉄の役員というのは十八名でございました。ところが、七分割して、今全部で、七分割したJRの役員というのは百二十三名いるんですね。ですから、これでさえ、十八名の役員が、分割して百二十三名になつた。JR東海だけで三十一名いますから。

そうしますと、道路公団を分割して、道路公団は今役員が九名です。これを上下に分離して分割していくたら、倍々で、今の国鉄以上に役員をふやすということに手をかして先ほどから御意見がありました、そういうポストをつくるとみんな役人が天下りじゃないかとおっしゃる。またその場所をつくるということで、私は、ある程度逆行するのではないか、そういうことも私は心配しながら、どういう答申をお出しになるか。

ただ、今一点、熊代議員がおつしやつたことで、総理のおつしやつたことは違う点がございます。総理は、委員会の答申を重視するとおつしやつたので、全然そのとおり実行するという言葉は一言もおつしやつていませんので、念のためにはそのことを申し添えておきます。

○熊代議員 総理はそのとおりに実行しますと言つたので、そのとおりに実行しますと言われたような気がしますが、それを重視してみずから頭で考えられるということならば、それはまさしくありがたい、賛成でございます。ぜひ大臣、それを確保していただきたいというふうに思います。

それから、上下分離反対の御所見を伺いまし

て、大変心強い限りでございます。私も、道路建設はやはり国が計画してやらなければいけない。されど私は国民の皆さん方に御議論をいただいていること、本当に今一番大事な時期で、むしろいいことだと思つて感謝もしながら反省もしております。

それは、今分離の問題が出ましたけれども、この委員の中に国鉄の分離問題の経験者もお入りになつてます。けれども、私は、旧国鉄を分離した、今民営化されてうまくいっているといいますけれども、果たしてどうなんだろうかと。旧国鉄の役員というのは十八名でございました。ところが、七分割して、今全部で、七分割したJRの役員というのは百二十三名いるんですね。ですから、これでさえ、十八名の役員が、分割して百二十三名になつた。JR東海だけで三十一名いますから。

そうしますと、道路公団を分割して、道路公団は今役員が九名です。これを上下に分離して分割していくたら、倍々で、今の国鉄以上に役員をふやすということに手をかして先ほどから御意見がありました、そういうポストをつくるとみんな役人が天下りじゃないかとおっしゃる。またその場所をつくるということで、私は、ある程度逆行するのではないか、そういうことも私は心配しながら、どういう答申をお出しになるか。

ただ、今一点、熊代議員がおつしやつたことで、総理のおつしやつたことは違う点がございます。総理は、委員会の答申を重視するとおつしやつたので、全然そのとおり実行するという言葉は一言もおつしやつていませんので、念のためにはそのことを申し添えておきます。

○熊代議員 総理はそのとおりに実行しますと言つたので、そのとおりに実行しますと言われたような気がしますが、それを重視してみずから頭で考えられるということならば、それはまさしくありがたい、賛成でございます。ぜひ大臣、それを確保していただきたいというふうに思います。

それから、上下分離反対の御所見を伺いまし

道路行政もすばらしいものにしていただきたいと
いうふうに思うわけでございます。

竹中大臣にお伺いいたしたいと思います。

これは、行政改革、特殊法人改革の前提条件としての、先ほど申し上げました、経済をよくするという話の一環でございますけれども、アメリカは信頼できますけれども、しかし、一つ一つの要求は検証しなければならないというものは申し上げたとおりでございます。不良債権を早急に処理せよというブッシュ大統領の要求は慎重に検証しなければなりません。景気を早急に回復してくれ、その方法は日本で考えてくれといふならば、ブッシュ大統領が言われるのも、まあまあそれは納得できる。しかし、特に不良債権に言及するのは内政干渉のように思えます。

日本は、九二年以来、先ほど申し上げましたように、九十兆円の不良債権を処理してまいりました。アメリカは十三兆円弱、それも一行当たり預金額三億ドルの小さなSアンドL銀行ばかりであります。預金総額は、日本円に今百二十円で換算しまして、二十六兆円ちょっとですね。そういうものを国有化して処理したわけです。小さい、七百以上もあるものを国有化して処理した。それと、一社で四十兆円を上回るような預金量のある巨大銀行とを同一に扱うというのはおかしいわけでありまして、不良債権を早急に処理すれば構造改革ができる、日本経済が再生するだろうというのは、今やこの時点に来れば一つのオプションであり、強迫観念にすぎない。

九十兆円を処理して、その上で、処理すればるほどデフレが強くなつてくるということでありまして、会計規則まで変えて、それで国有化する、金融社会主義、そんなことをやつていいのだうか。

大銀行の株主が訴えると言つています。当然のことであります。今まで金融庁や財務省、大蔵省にペこべこしていたのがおかしい。みずから権限を使つて、預金者を守つて、株主を守つて鬪わなけ

ればならない。断固として闘う自由主義の銀行の長は、我々自由民主党、少なくとも私は断固として支持したいというふうに思います。この問題について、大臣の御所見をお伺いしたいと思いま

す。

○竹中國務大臣 アメリカを基本的に信頼はするけれども、検証しなければいけない、一般論として私も全くそのとおりだと思います。

まず、基本的に重要な点は、例えばブッシュ大統領から、ないしはアメリカ政府から、日本に対して、不良債権問題を早急に処理せよという要求があつたというような事実は、私は全くないと思います。日本の不良債権問題に対する関心が高いというのには、これは世界的に事実だと私は思いますが、委員御指摘のとおり、これは国内の問題であります。私たちが私たちのために責任を持つて解決していくかなければいけない問題だと思っております。

冒頭で委員がおっしゃったように、やはりいろいろな策を使って、今マネーがふえるような状況を絶対につくらなければいけないと私は思いました。そのマネーをあやすための一つの仕組みとして、金融仲介機能が今までよいのかという問題がやはり根本的にあると私は思います。その意味では、不良債権問題というのは、やはり長ければ長くなるほど私たちの首を絞める面がある。特に、資産の査定等々についてはやはりきちんとやつていただかなければいけない。委員御指摘の中でも、国有化を前提としている、会計ルールを変更する、そういうことは今回の金融再生プログラムでも一切ございません。銀行の経営者には、それは当然、高い見識を持つてしっかりと経営をしていただかなければいけない、それが私も基本であると思います。

ただ、先週の金曜日に発表させていただきましては、平均で見ても、これは去年の第一巡でありますけれども、三六%もの乖離がありました。さ

が十五行中五行もあった。

そういうところ、まさに銀行経営のガバナンスをしっかりとしていくたくさんの問題が今回の金融再

減をされているというふうに聞いております。法定数、それから常勤数等で相当切り込んでいると

いう話は随分説明を受けています。

○熊代委員 時間が参りましたので終わりますが

けれども、しかし、一言だけ申し上げると、金融仲介機能とおっしゃいますが、財務省がFBを発行しまして、三千億でしたかね、三ヶ月物で若干利子があるわけですね。それに対して応募したのは何と千八百兆円、吹っかけに吹っかけたわけですか。

まして、御質問させていただきたいと思います。余っているわけです。金融仲介機能というのは十分あるんですけど、また後ほど機会を得ます。少しでも取ろうと思つて。お金はやたらに

まことにありがとうございます。

○保利委員長 次に、樹屋敬悟君。

○樹屋委員 公明党的樹屋敬悟でございます。

大きな話は午前中、大分総理も声を大きくされ

て議論されたわけでありまして、ずっとそれを見ながら感じたことも含めて、議論を続けさせていただきたいと思います。

今回の特殊法人等改革に関する法律につきましては、この法律策定に至るまでは、午前中も議論

がありましたが、整理合理化計画に基づきまして、まずは既存の特殊法人の事業の徹底的な見直しを行う、その上で、より効率性あるいは自

律性、透明性の高い独立行政法人等に移行するも

のというふうに理解をしておりますけれども、本

當に今回の四十六の法律について、そうした作業

がきちつと今日まで積み上げられてきたのかどう

か、入り口部分の議論として、まずそこを確認させたいと思います。

最初に、石原行革担当大臣にお伺いしたいと思

いますが、午前中も話が出ておりました。相当各

法人とも徹底的な見直しを行つたという話が出ておりますが、役員数、対象法人全体として見て削減をされているというふうに聞いております。法定数、それから常勤数等で相当切り込んでいるところ、これが全部各役所の当てはめになつてしまつたら、何のための改革であったのかと。

やはり独法というものは、経営感覚というものを十分に發揮していかなければ、三年から五年ごとにその組織のありようまで含めて見直すわけございますので、そこで働く人たちのことも

考えますと、優秀な経営者、これまで次官をやつた方ならば、だれでもその理事あるいは副理事長、理事長になれるというようなお考へではないということを公に示して初めて、委員御指摘の答えに対しても胸を張って答えられるのではないかと考えております。

〔委員長退席、山本(幸)委員長代理着席〕

○樹屋委員 採点を聞かせていただきたかつたわら、永続的に、継続的にこれから改革の作業を行なきやならぬ、こう思つておるわけあります。そこで、午前中の議論を聞いておりまして、私本当に、与党の一員ではありますけれども、小泉総理と野党の皆さん議論を聞いていて、いつも激しい言葉の応酬はあるんですが、終わつた後冷静に考へると、一体何の議論があつたんだろうかといつも思つてあります。けんか両成敗という言葉は実に残念であります。けんか両成敗という言葉がありますが、どつちもどつちじゃないかといつも思いながら、何でもつかみ合わないのかなと。

実は、先ほども話していた天下りの問題も、とてもいいところまでさつき議論が行きました。そこから先の議論をぜひやつてもらいたいなどと思うと、大きな声で終わるわけであります。さつきの続きをやりますと、先ほど石原大臣は、今から役員の天下りになるわけでありますが、恐らく大臣がおつしやりたかったのは、今まで数次にわたる閣議決定等を経て、天下りの問題は相当手が入つてきておるということが一つあるんだろうと思います。ただ、そうはいいながら……（発言する者あり）入つていないという声が今ありましたけれども、実態として、適材適所という言葉もありますけれども、現実に続いていることがあるということで、具体的には、

この特殊法人改革とそれから公務員制度改革、両方でやつているんですよ、こういう話がありまして。

もう一回確認なんですが、今回の一連の作業、これがでありますか、やれるだけはやつた、まだ課題は残つていて、ここから先が大事だ、こういう御認識かと思います。そのために今回は新しい評価制度、評価システムを導入したわけでありますから、永続的に、継続的にこれから改革の作業を行なきやならぬ、こう思つておるわけあります。

そこで、この点につきましては、午前中も各党の委員から質問の出た点で、実は私も非常に一番関心のあるところではあります。

一言で言えれば、公務員の方々の再就職の自由をなくしてしまつということを決めれば、天下りを全廃することはできると思います。それともう一つは、六十歳まで全員働くんだ、そういうことによつてどういう弊害が起こるかということも過渡期の中では考へていかなければならぬと思います。

当然、今、平均五十二、三歳で退職しているそろでございますが、これが六十までなれば、あと八年間あるわけでござりますので、単純に考えますと、既存のポストの昇任年数が、半分としても四年、五年はおくれる。そうしますと、現在、本省の課長で四十二、三歳と聞いておりますけれども、課長になるのが五十前ぐらいになる、こういうことでござります。

四十の後半、四十代の前半、どちらが現場の最高指揮官として有効に働くことができるのか、こういう問題も考へていかなければなりませんし、

○樹屋委員 ありがとうございます。今、私は、聞きたかったのは、特殊法人の改革の中ではどうなんだということを伺いたかったわけですが、恐らくそれは、評価システムをきちんと導入して責任をとつてもらうということな

ことはできない。

その次善の策として、今最初に、冒頭申しまし

た、これも総理の強い指示で、早期勧奨退職制度というものは段階的に引き上げて、やはり五十七、八歳を目指していくのが当然であろう、そういうことが一つございます。

それと、批判の多い、先ほども渡りの話が出ま

したけれども、ほんほんほんと渡り歩いて何千万円も退職金をもらうというようなことのないよう

七、八歳を目指していくのが当然であろう、そ

うことはできない。

その次善の策として、今最初に、冒頭申しまし

た、これも総理の強い指示で、早期勧奨退職制度

いうことは論理的には可能でありますけれども、

うんですね、キャリア制度にしつかり手を入れる

という意欲は今余り感じられません。

もちろん、能力等級表を新たに入れよう、それ

から新しい国家公務員法を目指して今お取り組み

はされていますが、このキャリアの問題をどう見

直すのか。特に在職年数をどう延ばすかと

いふんですか、大臣。

いつぐらいまでにどうなるのか。今、段階と

おつしやつたけれども、今見直しをされている最

大の問題は、来年の工種の採用試験をどうするか

という問題であります。それを乗り越えて、そ

の先の、これはいつごろまでにどう本当にやり

になるのか。私は、その問題は本気でやれる、や

れば大きいから、ちょっとなかなか手がつかない

というふうに見えるであります。その辺はどう

でしよう。

○樹屋委員 ありがとうございます。

今、私は、聞きたかったのは、特殊法人の改革の

中ではどうなんだということを伺いたかったわけ

であります。恐らくそれは、評価システムをき

らかに導入して責任をとつてもらうということな

りです。

○石原国務大臣 来年の通常国会に国家公務員法の改正案を出す準備をしております。そして、集中改革期間が終る年からは新人事制度に移行する。

その中で、早期勧奨退職のお話を、現在、総務大臣のところで御検討いただいておりまして、そ

れもあわせて段階的に引き上げていく。それと、

さつき話しました退職金を何度も取らないように

というようなものも、その新人事制度のときには

実現させたい、こんなふうに考えております。

○樹屋委員 重ねて伺いますが、ちょっとしつこ

いようですが、キャリア制度、本当に私は必要だ

と思います。だからこそ見直しが必要なわけで、

それが本当にどれくらいまでにどうやるのか、言

えるだけ語つてもらいたいな。

○石原国務大臣 この点は、樹屋委員と気持ちは

同じだと思います。

さつき言いましたように、幾つになつたら課長になると大体決まつてゐる。すなわち、最初試験に通つてしまつたら課長までが約束されていて、そのほかにⅡ種、Ⅲ種という方々、優秀な方々もたくさんいらっしゃるわけですかられども、片や約束されている、そして、片やⅡ種、Ⅲ種の方が局長に就任する二年間でニユースになる。これはま

見ておりますと、その辺の周辺部分の議論は十分、公務員制度改革は行われておりますが、本質論が少し置いていかれているんじゃないかと、最近、個人的に感じておりますから、きょうはしつこく申し上げさせていただきました。

最後に一点、評価システムなんですが、今は、各省にもそれぞれ評価委員会、そして総務省にも評価委員会を置かれるということですが、行政担当大臣と総務省にある総合的な独立行政法人の評価委員会、指揮命令関係はどういうことになるのか、ちょっとイロハのイで結構ですが、教えていただきたい、どちらが責任を持つてらっしゃる

ただ、やはり行革担当大臣の存在というのには私、極めて大きいんだろうと。午前中、激しい議論がありましたが、あの総理の強い御決意のもとにこれから進めていくのは、これは実は大変なきな山があるだろうと思いまして、行革担当大臣の責任も大きいだろう、総合的な評価委員会の中でも、ぜひとも大いなる力を發揮していただきたいというふうに思います。

あと、金目の問題をきょうは聞きたかったんでありますから、財務大臣、時間がなくなりましたので、個別の中でもまた御質問をさせていただきたいと思います。

題になつてゐるんです。本来、筋を一貫すれば、私は農水委員会に所属しておりますが、農水委員会の全部の審議もとめるべきなんです。だけれども、私たちには、やはりきちんとした政策の議論もしなきやいかぬから、それも織りませながらこの追及もやつてゐるわけですよ。

これは本来なら予算委員会でやるべきです。だけれども、予算委員会に全然応じないのは自民党じゃないですか。さつき予算委員会でやれと言つていたけれども、では、予算委員会でやらせるんですか。それを全然やらせないから、あらゆるところでもつてその追及もやる、政策の追及もやる、こういう姿勢でやつてゐるんです。それをそういうことをやつてそういう追及を逃れようとしたって、それは無理な話ですよ。

そして、井上参議院議員は、同じ構造の問題について、秘書の監督責任を痛感し、政治的、道義的、社会的責任をとる、こう述べて議員辞職(ふみやく)といふ

競争の体制をつくるということを今回の公務員制度改革の中に盛り込ませていただきておりますて、新人事制度の実施とともに実行に移させたいと考えております。

らつてやろうと。大変なんですよ、これは石原大臣言われましたように、今までのいろいろな任用の、昇進のルールを大幅に改正しまして、退職管理制度に絡みますから。しかし、各省庁と十分相談してまいります。

ります。さらには、独立行政法人の中期目標を定めてこれを指示する、こういう規定にもなっています。まさに主務大臣の資質が問われているわけでございます。

〔山本(幸)委員長代理退席、委員長着席〕
○桝屋委員 ありがとうございます。
ぎりぎりの御答弁をいただいたと思っておりま
すが、公務員の、特に工種の皆さん方のバフォー
マンス、公務員の世界のバフォーマンスを生かす
ということは、本当にこれは大変な問題だと思つ
ております。

ある意味では、今回の特殊法人、今まで天下りをしてきたというのは、まさに適材適所という観点からそこへ人を配置することが最もベターであるというふうに思われてきて、今日、この姿にななつたんじやないかと思つております。そういう意味では、私は、やはり公務員制度改革と相まって一緒にやらなきゃいかぬ作業ではないかなと思っております。

それから、今の評価というのは、独立行政法人については各省庁が評価委員会を持つて、私のところも、総務省だけの評価委員会はあるんですよ。そういう全体を横断的に調整する、いろいろな意見を言うお目付みたいなものですが、そういう全体の政策評価・独立行政法人評価委員会というのがある。法律は私どもの所管ですから、所管は私どもの方になりますが、評価委員会独自で評価活動をやってもらいますよ。意見も独自で言つてもらう。まあ監督というのかどうかわかりませんが、そういう意味では法律上は私の方の担当ですが、よく行革担当大臣の方とはコミュニケーションを密にしてやつてまいります。

○樹屋委員 現に今ついておられるお二人の姿を見て、つい、私もどう考えていいのか悩んだわけあります、独立して行うということのよう

うち特に官業の癒着を規制する、そういう規定をございます。これも今大きな問題になつてゐる特殊法人において、政官業の癒着構造、これがそこの舞台になつていて、こういう問題にもなつてゐるわけでございまして、今私が農水大臣に追及しているのは、まさにその政官業の癒着構造の最たる構造でございまして、これをここで追及するのには当然の話で、この点、農水大臣と委員長に重ねて強調しておきたいと思います。

さらには、あの井上参議院議員が、議長を辞任しただけではなくて議員も辞職をいたしました。これは、まさに今の私が追及しております農水大臣の口きき疑惑と全く同一の構造でござります。この中身であれば、まさに辞職しなければならぬいんですよ。辞職しなければならない大臣のもとで今審議をそのままやつていけるか、こういう問題

けで、具体的には調べていない。しかも、うそはわかつてているのに、それをそのまま言つているだけ。
その具体例として、午前中にちょっと、最後それで切れましたが、みずほ銀行に問い合わせたところが、平成八年以前の資料はありませんと、だからこれを解明するのは不可能になりました、こういう答弁をされております。しかし、これは全くうそですね。私の方でも、ほかのところでもそうですが、いろいろなところで、みずほ銀行に問い合わせました。十年の保管義務があります、書類は、閉鎖してから十年間保管義務があります、間違いなく存在します、本人からの要請があれば必ずそれは出します。そして、商法の規定ですが、商法の規定でもはつきり、帳簿が閉鎖されてもう十年間は保管義務があるんです。

卷之三

特殊法人等改革に関する特別委員会議録第二号

平成十四年十一月十一日

だから、前から言っている平成八年以前の書類はないから調べられない、これは完全に事実に反するでしょう。これは、宮内秘書に聞くかどうか、こんなのが聞く必要もなく、事実に反するということははつきりしているでしょう。大臣、どうですか。

○大島國務大臣 当時、報道されて以来、その家の原資というものをしつかりと調べて、そして、本告をさせることが私の責務と思って、そして、本当に宮内のプライバシーの中まで調べてくれ。そういう中で、最初に返ってきた答えが、先ほどもお話し申し上げましたが、宮内夫人がみずほ銀行にお話し申し上げましたが、宮内夫人がみずほ銀行行祖師谷支店に電話で問い合わせたところ、女子行員が平成八年以前の資料は残っておりませんとの回答であったと報告がありましたので、そのことを私はお答えさせていただきました。

しかし、六百九十万についての本当に裏づけ資料というものがほかにもないのかどうなのか、さまざまに皆様方から御指摘があるから、そういうことでも一度調べてください、そういうふうな結果として、筒井委員、予算委員会の委員長のところに、全部ではございませんけれども、奥様が調べ上げてその資料を届けた。うそを言つたといふことではなくて、最初のその報告のときに率直にそういうふうな回答があつたのですから、そういうふうにお答えしたのでございます。

○筒井委員 私の質問に答えてください。

私は、平成八年以前の書類はないという答えは事実に反しますねという質問なんです。十年間の保管義務があるから銀行はとつておりますね、だから最初に答弁されたことは事実に反しますねという質問なんです。そのことについて答えてください。

○大島國務大臣 同じことで恐縮でございますが、最初に私は、そういう調査のときに、宮内及び奥様からの報告がそうでございましたので、そういうことを答えたということをございます。

○筒井委員 だから、今の言つてることは、まず一つはつきりしたのは、本人がそう言われただ

けで、そのまま答えて、大臣の方で直接銀行に問い合わせるまでもしなかった、この点はまずはつきりしていますね。直接聞けばもうそれですぐわかるんだから。それが一つ。

それから、今私が申し上げた、十年間は保管義務があるから、間違いなくございます、本人からの要請があれば、それは提出します、こう銀行は私の方の質問にも答えているんです、みずほ銀行は。だから、その点を確認して、当初の八年以前の書類がなかつたことは事実に反しますね、こういう質問なんですね。

○大島國務大臣 どの口座に何を持っているかということは、私は報告を受けて初めて伺いました。そして、十年間の保存義務というんでしょうか、そういうことがある、ないということは、大変恐縮ですが、私の知識の中にはございませんでした。

○筒井委員 いや、だから、今は事実に反することとはわかつてないでしょ。あなたは、私の農水委員会での質問に対しても、ほかの人の質問でもそうですが、平成八年以前の書類はありませんので調査することは不可能になりました、こう答弁することは認められるんでしょう。先ほどからはつきり聞いているのに、そんなことでは質問できませんよ、いろいろ逃げればかりいて。

○大島國務大臣 十年の保存義務があるという知識は、私、持ち得ていませんでした。したがつて、宮内夫人からの報告をそのままお答え申し上げたわけであります。

○筒井委員 私の質問に答えてくださいね。みずほ銀行に聞いたところが、平成八年以前の

資料はありませんといった答弁、これは事実に反しますねという質問なんですよ。それは認められますね。

○大島國務大臣 宮内夫人が、もう一度お答えしますが、みずほ銀行祖師谷支店に電話で問い合わせたところ、女子行員が平成八年以前の資料は残っておりませんとの回答であつたと言つておられます。それで、このそれぞれの通帳に関しては、そぞろそういう回答であつたと言つておられます。私はそのことをお答え申し上げたということでおござります。

○筒井委員 そんなの、宮内さんがどう答えるかの問題じやないんですよ。そんなの聞く必要ないんですよ。みずほ銀行に問い合わせばそれではつきりするでしょう、資料があるのかないのか。私たちの質問にも答えておられるんですから。それを一いつ切今まで聞こうともしなかつたんですね。それをして、その点だけ、ちょっとと確認してください。

○大島國務大臣 もう一度お答えしますが、みずほ銀行そのものに奥様が問い合わせて、そういう結果を御報告しました。私は問い合わせております。

○筒井委員 それが、事実を解明するのが自分の責任だと言つていた大臣の姿勢なんですか。事実を解明しようなんという気は全くないじゃないですか。自分で直接確認すれば、あるいは秘書に確認させなければそれですぐわかることがあります。

○大島國務大臣 これが大臣は、あれはA氏が貸したんだというふうな、まさにこれも事実に反する答弁をされましたが、すぐわかることさえも全くやつていらないじゃないですか。それは、宮内秘書に何回も聞くならないですか。それは、宮内秘書に何回も聞くならないことなんですよ。銀行に問い合わせた。あれを聞いていたA氏が早速マスコミの方にコメントを出したようございまして、大臣の方に渡っているかどうか知りませんが、あれは明確ですか。

に宮内氏からの指示で、頼まれて振り込んだ、A氏が貸すなどということは全くあり得ないことがありますね。

そして、午前中に示しました証拠の手紙、これは、その借り手の西部瀬青の社長から宮内さんに渡されたところ、女子行員が平成八年以前の資料は残っておりませんとの回答があつたと言つておられます。それで、このそれぞれの通帳に関しては、そぞろそういう回答であつたと言つておられます。これは、同じようにもう一つの手紙がございます。これは、同じように、この西部瀬青社長の樋口さんから宮内さんに対する手紙でございます。それも先は、もう一度確認しますが、衆議院の第一議員会館の五二号室 大島理森先生事務所内の宮内さんにて先は、大臣の議員会館の部屋ですよ。大臣の議員会館の部屋に届いておりました。大臣の議員会館の部屋に届いた。

ここでどういうふうに言つておられるかと見ますと、大臣の午前中の答弁を全く否定しているんですよ。その部分だけ読み上げます。「入金が確実にあります。その部分だけ読み上げます。」これは宮内さんに対する手紙ですよ、「貴殿に対し、金銭の親展になつております。大臣の議員会館の部屋に届いた」と。

A氏からの借り入れだつたら、何で宮内さんにこんなことを言つておられるかと見ますと、A氏から借りたことだとはつきりしているじゃないですか。自分を持っていますから、これは見せました」と。

それで、午前中に示した手紙は、宮内さんに対して、こういうふうに分割して返済します、だからもう少し待ちください、金利はこういうふうにしますと、宮内さんに対してそういうことを記載した手紙を送つておられるんですよ。

これははつきりしているじゃないですか。それをいろいろな言い逃れから、後で調べると何かよりも、もうはつきり認めるしかないんじゃないですか。

○大島國務大臣 午前中に委員からそういう質問

がございましたして、また資料もちょうだいしました。

そこで、私のスタッフが改めてそのことについて確認をしたそうでございますし、この資料の五の手紙をよく読みますと、なるほどいろいろなことを書いております。「お詫びに御伺いたしました際、御約束申し上げましたように、その後銀行とも協議を重ねてまいりましたが、」云々から、なかなか貸してくれません、「下記のようなく分派して御願い申しあげたいと思います。」ということを言い、最後に、A様によろしくお伝え願えれば幸いにも思いますと、こういうふうに書いてありました。

したがつて、スタッフを通じて聞かせましたのは、こういう手紙を僕は初めて見た、君はこういうことの記憶はないのかあるのかということ。そしてまた、改めて、西部何とかという会社の方の五百萬についての経緯はどうかとということに対して、自分の記憶としてはその手紙というものが記憶には本当になかったと思ひます、ただ、こういう手紙があつたとすれば、そうかもしれませんと。しかし、この点につきまして、午前中に答弁いたしましたように、A氏と西部瀧青との金の貸借であり、自分、つまり彼は、両者の間でどのように貸借したのかは、そこに入つて細かなことは本当に承知しておりませんとの返事でございました。

○筒井委員 こういう手紙があつたとすればとうことでですが、これが議員会館に届いたことは間違いないので、この中で、五百萬をこういうふうに四回で分割して返しますからもう少しお待ちくださいといふうに宮内さんに対する言つてゐる。そして、今読み上げた別の手紙ではつきり、宮内さん自身が書面で述べておられる。今の言いわけは全然きかないんじやないですか。

○大島国務大臣 午前中にこの経過は私も答弁をさせていただきました。

それは確かに、何回か相談に来られて、そして

がございましたして、また資料もちょうだいしました。

そこで、私のスタッフが改めてそのことについて確認をしたそうでございますし、この資料の五の手紙をよく読みますと、なるほどいろいろなことを書いております。「お詫びに御伺いたしました際、御約束申し上げましたように、その後銀行とも協議を重ねてまいりましたが、」云々から、なかなか貸してくれません、「下記のようなく分派して御願い申しあげたいと思います。」ということを言い、最後に、A様によろしくお伝え願えれば幸いにも思いますと、こういうふうに書いてありました。

したがつて、スタッフを通じて聞かせましたのは、こういう手紙を僕は初めて見た、君はこういうことの記憶はないのかあるのかということ。そしてまた、改めて、西部何とかという会社の方の五百萬についての経緯はどうかとということに対し

その来られた中で、自分にはお金がないので、かつて紹介をしたA氏との関係の中でもと思い、A氏に、もし余裕があれば相談に乗つてやつてくれないと、そのところはつきり申し上げます

が、もし余裕があるなら協力してくれないかといふ電話は、宮内からA氏にいたしたということは申し上げました。

ですから、全く関係がないということではなくて、そういう協力のお願いはした、そして、その後、A氏から樋口氏に金を貸したという報告を受けた記憶がある、また、樋口氏からもA氏から云々という電話で報告された記憶がある、したがつて、迷惑かけないようにしなさいよと、こういうふうなことも先ほど申し上げました。

ですから、そういう経過の中で、彼は、再度私は、筒井委員からそういう質問をされましたので、もう一度我がスタッフが確認したところ、午前中に答弁しましたように、A氏と西部瀧青さんとの金の貸借である、私自身が、つまり宮内自身が貸したお金ではないという報告でございました。

○筒井委員 大体、午前中に出した手紙自体だけ、宮内さんに對してこういうふうに分割返済しますからお待ちくださいと言つてゐるんですけど、今の言いわけなんか全然きかないんですよ。だから、宮内さん自身が書面で述べておられる。今の言いわけもまた予測されたものですから、もう一つの手紙も、そのときは出そ
うと思つて準備してたのがもう一つの手紙で、今読み上げたとおりですよ。まさに、宮内さんに金銭の借り入れのお願いをし、宮内さんから快く実行していただきました。

見ますか。こう書いてあるんですよ。樋口さん

の、これは自署、署名があります。白署があつて、しかもこれを議員会館の部屋あてに出した。

だから、宮内さんは受け取つてているんですよ。

○大島国務大臣 午前中お示しいただいたお手紙

に、実名が入つておりますが、何々さんによろしくという手紙が最後に書いてあります。

つまり、かれこれ、これあつて、これは、

と明確に言つてゐるんです。それを、今みたいな言い逃れは通らないでしよう。

○大島国務大臣 そのお手紙を、またコピーでも

お借りできれば確かめたいと思いますが、彼から

の、その西部何とかという会社との金銭の貸貸の

部瀧青さんとの仕事もその後されておつたよ

うのは、何回も申し上げますが、相談は受け

た、相談は受けて、その以前に紹介し、A氏と西

の異常な高さが、我が民主党の上田清司議員の調査でも明らかになつております。

さらに、私の尊敬する石井紘基衆議院議員が、先日暴漢に襲われて亡くなりましたが、悪を憎み、正義感の塊であった石井議員が最も力を入れて取り組んでおられたのが特殊法人改革であり、道路公団の問題、天下りの問題でありました。先日の告別式でもナターシャ夫人が、民主党の議員の皆さんのが紘基さんの遺志を継いでほしいということを涙ながらにおっしゃつておられましたが、私も、この問題、その遺志の一部でも継がせていただくという気持ちで、本日質問をさせていただきます。

ます、石原大臣にお伺いします。
ごく端的に、この特殊法人の独立行政法人化の目的、ごく端的にで結構ですので、お答えください。

○石原國務大臣 これは、午前中の御審議、また、先ほど來の御同僚の御審議の中でお話をさせ

ていただきましたように、やはり公的部門が担っていく行政の実務の仕事はあるだろう。しかし、それをこれまで担ってきた特殊法人という組織形態が、自己増殖をし、あるいは非効率性に陥り、まさに、産業競争力の各所で苦境に陥る

され、それを是正するために今般、四十六本の法案を提出させていただいておりますけれども、その中で、特殊法人にかわる独立行政法人という新しいスタイルで行政のアウトソーシングの仕事をしていくただこう、これが一つでございます。

それと、やはり民間を圧迫している部分があるのではないか。時代の変遷によりまして、官が主体的にを行う仕事ではなくなつたもの、昔は、端的な例は、やはり、宿を経営したり施設を経営したり、民間が十分でなくして官民の格差があつたりしたわけですが、今ほどんどなくなつてている。こういう部分に象徴されるような官業ビジネスを是正していく。

ども、これは実は国民の皆様方の郵貯、簡保のお金をお借りてきて、利子を乗つけてお返しするということで事業が成り立つていたわけですけれども、さらに税金で補てんもされていたわけですけれども、どうも経営が放漫であることによりまして、借りたお金に利子を乗せて返せないおそれが出てきているし、さらには、法人によつては、どうも資産がかなり劣化しているものがある。こういうものを変えていくということで、今回の特殊法人改革がスタートいたしました。

その方法は、組織論に目が行きがちではございませんが、これも御議論の中でございましたように、事務事業を徹底的に見直し、同じような仕事をしているものは一つに集約する等々の見直しを行つた上で、組織形態に踏み込んで議論をさせていただいているわけでございます。

○山井委員　今の御答弁をまとめますと、行政の肥大化を防ぐ、それで効率化する、スリム化することになります。

しかし、先行して独行法人、独立行政法人になつておりますものに対して、我が党の上田清司議員が調べました資料が、きょう目の前にお配りをしてございます。

これを見てもらいましたらわかりますように、年収でも、真ん中の、経済産業省の産業技術総合研究所の一番高い理事長さんは二千六百五十万円。また、その二つ上の日本貿易保険に関しては二千四百万円というふうに、年収二千万円以上の理事長職が十一件、また、千九百万円台が十四件。

また、一期二年とか四年の退職金が、例えば物質材料研究機構では二千三百三十三万円、二千五百万円以上が二件、千九百万円以上が七件。

また、人数に関しても、農業工学研究所などは、こういう独行法人化によって十八人ふえ、また、酒類総合研究所は十五人ふえている。全体で、五十七法人で九百人以上ふえている。

今、非効率をなくす、行政の肥大化をなくす、スリム化するといううたい文句と全然反し

ども、これは実は国民の皆様方の郵貯、簡保のお金をお借りてきて、利子を乗つけてお返しするということで事業が成り立つていたわけですけれども、さらに税金で補てんもされていたわけですけれども、どうも經營が放漫であることによりまして、借りたお金に利子を乗せて返せないおそれが出てきているし、さらには、法人によつては、どうも資産がかなり劣化しているものがある。こういうものを変えていくことで、今回の特殊法人改革がスタートいたしました。

その方法は、組織論に目が行きがちではございまますが、これも御議論の中でございましたように、事務事業を徹底的に見直し、同じような仕事をしているものは一つに集約する等々の見直しを行つた上で、組織形態に踏み込んで議論をさせていただいているわけでございます。

○山井委員 今のお答えをまとめますと、行政の肥大化を防ぐ、それで効率化する、スリム化することになります。

しかし、先行して独行法人、独立行政法人になつておりますものに対して、我が党の上田清司議員が調べました資料が、きょう目の前にお配りをしてございます。

これを見てもらいましたらわかりますように、年収でも、真ん中の、経済産業省の産業技術総合研究所の一一番高い理事長さんは一千六百五十万円。また、その二つ上の日本貿易保険に関しては二千四百万円というふうに、年収二千万円以上の理事長職が十一件、また、千九百万円台が十四件。

また、一期二年とか四年の退職金が、例えば物質材料研究機関では二千百三十三万円、二千万円以上が二件、一千九百万円以上が七件。

また、人数についても、農業工学研究所などは、こういう独行法人化によつて十八人ふえ、また、酒類総合研究所は十五人ふえてゐる。全体で、五十七法人で九百人以上ふえている。

今の、非効率をなくす、行政の肥大化をなくす、スリム化するといふうた文句と全然反し

て、結局は焼け太りをしているんではないですか。このような現実に対して、石原大臣の見解をお伺いします。

○石原國務大臣 この資料は、御同僚の上田委員がお示しされたというものを私もそのとき拝見しました。随分高いものだな、大臣の給与よりも高い人がいるのかとびっくりもし、それだけの仕事をしてくださっているならばいいなと思って、特に一番高い経済産業省の産業技術研究ですか、これ

を調べましたら、この理事長は、もう委員も御指摘のとおり、東大の学長さんをされていた吉川先生、こういう方を引っ張つてきまして、給料が安

くなつて引き受けてくれないということもあって
高くなつたのかなど、善意に解釈はさせていただ
いておりますが。

実は、道路公団の初代の総裁も民間人であります。した、これも私、調べてびっくりしたんですよ。しかしその後は、先ほど司僚の議員がお示しされ

ましたように、全部指定席になつてゐる。これはけしからぬな、高い給料を先につくつておいて、その後、人々が一、自分たちの先輩おじいさんごとうばかり入

まれるようなことをやつちやいけない、そういう今回の反省に立ちましたし、このRアンドDの理事があえてしまったことについても承知しておきま

したので、先ほど榎屋委員の御質問の中でお答えさせていただきましたように、法定数でいえば四割、常勤でいえば二五%、今回は委員の改選

書 会議の回数は二五回で、今回は従員の数を減らさせていただいたわけでございます。

私は指摘をしているわけです。
もうちょっと、これ、トータルで見てみます
六、列にござつて里親まつげ書く三〇九
ノとしてこわれたい焼けたりしているといふ現状を

おにぎりで先行した独立行政法人の場合どうなつてゐるのかを調べてみました。それがこのパネルになるのですが、ここでまた石原大臣につきお伺いしたいと思います。

例えば、本俸が百万円の国家公務員の方が五歳から四年間さらに勤いた場合の退職金は、四年分ですから五百萬円アップとなるわけですけれども、それと同じようなケースで、独行法人で天下りをして本俸百万円で四年間勤いた、その場合の退職金は大体幾らになりますか。

○保利委員長 江事務局長。（山井委員「これは大臣にということで通告しております」）

これは事前の問題がありますので、行革大臣から一応御説明をいただきたいと思います。石原大臣。

○石原国務大臣 私、退職金の算出方法等々、十分に認知しておりませんので、幾らになるということしか申し上げられませんが、単純に計算いたしますと、おおむね千三百万円程度になると考へております。

○山井委員 石原大臣、今非常に問題な発言をされたと思います。自分自身はその算出方法をそれほどよく知らないということなんですが、そう思つて、まさにこのパネルにつくつてまいりました。二ページ目も見てみてください。

これ、どういうことになつてゐるかといふと、引き続き、例えば五十五歳の役人の方が本俸百万円で五十五歳から五十九歳まで四年間勤め続けたら、退職金は五百萬円しかプラスにならないわけですよ。ところが、そこで天下りをして独立行政法人に行つたら、四年間いれば、今御答弁されたように約一千三百萬、二・六倍にアップしているわけです。これはふえてしまつてゐるわけです。

おまけに、午前中も議論にあつた、早期退職計算がつくから、実際には天下つた方が、独行法人に行つた方が、「一千万円以上これまでの税金が使われていることになるわけです。そういう意味では、この問題、独行法人化で効率的にやつていくという趣旨に全く反しているわけです。

独行法人の役員は、身分は非公務員といつても給与は国家公務員並み、さらに退職金は国家公務

員よりも一倍以上こうやつて高くなつてしまつてゐる。こんなことでいいんですか。同様のことが起るんだったら、獨行法人化の意味がないと思ひます。石原大臣、いかがですか。

○石原國務大臣 私が算出方法を明確に認知していらないということは、法人によりまして加算方法に幅があるわけであります。ですから一千三百万円程度と申したわけでございまして、このようないことは、もう既に、渡りがあつて、短期間しか在職しないのに数千万円の退職金を複数からもらうことはけしからぬと御同僚の委員から出てきておりますし、委員の御指摘と私の考え方と相違はないものと承知をしております。

○山井委員 今個々に幅があるという答弁でしたが、実際には、どこを調べてみても、私、今回調べてみましたが、すべてこの計算式に当てはまるんですね。つまり、本俸掛ける百分の二十八、これは十一月一日からこうなつています、掛ける四十八ヶ月、月で計算するわけですね。国家公務員のもの場合は年で計算するけれども、特殊法人や獨行法人に天下ると月で計算するから、これだけ膨らんでしまうわけです。

幅があるといいますけれども、これがルールになつてゐるわけですね。このルールでこれから独行法人化されるものもやつていくんですか。そうすると、獨行法人に行けば行くほど焼け太つていく、退職金がかさんでいくという今の状況は変わらないですよ。いかがですか、石原大臣。

○石原國務大臣 その点は、先ほども御質問がございまして御答弁させていただきましたように、早期勧奨退職で出て、そこで退職金を取つて、また退職金をもらうというような、二重に退職金を取るような形は是正をさせていただき、御指摘のような問題に対応させていただきたいと考えております。

○山井委員 今まさにこの法案の審議をしている

わけですが、御指摘の趣旨に沿つて対応していくたいということは、具体的にどうするわけですか。今では、四年前に出たら二六倍に退職金がふえてしまつて、このプラスの部分、そういう部分をこれ以下に下げるということですか。具体的に幾らに、どのようにするかということをはつきり言つてもらわないと、ここで審議ができないじゃないですか。

○石原國務大臣 もう既に御答弁をさせていただいておりますように、今回御審議をいただいておられます特殊法人から獨行法人化する法人につきましては、退職金で三割、四月から減額をさせていただいております。

○山井委員 今度新しく獨行法人化することに関してはどうするわけですか、石原大臣。

○石原國務大臣 同様に当てはめていただきたいと考えております。

○山井委員 三割でも十分だとは思ひませんが、もつとそこのところをきつちりこれからやつていつていただきたいと思います。

ついては、国民の将来負担の無原則な増加を防ぐ真の改革というのがこの獨行法人化の目的なわけですが、その趣旨に反して、現時点で獨行法人化されている、先ほども言ったように、職員数がふえたり、こういうふうな高い給与や退職金が野放しになつてゐるわけです。

次に、特殊法人の一つであります阪神高速道路

公団の入札妨害の事件についてお伺いしたいと思ひます。

今回の事件は、大阪管理部が発注した遮音壁工事の入札工事をめぐつて、公団OBの天下り業者に入札情報を漏らし、公団関係者ら四人が逮捕されるという、天引きを介した官民密着構造が明らかになつたものであり、極めて問題であると思ひます。

まず、この事件、両大臣御存じだと思います

が、扇、石原両大臣から、この事件に関する御見解をお伺いしたいと思います。

○扇国務大臣 今山井議員がおつしやいますよう

に、この今回の阪神道路公団に関します事件、私も公共工事の入札と契約に関する適正化法というのを一年前十二月、皆さん、超党派、自民党から共産党まで全部賛成していただいて通じて、その中にも既に書いてあるわけですけれども、今回このような事件が起つたという話を聞いておりましたけれども、今回このような事件が起つたという話を聞いておりましたけれども、道路公団などをこれまでございましたけれども、道路公団等々、いわゆる阪神もすべて含めて、補修とかあらゆる面で、メンテナンスの部分でなるべく地元の業者を雇うべきであるという御意見が今までに論議されている最中にいやしくもこういうことが起つたということは、私はあつてはならないことだと思うし、なお一層公団に対する国民の信頼が失われるということに関しては、私は、すぐその日でございましたけれども、四公団の総裁、理事長全部呼びまして、こういうことがあつてはならない、しかもほかにはないのかということを全部通達をし、もう一度自分たちで、どうしてこういうことを防げないかという答えを持つておらつしゃいといふことで、一週間の猶予を与えて、今週末までには各公団から、どういうことでもう一つそのところをきつちりこれからやつておらつしゃいといふことで、反省も含めて案が来るものと思つております。

○石原國務大臣 この問題は、やはり、一般競争入札が原則であるはずの公共事業がファミリー企業等々によつて、この入札妨害をした形がどういふ形かわかりませんけれども、隨意契約のようと思われてもいたし方ないというような事例が複数報告されてゐますことのように、私はゆゆしき問題であると認識をしております。

○山井委員 この問題は、阪神道路公団において受注先企業への天下りと談合が表裏一体になつているわけあります。

十月三十一日付の毎日新聞によれば、阪神公団のあるOBは、建設会社への再就職の際、阪神公団から五億円分の工事受注を約束したと証言しておりますし、またOB受け入れ企業も、阪神公団在籍時の給料を保証してやれば数億円の工事がもられるというのが業界内の常識だと証言をしておられます。

先ほど扇大臣、今指示をしているということを

おつしやいましたが、再発防止策、もうこれは構造的な問題になつてゐるわけですが、どうされたらいと扇大臣本人は思われますでしょうか。

○扇国務大臣 きょう、午前中にもお話をあつておられたが、道路公団等々、いわゆる阪神もすべて含めて、補修とかあらゆる面で、メンテナンスの部分でなるべく地元の業者を雇うべきであるという御意見が今までにございましたし、また、そのようにしております。

ですから、いわゆる遮音壁、これも一つなんですが、それとも、なるべく地元の業者に公平に仕事が行き渡るようによつてこの制度を取り入れているんですけども、たくさんの業者を入れれば入れるほどコスト高になつてゐるということもこれあり、私がなぜこういうことになるんですかと言つたら、いざ何かあつたときにつくその仕事が、応急処置に対応できる業者に仕事をさせたいばあれるほどコスト高になつてゐるということもいうお話をございました。

だつたら、私は、その材料を持つて、道路のすぐそばに倉庫をつくつて、何かのときにつくその仕事に出られるような、そういうところに契約が落ちるとしても一定の業者になつてしまふから、そうではなくて、高速道路をつくるのであれば、かさ上げしているんですから、その下がいっぽいあいているんですから、そこに公団としての材料を保管して、その材料を使ってメンテナンスをする業者を選べばいいじゃないですかと。何も民間の業者が道路のそばに倉庫をつくつて、すぐ対応できるような整備をしていなくても、公団自分が、空間もあるんですし、道路をつくつたときの材料もそこに保管して、あまねく公平な競争をして入札をすればいいんじゃないですかと。何も民間の業者が道路のそばに倉庫をつくつて、すぐ対応できるようになります。

○山井委員 今、発注と談合、それと天下りといふのが表裏一体をなしているわけですか
も、そこで高値入札になつて税金のむだ遣いになつてゐるという構図があるわけです。

そこで、扇大臣に改めてお伺いしたいんです
が、受注関係にある民間企業への天下りについて、国家公務員の場合は、御存じのように、退職後二年間はクリーンオフ期間として、直前の五年間に担当した業務と関係が深い企業に再就職することは禁じられていますが、例えば今回の阪神公団のような、公団から受注先企業への天下りには規制はないんですか。

○扇国務大臣 ございません。

○山井委員 それはおかしいのではないでしょ
うか。今回も、この資料の中身に、三ページ目以降、過去五年間、七十八人、阪神高速道路公団からファミリー企業やいろいろな受注先の企業に天下つてゐるわけですね。

今なぜ私がおかしいと言つたかというと、要
は、阪神公団などの公団は、官庁と同様に、いや、それ以上に建設会社などの受注先企業との結びつきが強く、職務権限が強いことも十分考えら
れます。にもかかわらず、規制がないというのはおかしいのではないか。だから、今回の事件のよう、仕事の発注と引きかえに天下りがふえるんだと思います。この資料にもありますよ
うに、毎年十数人、過去五年間で七十八人、また、歴代では三百人ぐらいが、受注関係のある企
業や公団のファミリー企業に天下つてゐるわけです。

実は、私の知り合いの建設会社に勤める友人に
も聞きましたら、こう言つっていました。阪神公団からの天下りを受け入れないと仕事がもらえない、余り仕事をしないのに公団からの天下りの役人には高い給料を払わねばならないと嘆いておりました。結局、談合による高値入札でまたその会
社は元を取る。このような税金のむだ遣いは許せ
ないわけであります。
そういう意味では、道路公団から受注先企業へ

の天下りは規制すべきではないでしょうか。扇大臣、そして石原大臣にお伺いします。

ある。

○扇国務大臣 今四公団統合の委員会で御論議をいただいておりますけれども、きょうはたまたま山井議員は阪神道路公団のお話をなさいましたけれども、これは阪神のみならず、道路公団自体にも、私も何度も国土交通委員会で数字を出しておりますけれども、少なくともいわゆる維持管理業務、これは四業務ございますけれども、もう山井議員御承知のとおりでございまして、各公団、すべて道路公団は四業務の分割をしております。

そして、その四業務の中に、例えば道路公団一つとつてみましても、道路公団の料金の收受だから、あるいは交通だと保全とか補修とか、あらゆる四業務の中でも、道路公団一つとつてみましても、少なくとも百六十三社あるんですね。そして、百六十三社あつて、その百六十三社のうち公団からの天下りといふものも四十六社に天下つてゐるわけですね。

そして、その四業務の、公団から分割されて維持管理しているその業者一つ一つが民間会社になつてしまして、そしてそこで、民間会社がほとんど八五%以上道路公団からの仕事を落としているわけですね。そしてそこでいわゆる受益が起きているという意味では、私は、受益額というものが六百八十五億全部であるんですね。余剰金といふものが一社十四億あるんですね。これだけ民間がもうかつていて、普通だつたら、普通の民間会社では五、六千万というのが常識です。けれども、そういう天下りといいますか、天下りしていられるからたくさんあるというわけじゃないですか
ども、そういう民間という名に隠れて道路公団の仕事を一手引き受けにして、そして余剰金を一社で十四億も持つてゐるということ 자체が、一般的民間の皆さんから見れば、どういうことなんだと

ときには、公務員の方が天下ると同じように、二年間のクリーンオフ期間というものをやはりとするべきじゃないかと思うんです。

このことについて、扇大臣にお伺いします。

○扇国務大臣 むしろそのことよりも、民間の皆

さんは赤字で困っているということでは、私は民間の賛意が得られないということです。その体質を改善しようということが今の論議の最中でございまして、ですから私は、特に上下分離して、下は一生懸命つくつて、上でそういうもうかる業務といふもので、私は、民間が、焼け太りではなくて、食い逃げしてはいけないな、そう思つて是正していこうというのが今の論議の大変なところだと思つて、天下つたから受注できるということを思つて、天下つたから受注できるということを思つています。

あります。

○石原国務大臣 ただいまの点は、道路民営化推進委員会でも重要なポイントということで、実は、これも一般入札で、調査会社に依頼いたしましたが、これも一般入札で、施いたしまして、そのうちの内容を精査して、六百五十社、行政コスト子会社が百三十六社、アンケート回答企業が二百八十社、アンケート辞退企業が二百四十社、ここに訪問調査をしまして、実態を詳細に検証していこうと道路民営化委員会で検討させていただいている最中でござります。

そして、先ほどちょっと退職金の支給率のお話がございまして、正確なお話ができませんでしたので、補足をさせていただきますと、退職時俸給月額掛ける在職月数、これは委員の御指摘でございましたのを〇・二八に削減することによりまして、委員は三割で少ないと申しますが、三割の削減を図らせていただいていることと相まちます。ですが、在職者と途中で他の特殊法人、独立行政法人に行つた人間との給与、退職金の差が出ない

といふことがあります。掛け支給率が、これまで〇・三六でございましたのを〇・二八に削減することによります。

そこで、公務員制度改革のことにも少し触れたいと思います。

午前中も質問がありましたが、中島人事院総裁にも来ていただきておりますが、この大綱は、これまで不十分とはいって、第三者機関である人事院が天下りの審査を行つてきのを、各省の担当大臣の権限にしようとするものであります。これまでますます各省の省益を背負つた天下りを助長して、現在の問題を解決するどころか、さらに事態を深刻化させるのではないかと思います。

天下りを助長して、改正ではなく改悪だ。要は、今まで人事院さんがきつちりチェックしていただいております。
○山井委員 もうちよつと扇大臣からも具体的な答弁をいただきたいわけですが、私はそ
う言ひますと、公団から受注先の民間企業に天下る

このような公務員制度改革大纲について、石原大臣、そして中島総裁の御意見をお伺いします。

○石原国務大臣 ただいまの点は、内閣委員会等々でこれまでかなり御論議をさせていただいた点でございます。天下りの基準が甘くなるという御指摘でござりますが、もう既に人事院の事前チェックにおきまして、十二年と十三年を見ますと、三十人近く天下りの数がふえるわけあります。人事院の基準をクリアしたら、人事院が、その基準をクリアしているものを、人数がふえるから減らしますということはできないわけでございますので、内閣が、承認基準を政令で定めて、承認制度の運用について総合調整を行い、所管大臣は、内閣が定めた承認基準に基づいて、内閣の総合調整のもとに再就職の承認を行う。各大臣がリスクを負うことによりまして、野方圓な天下りというものを是正しようというように、二重にも三重にも厳しくした内容でございます。

○中島政府特別補佐人 ちょっとと石原大臣の御答弁には誤解があると思います。

現在の天下りの法律を読んでいただきますと、各大臣が申請してこられて人事院が審査をしていよいよこのところをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

なお、天下り一般につきましては、民間企業に対する天下り、あるいは特殊法人、認可法人等に対する天下り、非常に国民的な関心が高くなっています。そして、この問題は多方面にわたる議論が必要だということで、我々は当初から、内閣、官邸自身が直接この問題を所管すべきである、すべてを一括して所管すべきであるということを申し上げております。

○山井委員 今の中島総裁の答弁と石原大臣の公務員制度改革大綱の趣旨、違っているんじゃないですか。石原大臣、いかがですか。

○石原国務大臣 中島総裁は、大変お言葉を選ばれて御発言をされております。申請をするのが大臣で、申請を大臣が控えたら承認が少なくなると

等々でこれまでかなり御論議をさせていただいた点でございます。天下りの基準が甘くなるという御指摘でござりますが、もう既に人事院の事前チェックにおきまして、十二年と十三年を見ますと、三十人近く天下りの数がふえるわけあります。人事院の基準をクリアしたら、人事院が、その基準をクリアしているものを、人数がふえるから減らしますということはできないわけでございますので、内閣が、承認基準を政令で定めて、承認制度の運用について総合調整を行い、所管大臣は、内閣が定めた承認基準に基づいて、内閣の総合調整のもとに再就職の承認を行う。各大臣がリスクを負うことによりまして、野方圓な天下りというものを是正しようというように、二重にも三重にも厳しくした内容でございます。

○山井委員 全く不一致であります。

中島総裁にもう一度お伺いしますが、今回の公務員制度改革大綱によって天下りは減っていくと思われますか。各省に任せてきつちりできると思われますか。いかがでしょうか。

○中島政府特別補佐人 この大綱というものが表されましてから、いろいろな方面から御意見が出しております。その御意見はほとんどが、やはりお手盛り天下りになるだろという御意見でござります。そのこと自身をやはりよく考えて、どういう制度にするかを御議論いたしかなきやならないんじゃないかというふうに思います。

○山井委員 人事院総裁の言つていらっしゃることと石原大臣のお考えと違つんですけれども、これが申請する前にきちんとチェックをなさればふえることはない。そのところをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

現状の天下りの法律を読んでいただきますと、各大臣が申請してこられて人事院が審査をしていよいよこのところをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

現在の天下りの法律を読んでいただきますと、各大臣が申請してこられて人事院が審査をしていよいよこのところをしっかりと認識していただきたいというふうに思います。

○中島政府特別補佐人 ちょっとと石原大臣の御答弁には誤解があると思います。

第二類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第三号 平成十四年十一月十一日

うことを聞いているわけです。石原大臣、いかがですか。○石原国務大臣 三割も既に四月一日から退職金は減額になつておりますし、独法も同じでございます。

また、政府の見解に統一的なものが見られるといふことは、もう既に内閣委員会でも答弁をさせていただいているところでございます。

○山井委員 先ほどの中島人事院総裁と石原大臣の御見解と正反対だと思うんですけれども、もう一回整理していただきたいと思うんです。中島人事院総裁、お願いします。

○中島政府特別補佐人 日本の天下りといふのは、組織対組織のもので行われておるということをございます。したがいまして、そこに癒着が生ずるということでございます。アメリカとかイギリスのように、個人が就職先を探して民間企業に就職するという体制ではないということをございますので、この天下りを承認するのがだれであるかということは非常に重要な問題だということをございます。

○山井委員 質問時間が来ましたので終わりますが、これはきつちりとちょっと整理をしてもらいたいと思います。全く正反対のことをおつしやつておられます。委員長、これ、ちょっと統一をしてもらいたい。

○山井委員 質問時間が来ましたので終わりますが、これはきつちりとちょっと整理をしてもらいたいと思います。全く正反対のことをおつしやつておられます。委員長、これ、ちょっと統一をしてもらいたい。

○山井委員 人事院総裁のおつしやることは、石原大臣、どう思われますか、先ほどの御意見は。

○石原国務大臣 言葉を選んで御発言されていると考えております。

○山井委員 人事院総裁の答弁と石原大臣の公務員制度改革大綱の趣旨、違っているんじゃないですか。石原大臣、いかがですか。

○中島総裁は、大変お言葉を選ばれて御発言をされております。申請をするのが大臣で、申請を大臣が控えたら承認が少なくなると

まず最初に、大きな議論は、今、山井議員の方からございましたし、午前中もたくさん議論をされましたので、この空港周辺整備機構を独立行政法人化した場合のメリット、今までより、もちろん効率化ということでいうならば、人員あたり予算があつたりするようなものも含めての効率化が高まつていくということだというふうに思っています。

○洞政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として創設された制度でございまして、国による事前チェックを極力排除して事後チェックへの移行を図つて、彈力的、効率的で透明性の高い運営を確保するということに眼目が置かれておりまして、空港周辺整備機構についても、今後、独立行政法人になるということで、このような効果がまさに期待されているわけございます。

また、今回の改正では、独立行政法人化とあわせておりました共同住宅建設事業を廃止するとして、これまで、認可法人として周辺整備機構が行つておりました共同住宅建設事業を廃止するとしているほか、今後、住民の移転先として用意されております代替地の保有数を削減していくところが、あるいは既存の共同住宅をできる限り処分していくこと等、いろいろ改革が予定されておりまして、これによつて費用を削減するということが期待されています。

また、組織につきましては、役員数の削減であるとかあるいは職員数の削減であるとか、今後、理事長の裁量等によつて思い切った見直しをするということ、これがまさに期待されているわけでござりますけれども、そういうこと等を通じまして効率化を図るということが可能になると考えておりますし、ぜひそういうふうに実現したいと思っています。

○大谷委員 地域でも大事な役割を担つて機構を独立行政法人化していくことの是非について、また、それに関連して、この国の航空行政、そして空港行政というものについて議論をさせていただかたいというふうに思います。

○山井委員 本当に労災病院のことも質問したかったんですが、まだそれはあすさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○保利委員長 次に、大谷信盛君。

○大谷委員 大阪九区選出、大谷信盛でございます。

きょうは、特殊法人の改革、特に空港周辺整備機構を独立行政法人化していくことの是非について、また、それに関連して、この国の航空行政、そして空港行政というものについて議論をさせていただかたいというふうに思います。

第一類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第三号 平成十四年十一月十一日

ようにしていただきたい。

特に、空港がある地域において、町づくりを含めて、いわゆる空港と共生をする町づくりを、非常に町づくりの中で役割を担ってきた機関だといふに思つておるんですが、では、今回これを

独立行政法人にする必要性、国が直轄でできるのではないかなどいうふうに思うんですが、その辺はいかがお考えですか、局長。

○洞政府参考人 周辺整備機構が行つておりますいわゆる環境対策は、大阪国際空港と福岡空港に限られているわけでございますが、この両空港

は、空港周辺の市街化が非常に進んでいるというところで、いわゆる航空機騒音防止法という法律に基づきまして周辺整備機構として指定されており

ます。

これらの空港というのは、人口が非常に稠密な既成市街地に立地しております、国が行います移転補償とかそういうものとあわせまして、そ

の周辺の町づくり等の地域整備をあわせて行うと、それからまた、先ほど申し上げておりますとおり、騒音によつて影響を受ける住民の数が圧倒的に多くて、防音工事等を国が直接行うよりも、独立したそういう実行組織、実行部隊を行わせる方が効率的であるということから、国と地方公共団体の出資を得まして、参画を得まして、地域に密着した組織を独立して環境整備をこれまで行つてしまひました。

これらの空港周辺の面的整備がまだ途上にある現時点にございまして、仮に機構の業務を昔に戻つて国の直轄へ移管した場合には、空港周辺整備機構がこれまで地域との連携の中でいろいろ蓄積しました知識とか経験というものが活用できなくなるという問題が生じることに加えまして、片一方で、定員管理という面からも、多くの定員増というものが国にかかるべきでありますから、国家行政の肥大化を招き、かえつて非効率的であると考えおりまして、今後とも引き続き独立行政法人としてこれらの環境対策事業を行つていく

ことが適当ではないかと考えた次第でございま

す。

○大谷委員 騒音の被害を受けている地域は、都道府県また市、またがつてのことです。そこで、やはり一つの機関が専門的な視点でもつて運営していくことは確かに理解ができます。

行く行くは、騒音の対策というものがある程度のラインまで行けばさととた考えるときが来るのかなというふうに私は思つておりますが、この町づくりという観点、また、この空港との共生という観点から、扇大臣に、まずは、我が国の航空行政、空港行政というものについて、大きな役割、これからの方針性について教えてほしいんです。

一九九六年十二月に第七次空港整備五ヵ年計画がございました。ここで大きな政策の変更があつたというふうに私は理解をしております。それは何かとすると、今までには、地域にたくさん空港をつくつて、人、金、物、情報を空で運んでいくれるようなネットワーク、システムをつくつていこうじやないかということが重要視されていた。しかしながら、ある程度、今九十四港、この国には空港がございます。軍用のものも入れるならば百ござります。その中で、量的には大体これでいいけるのかな、これからはソフトと云うか、最大限つくつたものの活用が必要だな、特に拠点空港と呼ばれているものの活用が必要だなというふうに向換がされて、これで五年、ことしで終わるわけなんですねけれども、これから先どうなつっていくのか、今までの総括はどうだったのかといふことを見、ぜひとも、関西のエリ亞に絞つてはこうですよといふような方向性について教えていただけますでしょうか。

○扇國務大臣 大谷議員は国土交通委員会にも所属していらっしゃいまして、この話は既にお聞き及びだらうと思いますけれども、私が言つておりますことは、少なくとも、航空行政という限つた中で御質問でござりますので、ちよつと言わせてもらいますけれども、伊丹、大阪国際空港は、今何

も調停の申請が出されております。伊丹空港、やめてくれ。なおかつ、昭和四十四年、空港周辺住民から夜間の飛行差し止め、それから、伊丹空港の廃止を含む

初から言いますと長くなるのでやめますけれども、まず、昭和四十四年、空港周辺住民から夜間の飛行差し止め、それから、伊丹空港の廃止を含む

空港の経緯と、いうものを持つております。一番最初におかつ、先行きどうにも延ばせない。

伊丹には今まで、国費で累計で六千三百三十四億円の環境対策費を使つております。けれども、伊丹自身に関しましては、空港自体の整備は千百十億円なんですね。これだけ環境対策費に使つて、

港、マレーシア、あらゆる空港が、全部、国際空港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、表玄関と言つた成田が、二十五年たつて一本しか滑走路ありません。関空も、二十四時間と

言つたのに一本です。これでは、国際空港の国際機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港として二本以上の滑走路を持つています。日本

はゼロでございます。できません。

それから今までこの伊丹に関する、周辺整備機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本は、伊丹空港の今日まで果たしてきた役割というものは大変大きいと思っております。けれども、現段階まで、私も伊丹空港をいろいろ考えており過ぎました。

なおかつ、今、関西に限つてという大谷議員のお話でございますから、関西に限つて言えば、私

と、いう案まであつたんですね。一県一空港という案があつたたというような時代は通り過ぎてしまつて、数つれば国際的に対応できるという時代はま

ります。

しかも、一時は、四十七都道府県、一県一空港

という案まであつたんですね。一県一空港といふと、私、これはずっと見ていますけれども、何回訴訟が起こつていてるかわからないんです。やめて

くれ、出ていってくれ。関空ができる、関空をつくるときには伊丹は撤去しますという約束になつて

いるから、出ていきますと言つたら、今度はまた方向転換になつちやつたんです。

私は、そういう意味で、今の国際空港という状況から見れば、韓国の仁川に四千メートル級が二本、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港、マレーシア、あらゆる空港が、全部、国際空港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、表玄関と言つた成田が、二十五年たつて一本しか滑走路ありません。関空も、二十四時間と

言つたのに一本です。これでは、国際空港の国際機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港として二本以上の滑走路を持つています。日本

はゼロでございます。できません。

それから今までこの伊丹に関する、周辺整備機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、伊丹には今まで、国費で累計で六千三百三十四億円なんですね。これだけ環境対策費に使つて、

港、マレーシア、あらゆる空港が、全部、国際空港として二本以上の滑走路を持つっています。日本

は、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港として二本以上の滑走路を持つています。日本

はゼロでございます。できません。

なおかつ、今、関西に限つてという大谷議員のお話でございますから、関西に限つて言えば、私

種から二種に見直すということも、これは必要な

んですよ。ですから最初から、出ていってくれ

と、私、これはずっと見ていますけれども、何回

訴訟が起こつていてるかわからないんです。やめて

くれ、出ていってくれ。関空ができる、関空をつ

くるときには伊丹は撤去しますという約束になつて

いるから、出ていきますと言つたら、今度はまた

方向転換になつちやつたんです。

私は、そういう意味で、今の国際空港という状況から見れば、韓国の仁川に四千メートル級が二

本、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、表玄関と言つた成田が、二十五年たつて一本しか滑走路ありません。関空も、二十四時間と

言つたのに一本です。これでは、国際空港の国際機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、伊丹には今まで、国費で累計で六千三百三十四億円なんですね。これだけ環境対策費に使つて、

港、マレーシア、あらゆる空港が、全部、国際空港として二本以上の滑走路を持つっています。日本

は、二〇〇七年にはこれは四本。そして上海、香港として二本以上の滑走路を持つています。日本

はゼロでございます。できません。

それから今までこの伊丹に関する、周辺整備機構の話をなさいましたけれども、環境対策費の負担というものをやつてしまひました。そして、

港として二本以上の滑走路を持つています。日本

は、伊丹には今まで、国費で累計で六千三百三十四億円なんですね。これだけ環境対策費に使つて、

を考えるのが私は優先ではないかなと。

私、関空の二期工事は必要だというふうに思つております。そして、人、金、物、情報がこの日本にどんどん集まつてくる、そんなハブとスクの空港になるべきだということは思つております。そのためにも、空港の需要、航空の需要といふものを高めていくために、既存の今ある空港といふものを最大限に活用することを考えなかつたら、将来の航空需要を活性化、高めていくことができないのではないかなどいうのが私の考え方でございます。

それともう一つ。ウン十年前、騒音が本当に激しくありました。727、DC8という飛行機、本当に耳が痛くなるような音だつたといふに言つています。これが、科学の進歩、技術の進歩でどんどん音が小さくなつていきました。その中で、ああ、これだつたら何とか、空港がある町に住む者として共生ができるな、そんな空港がある町であることを特色にして町づくりをしていこうじゃないかということが、この十年間、国と地域の自治体とで歩んできた姿でござります。そこの姿があるのに、都市再生、ことしの二月、総理が発表されました。その中でも出でているように、各町々が特色あるものをこれからつくづいかなきやいけないんだ、金太郎あめの行政じゃだめなんだ。

例えば、北大阪の地域においては、明らかに空港がある、また梅田という大阪駅から非常に近い、利便性が高い、だからこそ、関空に国際線が全部持つていかれたけれども、一千三百万人だった人が一千七百万人、四百万人もこの間に利用者がふえている。これはやはり利便性がある証拠であるんだというふうに思う。そう思うと、この空港の最大限の活用というものをやはり考えていました方がいいのかわかりませんが、大臣、やはり一言言つていただきたい方がいいと思うのですけれども、

これは大臣に聞いた方がいいのか、局長に聞いています。

第一類第七号 特殊法人等改革に関する特別委員会議録第三号 平成十四年十一月十一日

も、そもそも審議会の中でこの空港行政のあり方について今議論をされていて、特に関西においては、三空港、いわゆる神戸空港を含んで、大阪国際、関西国際の三つのあります。

これは結局、出てきている議論は、大阪国際空港の分を少し、例えば関西国際空港に持つていくとか、環境対策費を利用者の方に使つていただくというような意見が今議論されているというふうに聞いておるんですけども、一体、急に出てきた理由というのはどのようにお考えですか。

○扇国務大臣 冒頭に大谷議員が、航空行政とい

うもののあり方というお話をからお入りになりました。

私は、あの狭い関西の中で、関空、伊丹、神戸、この三空港が一種、二種、三種。そして、安

全性という面から見ましたら、それぞれ管制空域

というものがあります。その管制空域の中で、関

空と伊丹の管制空域の谷間を縫つて神戸空港が飛

び立つというこの安全性は果たして正か否か、そ

ういうこともありますし、伊丹と関空との距離、

料金、国際線というものがついて国内線と乗りか

えるのに時間とお金がかかるのはもう成田と羽

田で十分です。私たちは反省の上に立つて、成田

から羽田の国際、国内線に乗りかえるのに、タク

シーで二万五千円高速道路料、こういう外国の国

際線というのではありません。

私は、今関空の二期工事、御賛成いただいてお

りますのも、少なくとも関空の二期工事を完成す

れば、十万回の離発着が一本目になります。そ

すると、需要が少なければ伊丹をそこへ持つて

いつてもいいわけです。そうして、神戸がもつと

本当に空港をつくつてほしいというのであれば、

関西国際空港と神戸は、それこそ地下トンネルを

つくつてかわって、お金の要らない国内線との乗り

かえも可能ではないですか。今すぐではないで

すよ。二十一世紀に、私はそういう政策というも

のこそが日本の将来を期する大事な政策であると

いうことを今論議していただいて、その理想像と

いうものを出して、一步でも近づいていきたい、

じやないかという議論があつた中で、発着分を、

す。そのためにも、空港の需要、航空の需要とい

うものを高めていくために、既存の今ある空港と

いうものを最大限に活用することを考えなかつた

から、それとも騒音対策の話なのか、一体どつち

の観点から出てきたのか、ちょっと局長に。

○扇国務大臣 これは、審議会の前に、国土交通

省の政策として、冒頭におっしゃった航空行政と

いうものがどうあるべきかという基本線から私は

申し上げているので、審議会はその後でございま

す。そのためにも、最大限、今ある空港の活用と

いうふうに考えております。

○大谷委員 方向性だけは全く一緒でございま

す。では、今議論がされているといふに

ますので、局長にお尋ねをいたします。

では、今議論がされているといふに

ますけれども、大阪國

は、今議論がされていて、まさに位置づけよ

うとされているんでしようか。

○大谷委員 方向性だけは全く一緒でございま

す。では、今議論がされているといふに

特殊法人改革ということでの各論の法律でありますから当然であります。私は、午前中の我が党の東議員の質問に引き続き、特殊法人改革の哲学の問題をもう少し掘り下げてみたいと思います。

と申しますのも、行政改革を橋本内閣のときにいろいろ手がけ始めてから既に六年が経過をしておるわけであります。あの当時に、実は私どもが掲げた、三年間で特殊法人すべてやめてしまえ、本当に必要なものはもう一度法律を出し直してこい、こういう議論をやついていたら、既に問題は片づいておつて、今、こんな各論をやつている時代ではなかつたのではないか、そんなふうにも思うわけでありまして、もう一度、その改革の哲学、基本方針についてお尋ねをしたいと思います。

もう一ことは、実はハブルがはじめてもう十二年になります。先ほど来、デフレの問題、不況対策、金融、不良債権処理の問題、さまざまな議論

が行われておりました。竹中大臣の経済学の学識に基づいて、今、いろいろな経済政策、金融政策が打たれておるわけでありますけれども、ただ、一説の学説によりますと、好況期の構造改革といつたものと不況期の構造改革と、およそ実体経済に与える影響は全然違うんじゃないのか、こんな議論もあるわけであります。

実際に小泉政権になつてからこの一年半、改革、改革と、絶叫すると言つては失礼かもしませんが、大きな声で、改革をやるんだ、やるんだということで旗を振られてきた結果、今一体何が起こつていてるかというと、株価は一万四千円台から九千円を割る状況にまでなつてしましましたし、そして失業者は、今や五・四%三百六十万から七十万という膨大な数に実はふえてしまつたわけであります。今、構造改革を本当にやつて、政府が本来、民間需要を引き起こすための政府投資といつたものをふやして民間の景気を引っ張つていくようなことをやらなければいけないときに、どんどん金融機関をつぶして、中小企業をあ

させてつぶして、失業者をちまたにふやしてい
る、そんな構造改革で本当にいいんだろうか、こ
んなふうにも思うわけです。

というのではなく、構造改革ということでも、特殊法人が独立行政法人に変えられておりますけれども、本当の意味での特殊法人の改革、いわゆるむだをなくす、あるいはまた無理な税金の使

方をやめる、こういったものではなくて、実はやはり今までどおり、全く看板のつけかえだけで同じことをやっていくんだつたら、何の意味もないということになってしまふのではないか、こんなふうに思うわけであります。

まず石原大臣に、行政改革、本当にどういうふうに、これからもまだ公務員制度改革がございますし、まだまだ大きな行政改革を政治改革とあわせて進めていかなければいけない、こういうふうに思うわけでありますが、お考えを聞かせていただきたい、こんなふうに思います。

○石原国務大臣 この点につきましては、午前

中、総理が熱弁を振るわれましたが、やはり小泉改革の基本というものは、官から民へ、国から地方へと。そして、四十六本今回お出しさせていただいております特殊法人関連法案は、これを推進するものであるという位置づけを私どもは持っております。

つであり、ただいま御紹介いたしました、総理が
髪を振り乱しておっしゃっております官から民へ
という流れを一層加速化し、平成十七年度いつば
いを集中改革期間と決定させていただきまして、
その間に各般の行政改革を実施しようというも
のでございます。

法案に若干触れさせていただきますと、この四十六法案は、昨年決定いたしました特殊法人等整理合理化計画に基づいて、各種法人につきまして、一に事業の見直しがあり、その上で、独立化、民営化、廃止等々を行うというふうに整理をさせていただいております。この改革によりまして、先ほどの議論から、看板のかけかえ論といふ

ものがよく出てくるわけですけれども、法人に自律性を持たせる、効率性を追求する、透明性を高めるという利点が、この独立行政法人、すなわち

○都築委員 今、独立行政法人の特色といったも
独法といふものは、特殊法人の抱える弊害を除去
するために仕組んだ制度であるということを再度
御確認いただければと考えております。

のを言われました。それは、また後ほど触れたいと思いますが、冒頭に総理も言われた官から民へ、こういうことであります。この官から民へといふことで、では、本当に今回の改革で官から民へいっているのか、こういう思いを私は大変強くしておりますと、それはまた後ほど触れてまいりたいと思います。

私ども自由党が、基本政策「日本再興へのシナリオ」の中で訴えておりますのは、いわゆる今の

中央官庁、それこそ明治維新以来、官僚制度で日本の近代化を進めてきたこの日本の仕組みの中で、官僚機構が果たしてきた役割というのは大変大きかったと思うんです。

ただ、今は余りにも大きくなり過ぎてしまつて、何でも官僚が全部支配をするような仕組みになつてはいる。例えば、民間企業に対しても過剰な規制をかけて、そして業界のことを一つ決めるにも、全部役所の許可を得ないと何も進まない、そこそこ護送船団と言われるような行政が行われて

いるような実態。あるいはまた、もう立ち上がつた産業が、十分ひとり立ちできているのに、相変わらず官業でお金をつき込んで、そして、本来民間に任せるべきところを官業が圧迫しているような問題、さまざまな議論があると思うんですね。

あつて、本当は、戦後の民主主義という状況になつた時点で、私はもっと、国民が本当に主役、主権者あるいはまた納税者ということで、国民が主役の社会をどうつくり上げていくのか。官僚の皆さんにはしの上げ下げまで教えてもらう、手とり足とり指導してもらうような、そんな社会を改めていく改革の全体としてまず政治改革があり、

そして行政改革があり、その一部として特殊法人の改革があり、公務員制度の改革があり、あるいは民間に対する規制緩和、規制撤廃、こういった

ものがある。物すごく大きなグランドデザインがあるべきだろーと思うわけであります。

で本当に変わるとかといつたら、私は、官から民へというキヤッチフレーズとは別に、全然そうなってはいないんぢやないか、こんなふうにも思うわけであります。

ぜひもう一度、ちょっとそこら辺のところを、各論に入る前に石原大臣に、官僚社会を改めるんだ、官主導の政治というものを改めていくんだ、政治家が国民から選挙で選ばれた以上、有権者の皆さんのが納める税金の使い道は政治家が主導権を

握つて決めて、どこに配分して、そしてまた、民間に実際に業を委託するというか、請け負わせるようなときは、それこそ透明な公平な競争入札でやつていくんだとか、そういう仕組みに改めていくという考え方があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○石原国務大臣 都築委員が御指摘されました趣旨は、私は賛同いたします。そして、私も、日本の官僚が優秀であり、これまでの日本の発展、明治維新以降の発展、あるいは第二次世界大戦後の

しかし、特殊法人が、その生き立ち、一本一本発展にかなりの部分寄与してきたということは事実だと思います。特殊法人も、実はまた時代の申し子として、行政の派出の機関として、私は、有効に機能してきた部分も事実としてあつたと思います。

の法律によつて倒産することもなく設立され、時代の変遷、時代の変化に対応できなく、その中でなおかつ自己増殖的に民業を圧迫して、みずから仕事をつくつていったという歴史もその一方にあり、この特殊法人改革が、昭和四十二年以来、何度も何度も俎上に上り、数を減らすということに終始してきたということをまた事実だと思いま

私も、一九九五年、これは村山内閣の当時でござりますが、こちらにいらっしゃいます塩川財務大臣等々と一緒になりまして、整理合理化という

ものに初めて手をつけさせていただきました。そのときの経験を申しますと、このときは金融機関の統廃合を中心にやらせていただいたわけなんですけれども、二つの機関を一つにするということをやるだけに、実は七ヵ月かかったわけあります。それだけ、既得権益また応援団もいろいろな

ところにはびこっている、日本の社会のある意味では一つの構図を象徴しているような組織体になつていて、

そういう実態を十分に見据えた上で、ただいま都築委員が指摘されたような日本の新しいグラン

ドデザイン、整理は非常に端的な言葉で言われますので、官から民に、国から地方へとその言葉が躍っておりますけれども、その根底には、哲学と

大きな流れというものを、私はそばにいて十分に感じることができます。

○都築委員 今の大蔵のお話を聞いておりまし

て、賛同していただけた、趣旨については賛同す

るということですから、大変ありがたいですか

ら、ぜひそのことをいつもお考えいただい

て、これから、もう既に実際こうやって動き出し

ておるわけでありますから、それをまたファイード

バックしながら、実態をファイードバックさせなが

れども、先ほど来いろいろな議論が出ております。天

定とかそういったところに絡んでいく。そしてま

た実際に、職員の定数の問題、こういう問題についても、実際のところ、今まで総定員法や何かの関係でいろいろ議論をされたり、あるいはま

た、以前だつたら大蔵省主計局の給与課の方で政

府関係特殊法人の給与や定数を全部チエックし

て、各省の担当者はみんな指令を受けて、だから、統一していただから、特殊法人の勤務条件なん

て全部一律だつたわけありますけれども、こう

いった人事をまず主務省がまだ握っている、こう

いう状況。

さらにも、運営交付金といったものについても、既に独立行政法人化したもの実態を見る

と、平成十三年度と平成十四年度を比べてみれば、実際にはほとんど変わっていない。運営交付

金という名目が変わつてゐるだけの話ではないのか、こんなふうにも思うわけであります。そうす

ると、結局、運営交付金の額をふやしてください

とか、ここをつけかえたいとか、こういつた話に

ついても、また役所の担当課の係員までその独立行政法人の担当者がお願いに上がつて全部やらなければいけないということだつたら、何にも変

わつていいんじゃないのか。

○都築委員 今の大蔵のお話を聞いておりまし

て、賛同していただけた、趣旨については賛同す

るということですから、大変ありがたいですか

ら、ぜひそのことをいつもお考えをとめて

おいでいただきたい、こんなふうに思つて

おるわけでありますから、それをまたファイード

バックしながら、実態をファイードバックさせなが

れども、先ほど来いろいろな議論が出ております。

○都築委員 言いわけと言つては失礼ですけれど

いうことを認めているわけであります。それは民間サービスではなくて、やはり行政の代行機関との関係でいろいろ議論をされたり、あるいはま

うふうに都築委員は整理されているんだと私は思います。私も同じ考え方であります。そして、國省庁にやつてもらうんであつたならば、経営の自律性というものは全く發揮されませんし、明確化

の関与を最小限にしろというのは、これまた当然でありますし、はしの上げおろしまでをまた所管

のを、例えば戦争直後の社会資本をどう整備していくかなんというのは、民間に任せろといつたつて、そんなものはできるわけですよ。税金を使つてみんなでやるしかなかつたんです。そういう議論と、今言われた、そういつたものの弊害を

なくしてできるだけ民に行くという話の割には、特殊法人から独立行政法人になるのが余りにも多くて、そんなものはできるわけないですよ。税金を使つてみんなでやるしかなかつたんです。そういう議論と、今言われた、そういつたものの弊害を

この審議の中で出でてきているわけであります。それを考えてこの法人をセットしたということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○都築委員 言いわけと言つては失礼ですけれども、その議論はわかるんですよ。もちろん、だから行政として全然民間ベースに合わないようなものを、例えば戦争直後の社会資本をどう整備していくかなんというのは、民間に任せろといつたつて、そんなものはできるわけないですよ。税金を使つてみんなでやるしかなかつたんです。そういう議論と、今言われた、そういつたものの弊害を

感づることができるわけでございます。

○都築委員 今の大蔵のお話を聞いておりまして、賛同していただけた、趣旨については賛同するというふうなふうに思つて

いるふうな話になつたら、ほとんど

どちらも一つ、今回、特殊法人から独立行政法人へ移行する、あるいはまた一部は民営化、一部は廃止、こういつた議論については、結局、どこで議論したのですか。

○石原国務大臣 ただいま都築委員が御指摘された点は、私、本質論だと思うんです。すなわち、民にすべて任せられるんだつたら民がやればいいんです。地方にすべてゆだねられるんだつたら地

方があわせいいんです。国の行政の実務を実行する機関として何らかのものがやはり必要だらう。

それはもちろん、自由党の案はサンセツ方式でありますので、まず全部ゼロにしろ。しかし、

○石原国務大臣 ただいま都築委員が御指摘された点は、私、本質論だと思うんです。すなわち、民にすべて任せられるんだつたら民がやればいいんです。地方にすべてゆだねられるんだつたら地

方があわせいいんです。国の行政の実務を実行する機関として何らかのものがやはり必要だらう。

そのところの御理解というものがやはり、私

どもの説明が不十分なかどうかは別といたしまして、看板のかけかえだ、看板のかけかえだ、そ

の一方で、もつと行政の側が仕事をする分野があるんじゃないかというような御議論も、きょうの

を深めて、本当にこの特殊法人は実際に独立行政法人にした方がいいのか、本当にこの業務は廃止できないのか、こんなことをやつていつたら民業圧迫になるんじやないか、そういう議論をやればいいのに、そうではないところに今の日本の問題がある、こんなふうに私は思つんですが、ちょっと、いつまでもそこをやつていると前へ進みませんので。

吉川先生、東大総長さんを引っ張つてくるなんというのは、それこそ月給二百万、三百万上げたうていいのかもしれない。その分、退職金はありません、やはりうまくいかなかつたらその場でやめてもらいましょうとか、何かそれぐらいのことを考えていくような改革をこれからやっていかなければいけないんじゃないのか。

ここまで独立行政法人できれいにしますとかなんとか言つているんだつたら、それぐらいのこと

は今、自公保連立政権で、この自公保連立与党の問題について、昨年、かなりかんかんがくがく、けんけんごうごうの議論をしまして、先ほど樹屋委員がおっしゃられたように、私は樹屋委員に大分つるし上げられた経験もありまし、それだけ真摯に議論をしてこの案を決めていい。昨年は大分私も疲れたなという印象を持つていい。ぐらい、与党の人間は、これはやはり残した方がいいのか、あるいは、総理が廃止だと云うけれども

ですが、その前に、官僚主導の今の仕組みの中です。結局官庁権益の温存というようなことを私は身は大変心配するし、実際、企画部門と実施部門を分けて実施部門を独法化するんだとか、あるいは、今まで実施部門だった特殊法人を独法化するんだ、こういうふうに言われております。

ただ、先ほどもお話をありましたように、農水大臣のお話が出ておりました。政官業の癒着の構造の温存ではないか、こんなふうな議論がありま

で、天下りの問題の議論もありますし、退職金の問題も大変大きく取り上げられております。退職金というのは、日本の労働法関係の説で

をやつて、例えば財務省の局長さんでも、あるいはまた偉い方でも、本当に今、国民の借金が毎年三十兆も四十兆もふえていくような状況の中で

も、経過期間をどういうふうに置いたらいいのとか、すごい議論をして今回取りまとめて法案として提出させていただいた。

した。私自身は、私がいろいろなところから聞くお話をだと、そもそも問題になつた事例というのには、青森県の公立病院の建設に当たつての「あさか

は、一般的には給与の後払いだ。こんなふうに言
われているわけであります。ですから、以前、私
も議運のメンバーになつておりまして、民主党の
上田議員が提案した、審議会の委員で膨大な給料
をもらつて、ほとんど働いていないのに退職金だ
けまたたくさんもらつてゐる、こんなケースが
あつたりして、実際どうなんだ、こういうことで
私もいろいろ見させていただいたら、本当にすご
い、びっくりするぐらいの退職金を常勤の理事さ
れぐらいいの処遇を、例えマレーシアだった
と思いますけれども、大臣とか副大臣の方に大き
な処遇を与える、それで失敗したら潔くやめても
らうといふふうなことを考へなきやいけないの
に、相変わらず何か、今までの特殊法人の給与慣
行、三割カットしました、こんなにカットしたん
ですなんて言われたつて、だれも納得しないし
これを一兆二兆減らすといふたら、これは一
億、二億の給与を与えたつていいぐらいだ。

もちろん役人の方々が行政を担当しているわけ
でありますから、役人の方を使って、役人の方へ
法律案という形で出してくるというのは、役人
方が給料をもらっているんだから私は当然だ
と思っております。

○都築委員 退職金の問題に触れたのは、公務
制度改革の問題ともこれはやはり一体なんです
ね。

官庁に、今、利権の共同体というような意識

が 貞 貞 と の が
よ よ よ よ
が が が が
の疑惑などということですね。正直申し上げて、大島大臣は厚生大臣をやられたわけでもないし、あるいはまた青森県の県知事をやったわけではない。しかし、八戸の市長をやったわけでもない。しかし、何で、そんなことに大島大臣の、あるいはまた以前だったら大島議員の秘書のところにこういった方が行つて口ききを頼むような仕組みになつているのか。
そのこと自身が一番の問題であつて、そういう

んとかはもらう。常勤といつたって、ほとんど一週間に一回役所に出てくるかどうか、そんな状況の方たちもおられるわけです。

国民の皆さんはそんなことはわからないし、今野党の皆さんが民主党の皆さんを中心へ退職金だ。何だ何だって騒いでいるから一生懸命新聞も取り

芽生えてしまつて、実は、戦前は、それこそ天の官吏ですから、勅任官だ判任官だと言われるで、天皇陛下に対する忠誠ということで、清廉

皇中潔りものになつちやつてゐる。中央官厅に金と力があ
り余り過ぎて、病院一つ建てるにも、どこかの役
所から補助金をどんどんもらわないと金然建たない
が、むづくむづく金を貰つて、金は貰つたが、

それは給与の後払いだからしようかなしんです、こういうふうなことを言うんですけれども、でも実際に、今、給与表が明細をさっと出されておりますから私たちは大体わかりますけれども、本当はそうじやないんじやないか、こんなのはやみ給与ぢやないか。

上げるけれども大それも取り上げなかつたら知らないままみんな知らないままでいたんです。知らないままみんな知らないままでいたんです。國民の皆さんのがみんな税金で負担しているのに、何でこんなことになつているんだよ。今言われてようやく気がつく。そういうふたところをどういうふうにお考えですか。

は、白が当然官吏には求められている。ところが、後、この天皇制が象徴天皇という形になつて、これは行政学の辻清明先生の学説の受け売りでありますけれども、結局、各省ごとに忠誠心が集中するようになつて、そして各省の本流の流れに逆わなければ、ちゃんと、就職してから退職する

こ 載
り す
ま ら
か。
人たる地方の公立病院といったところで、自前の財源で建てる事なんかないんだ。昔だったら自ら治省とかあるいは厚生省とか、そういうところから金をもらわないと。それをやるために国会議員に「聞きして動いてもらうしかないじゃないじやないか。

実は、例えば今、竹中大臣が、日本のこの経済社会全体、構造を全部欧米化しようとしておられるのかどうかはわかりませんけれども、欧米の社会でも確かに退職金みたいなのはあるかもしけれ

○石原国務大臣 私は、当委員会で、この後都督としている委員が、各大臣いらっしゃるわけですから、所管している法人について、これは独法じゃなくて廢止がいいんじゃないかというのがあつたらぜひ

で、退職してからも十年、十五年ぐらいはどこに仕事をあてがつてもらつて、一生面倒見てもえる、そういう仕組みになつてしまつた。それが今、余りにも国民党におら下がり過ぎて

ない。ただ、今勤務しているその状況に対しても
ただの報酬を与えるか、そしてどれだけの能力が
あつたらどれだけの待遇をしなければいけない

言つていただきたいと思いますし、民間にできぬ
んじやないかといつたら民間にしろとぜひ言つて
いただきたい。

る傾向にあるんじやないかということで、だら、公務員制度全般を変えないとこの特殊法人役員の退職金の問題も変わつていかない、私は

のか、そういう観点でやるとしたら、私は本当に優秀な、先ほど名前が出ておりましたけれども、

それと、自公連立政権であればきっと一緒に御議論をすることがあったと思いますが、私たち

だから、公務員制度の改革の問題に入りたい
んなふうに思います。

ん
生じておつたわけでありますから、では、独立行政法人になつたら、これでその問題が変わるの

か。それが変わらなければ、官序利権の温存、本當の官から民へという改革の哲学に反するんじやないかと、いうふうに思つてますが、石原大臣、いかがでしようか。

○石原国務大臣 今の点は多分に政治家の倫理の問題であると思つております。先ほど總理が、口ききはいいんだ、陳情を受けてやることはいいんだ、そういう御議論があつたと承知しておりますけれども、私は、そこで不明朗な金品の授受あるいは人間関係の構築等々があつたのが問題であるのであって、行為自体は、政治が民間と行政の間に必然する以上はやはり多かれ少なかれある、あとは政治家の倫理観の問題ではないかと考えております。

○都築委員 大島大臣にもちょっとお願ひいたしました。大島國務大臣 独立法人、これは先ほど来都築委員がお話をされて、そして石原大臣がお答えしているように、自律性と透明性というものが目的だと思います。

○大島国務大臣 独立法人、これは先ほど来都築委員がお話をされて、そして石原大臣がお答えしているように、自律性と透明性というのが目的だと思います。

○都築委員 大島大臣にもちょっとお願ひいたしました。大島國務大臣 独立法人、これは先ほど来都築委員がお話をされて、そして石原大臣がお答えしているように、自律性と透明性というのが目的だと思います。

私自身、以前も、天皇陛下の御製の歌を小泉総理が代表質問でやられたことに対する大変疑問に思つております。

○都築委員 終わります。

○保利委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 午前中に統一して質問をさせていただきます。

○都築委員 総理との関係で、特殊法人改革というのであります。

○春名委員 ば、国民の暮らしを支える部門を、また事業を充実させるということも改革の非常に大事な柱なん

だということを申し上げました。その角度から、

とか自由とか、そういった概念がヨーロッパから導入されて、そして労働三権といったものが憲法

でしっかりと書かれたわけでありまして、今も消

防職員の団結権の問題とかいろいろな問題がまだ残っております、一部は何か調整が済んでいるの

かもしませんけれども、そういう中で、日本

というかアメリカ、国際基準にのつとつてやつて

いる、こんなふうなことを言いながらも、実は相

当違う。

○坂口国務大臣 今回の公務員制度改革大綱、私も、労働組合の皆さんからお話を聞いたら、とんでもない話では

ないか、こんなふうに思つてあります。坂口厚生労働大臣にぜひちょっとその点についての

お話を聞かせていただければと思います。手短で結構です。

○坂口国務大臣 今お話ししたきましたように、ILOの結社の自由委員会におきまして今議論

をされているというふうにお聞きをいたしております。この十九日から二十二日の間に結論が出る

といふことでございまして、我々、それを真摯に聞かせていただきたいというふうに思つていて

ころでございます。

○竹中國務大臣 この消防の話を始めとしまして、かなり歴史の長い話でございまして、私、前回に労働大臣をやらせていただいたときに、そのときもうスタート

しておりました話でござりますので、こうした問題、やはり決着をつけるべきはちゃんとつけてい

ていろいろな作業が行われておりますけれども、

先日の新聞に、ILOの結社の自由委員会が日本

の公務員制度改革について大きな疑問を呈すると

いうことで、来週には、最終的にILOの理事会で採択をされて勧告案が出てくるのではないか、かなり厳しいものになるのではないか、こんなお

話があります。

したいと思つております。

○春名委員 終わります。

○春名委員 午前中に統一して質問をさせていただ

ます。

○都築委員 総理との関係で、特殊法人改革というのであります。

○春名委員 ば、国民の暮らしを支える部門を、また事業を充

実させるということも改革の非常に大事な柱なん

だということを申し上げました。その角度から、

とか自由とか、そういった概念がヨーロッパから導入されて、そして労働三権といつたものが憲法

でしっかりと書かれたわけでありまして、今も消

防職員の団結権の問題とかいろいろな問題がまだ残っております、一部は何か調整が済んでいるの

かもしませんけれども、そういう中で、日本

というかアメリカ、国際基準にのつとつてやつて

いる、こんなふうなことを言いながらも、実は相

当違う。

○坂口国務大臣 今回の公務員制度改革大綱、私も、労働組合の皆さんからお話を聞いたら、とんでもない話では

ないか、こんなふうに思つてあります。坂口厚生労働大臣にぜひちょっとその点についての

お話を聞かせていただければと思います。手短で結構です。

○坂口国務大臣 今お話ししたきましたように、ILOの結社の自由委員会におきまして今議論

をされているというふうにお聞きをいたしております。この十九日から二十二日の間に結論が出る

といふことでございまして、我々、それを真摯に

聞かせていただきたいというふうに思つていて

ころでございます。

○竹中國務大臣 この消防の話を始めとしまして、かなり歴史の長い話でございまして、私、前回に労働大臣をやらせていただいたときに、そのときもうスタート

しておりました話でござりますので、こうした問題、やはり決着をつけるべきはちゃんとつけてい

ていろいろな作業が行われておりますけれども、

先日の新聞に、ILOの結社の自由委員会が日本

の公務員制度改革について大きな疑問を呈すると

いうことで、来週には、最終的にILOの理事会で採択をされて勧告案が出てくるのではないか、かなり厳しいものになるのではないか、こんなお

話があります。

的な処理が必要な事案で、送られてくる経由相談に重点化することになる。いわば、こういった相談というのは非常に複雑多様化しておりますので、行政の重複を避けながら、より実効のある相談業務をしていきたいというふうに思つてているところでございます。

○春名委員 今のお話でどういう改革をするかと

いうことが語られたんですが、消費者からの相談件数、これは大臣じゃなくとも結構なんですか

が、どういう傾向になつてゐるのか、どれぐらいふえてきているのか、そのあたりを御答弁いただけますか。

○永谷政府参考人 お答えします。(発言する者

あり)参考意見を述べさせていただきます。

○春名委員 今のお話でどういう改革をするかと

いうことが語られたんですが、消費者からの相談件数、これは大臣じゃなくとも結構なんですか

が、どういう傾向になつてゐるのか、どれぐらいふえてきているのか、そのあたりを御答弁いただけますか。

○春名委員 今のお話でどういう改革をするかと

いうことが語られたんですが、消費者からの相談件数、これは大臣じゃなくとも結構なんですか

が、どういう傾向になつてゐるのか、どれぐらいふえてきているのか、そのあたりを御答弁いただけますか。

○春名委員 今、二〇〇一年度は九千二百数十件、四分の三が直接相談、四分の一が経由相談

であります。その前も大体七千件から七千六百件ぐらゐの相談が寄せられていて、二〇〇〇年には八千件、二〇〇一年には九千三百件、毎年

非常にふえているわけですね、国民生活センター

に対する相談が

それから、国民生活センターと各地の消費生活

センター、これが受け付けた相談件数も調べてみ

まつたら、九二年十九万一千二百件、増加の一途

をたどつて、二〇〇一年には最高の六十二万四千

七百六十二件ということで、非常にふえてゐるわ

けですね。

大臣にもう一度お聞きしたいんですが、こういう激増している中で経由相談に特化してしまうと。国民生活センターに対する直接の相談も非常に多い、なぜ経由の相談だけに今大事なときに特化してしまわなければならないのか、そこがどうもわかりません。いかがでしょう。

○竹中国務大臣 消費生活が多様化する中で、また最近のさまざまな安全の問題等々も踏まえて、消費者からの相談というのは当然のことながらふえてきましたし、これは今後もますます多様化していくことなのだと思います。

こうした問題に関しては、やはりネットワークといいますか、地域に密着した、地元に密着したところで一義的に相談をしていただく、さらに、それに加えて経由相談という形で国民生活センターが関与していくというのが、長期的にやはり集中管理よりは私はすぐれた方式になつていくのではないかなどというふうに思います。

同時に、これまた、こういう相談を官が、公的な部分が一体どこまでやるべきかというような中長期的な問題もあるうかと思います。今後、NPO、NGO等々でそういう活動をするということをふえていくというふうに期待されますが、実際そうなつている国、社会も多いと思います。

我々としては、この相談業務というのはそれで大変重要であり、あるからこそ、今後とくに、注意深く要請をしていきたいというふうに思っております。

○春名委員 今大臣も言われたように、例えはこれから、今もそうですが、インターネット被害とか、それから金融商品関連など、そういう専門性、複雑性も増してきているわけですね、相談の中身が。それから、企業のモラルの崩壊と言われるような、雪印食品の問題とか、三菱自動車のリコール隠しとか、電力会社の事故隠しとか、目を

覆うばかりの状況があるわけですね。それに伴つて消費者の被害がふえて相談もふえている、これはもう間違いないことで、これからもそうなるであります。したがって、そのときに経由相談だけに特化していくということがどうしても私は納得しきれない。

特に、地方の消費生活センターと役割分担して、直接の相談は地方にやつてもらつて後は経由してもらえばいいというお話をなんだが、実際に地方の消費者行政というものが今実態はどうなつてゐるのか、そこが問題だと思うんですね。そこを抜きに役割分担すればいいということになりませんので、大臣は今、地方の分担というふうにおっしゃっているので、地方の消費者行政というのは今どんな現状になつてゐるのか、どんな傾向になつてゐるのか、その辺、概略をお伝えいただければと思います。

○永谷政府参考人 まず、地方公共団体の消費者センターの設置状況であります、平成十四年の四月の一日前在で四百六十三カ所に設置されています。ちなみに五年前、平成九年と比較しますと、五十四カ所ぐらゐの増加になつてゐるといふことがあります。その内訳でありますけれども、都道府県で百六十七カ所、政令指定都市が十六カ所、それから市町村が二百八十カ所ということであります。

先ほど大臣答弁の中でございましたけれども、市町村での設置がないところについては、少なくとも都道府県レベルでは置かれているということです。そこで大変重要なのは、市町村での苦情対応はいまだに十分でない、センターの対応が期待されない、高度、複雑なものなど地方消費センターではなく國の機関に相談することが適切な苦情相談を直接受けることはセンターの重要な任務だ。電子商取引のような新分野への地方の苦情対応はいまだに十分でない、センターの対応が期待されない、初めて各地センターに対する適切で実践的な情報の処理ができるような体制になつてゐるということをございます。

○春名委員 今、設置箇所は多少ふえているという御答弁をされているんだけれども、全国消費者団体連絡会が、一九九七年から二〇〇一年の五年間の四十七都道府県の消費者行政を調査しております。この五年間で、何と消費者行政、消費者を守る行政の予算はマイナス二五・六%、四分の一も激減しているわけですね。非常に大変な状況に

なつてゐるんですね。例えば、大阪では、府の消費者生活センター相談業務は今年度から民間のNPOに委託、神奈川県は、近い将来相談センター全廃、こういう方向になつてゐるわけなんです。

要するに、地方は、お金は減らして、人も減らして、だんだん薄くなつていつてゐるんですよ。

そこで、私は金額は減らして、だんだん薄くなつていつてゐるんです。そうかが少しずつふやしたりしていますので、そう減つていらないんだけれども、予算の面も、人事の面も大変な状況になつてゐるんですね。

ですから、そういうときに、今まで国がしっかりと支えてきた役割を放棄して地方に分担するといふふうに言つても、これは全体として見れば、消費者行政を国からも地方からも撤退させていく、弱めていくということになつてしまふんじゃないでしょうか。そういうときに、こういう改革なるものをやつていいのかということを聞いてゐるわけなんですね。

ですから、例えば去年の八月十日に「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」という文書が出て、その「考え方」の中では、内閣府自身が、こういう縮小をするのはまずいという判断を下しているんですね。

高度、複雑なものなど地方消費センターではなく國の機関に相談することが適切な苦情相談を直接受けることはセンターの重要な任務だ。電子商取引のような新分野への地方の苦情対応はいまだに十分でない、センターの対応が期待されない、初めて各地センターに対する適切で実践的な情報の処理ができるような体制になつてゐるということをございます。

○春名委員 今、設置箇所は多少ふえているという御答弁をされているんだけれども、全国消費者団体連絡会が、一九九七年から二〇〇一年の五年間の四十七都道府県の消費者行政を調査しております。この五年間で、何と消費者行政、消費者を守る行政の予算はマイナス二五・六%、四分の一も激減しているわけですね。非常に大変な状況に

暮らしづ支える糧として厚くしていくことが大事じゃないですか、このことを思つんでいますが、大臣、どうですか。

○竹中国務大臣 私が担当しております国民生活センターに対して非常に高い期待があるということで、私自身もその点は大変うれしく思ひます。御指摘の点が、前回の十三年八月の我々の考え方を述べた中で、それは不適切であるとしている。ただ、これは政府内の検討段階のものでありまして、我々内閣府が提出した意見も踏まえて、実は、当初案では認められていなかつた経由相談というものが国民生活センターの役割となつてこの合理化計画に明記されたということであります。

ですから、そんな意味では、先ほど申し上げましたように、できるだけ地元の、地域に密着したところで第一義的な相談をしていく。その上で、必要なものについて経由相談という形でとてことで、そういうシステムが織り込まれたことによって、我々としては、トータルとして有効なシステムがむしろ築けるというふうに考えたわけであります。

先ほどから、例えばインターネット被害、非常に高度な、食の安全もそうだと思いますが、例えば、インターネットネット関係、ネットワーク関係のものということが出ておりますが、むしろそうした意味で、やはり相談といいますか、その質を上げることが大変重要であると思います。

国民生活センターとしては、限られた資源をそぞういつた問題に集中的に投下して、質の高い消費者相談がシステム全体として保てるようになつたといふふうに思つておりますので、むしろ、今回のシステムによつて、そぞういつた意味での国民生活、国民の消費に利便を与えるようなシステムをぜひつくつていただきたいというふうに考えてゐるところでございます。

○春名委員 余り説得力がないんですけれども、やはり国民の生活、そういう相談を受けながら、そういう相談能力を身につけて、集約をして、そしてまた地方に返していく。また、比較テストも

しっかりとやりやつしていく。こういうことが今こそ問われているときに、どう見ても撤退をしている方向だとしか見えません。そのことは指摘をしておきたいと思います。

第一番目に、暮らしと安全を支えるという問題でゆるがせにできない法案の一つとして、医薬品医療機器総合機構の問題について、厚生労働大臣にお聞きしたいと思います。

そもそもこの幾書ですが、薬害皮膚炎、先天性

品の審査、こういう部分は、国民の健康と命を守る、国の責任が最も鋭く問われている分野だと思います。

御承知のとおり、独立行政法人といいますのは、公共性があつて統けるべき業務で、民間にゆだねると実施されない可能性があるものの中でも、国がみずから主体となつて直接実施する必要がないものだというふうになつています。私は、国がみずから主体となつて実施する必要のあるもの、これはそういう分野ではないかといふふうに思えてならないんですが、これはどういうお考えで独立行政法人に合体していくということになるんでしょうか。

機器の審査等につきまして、独立行政法人の方に移行するわけでございますが、従来と同様に、承認に係ります最終的な判断でありますとか、あるいは緊急・安全性の情報の発出指導でありますと

か、あるいはまた薬事法に基づきます回収命令でありますとか、そうしたいわゆる行政措置にとりましては、これは厚生労働省に残すわけでござります。そして、審査でありますとか、あるいはまた安全対策の検査でございますとか、そうした部分を独立行政法人の方に回すということでございまして、これは独立行政法人で十分でき得ることであるというふうに思つております。

したがいまして、一番大事な部分は、これは今後も厚生労働省がつかさどっていく、こういうことでございます。

構が一体になるんですね。医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、これを廃止して、国立衛生研究所審査センター、医療機器センターなどと統合する。三つですか。そして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構というのを新たに設置するということになつてゐるわけですね。

機構の前身は、医薬品副作用被害救済基金と言われるもので、一九七九年、薬害スモン事件の教訓から薬事法が改正をされて、それに合わせて発足をしたもので。副作用被害がもともとの本来業務なわけですね、旧機構は。そこに、八七年、九三年と、医薬品技術の試験研究、それから医薬品の品質、有効性などの調査業務というのが加わって、当初の組織の性格が変更させられてきたという歴史を持つてゐる機構です。

今回、さらに、承認審査業務全般を扱う国立衛生研究所審査センター、医療機器に係る同一性調査などを行う医療機器センター、これを統合するということになつてゐるわけです。

そこで、大臣、御認識をお聞きしたいんです
が、単に効率的だからという理由で、薬の副作用による被害者の救済、審査や安全対策を担当するそういう機関と、医薬品や医療機器の研究開発業務を行う機関、これが同一機構の業務として行われていく、そのこと自身が果たして本当にいいのだろうか、こういう根本的な疑問を私は持ちはが、この点はいかがでしようか。

○坂口国務大臣 厚生労働省の今までかかわつてまいりました分野は非常に広範囲にわたつておりますし、現在先ほど御指摘になりましたように、研究部門もござりますし、それから薬剤等の副作用に対します問題等もございます。しかし、それらのことを総合的に一つの独立行政法人としてやつしていくということは何ら違和感を私は持つておりますんじ、それは一つの独立行政法人の中で十分にやつていけることだと思つております。

○春名委員 今、例えば原子力発電の問題をめぐつて、推進する機関と規制機関が両方、経済産業省が担当しているということについて、大変大

構が一体になるんですね。医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、これを廃止して、国立衛生研究所審査センター、医療機器センターなどと統合する。三つですか。そして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構というのを新たに設置することになっているわけですね。

機構の前身は、医薬品副作用被害救済基金と言われるもので、一九七九年、薬害スモン事件の教訓から薬事法が改正をされて、それに合わせて発足をしたものです。副作用被害もともとの本来業務なわけですね、旧機構は、そこに、八七年、九三年と、医薬品技術の試験研究、それから医薬品の品質、有効性などの調査業務というのが加わって、当初の組織の性格が変更させられてきたという歴史を持つていてる機構です。

今回、さらに、承認審査業務全般を扱う国立衛生研究所審査センター、医薬品技術系も同一組織

による被害者の救済、審査や安全対策を担当する
そういう機関と、医薬品や医療機器の研究開発業
務を行う機関、これが同一機構の業務として行わ
れていく、そのこと自身が果たして本当にいいの
だろうか、こういう根本的疑問を私は持ちます
が、この点はいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 厚生労働省の今までかかわって
まいりました分野は非常に広範囲にわたっており
まして、現在、先ほど御指摘になりましたよう

に、研究部門もござりますし、それから薬剤等の副作用に對します問題等もござります。しかし、それらのことを総合的に一つの独立行政法人としてやつていくということは何ら違和感を私は持っておりますせんし、それは一つの独立行政法人の中で十分にやつていけることだと思つております。

○春名委員 今、例えば原子力発電の問題をめぐつて、推進する機関と規制機関が両方、経済産業省が担当しているということについて、大変大

きな問題になつて、知事自身が「これは切り離すべきだ」ということを要求する、こんな事態が起つていますね。効率優先の統廃合ということでは、私は、被害者救済という、こういう原点、厳格な審査、最も国と製薬企業の責任が問われるそういう業務からやはり後ろ向きになつていて、うふうに思われても仕方がないと思うんですね。

第一、薬害エイズのときのあの痛苦の教訓から、厚生省自身が九七年に旧薬務局の組織再編を行われて、医薬品の安全対策と振興対策を分離させる、研究開発振興課と経済課が医政局に行き、その他の部門が医薬安全局の所管になる、こういう組織改編をしていますね、改正。

つまり、研究開発というアクセラの部門と医薬品の監視、審査というブレーキの部門をきちんと分離をしてやらなければならぬということを、厚生労働省自身が薬害エイズの教訓から導き出して、そういう変更をされたのじやないでしょうか。そういう歴史から見ても、今回のこのやり方、いかがなものかと思うのですが、その点はどうですか。

○坂口国務大臣 規制と振興の問題は、確かに工arezのときにはそういう話があつたわけでございまして、分離をしたわけでございますが、今度はBSEのときには、規制と振興が分かれているからうまくいかないというので、どうだといふうに言われたわけでありまして、これはなかなか、どちらもいいところ悪いところがやはりあるんですね。だから、そこをどううまくやっていくかということだらうとうふうに思うのです。

一緒にやりますけれども、業務ごとの組織や勘定は明確に区分をいたしておりますし、それから、業務内容だとか経理内容の積極的な情報公開をやりたいというふうに思つております。

薬剤それから医療機器の審査等も非常に少ない人数でやつていたわけでありまして、やはり、厚生労働省の中でやるということになりますと、それも人數にも限界があるわけですね。その点、今一度独立法人になりますので、この中で人數もこの

きな問題になつて、知事自身が「これは切り離すべきだ」ということを要求する、こんな事態が起っていますね。効率優先の統廃合ということでいいえれば、私は、被害者救済という、こういう原点、厳格な審査、最も国と製薬企業の責任が問われるそういう業務からやはり後ろ向きになつてきていますね。ふうに思われる方がないと思うんですね。

第一、薬害エイズのときのあの痛苦の教訓から、厚生省自身が九七年に旧薬務局の組織再編を行われて、医薬品の安全対策と振興対策を分離させ、研究開発振興課と経済課が医政局に行き、その他の部門が医薬安全局の所管になる、こういう組織改編をしていますね、改正。

つまり、研究開発というアケセルの部門と医薬品の監視、審査というブレークの部門をきちっと分離をしてやらなければならないということを、厚生労働省自身が薬害エイズの教訓から導き出

原告は被告の妻ヨコへの愛意から出でて、そういう変更をされたのじやないでしようか。そういう歴史から見ても、今回のこのやり方、いかがなものかと思うのですが、その点はどうですか。

○坂口国務大臣 規制と振興の問題は、確かに工
イズのときにはそういう話があつたわけでござい
まして、分離をしたわけでございますが、今度は
BSEのときには、規制と振興が分かれているか
らうまくいかないというので、どうだというふう
に言われたわけでありまして、これはなかなか、
どちらもいいところ悪いところがやはりあるんで
すね。だから、そこをどううまくやっていくかと
いうことだろうというふうに思うのです。

一緒にやりますけれども、業務ごとの組織や勘定は明確に区分をいたしておりますし、それから業務内容だとか経理内容の積極的な情報公開をやりたいというふうに思つております。薬剤それから医療機器の審査等も非常に少ない人数でやつていただけでありますし、やはり、厚生労省の中でやるということになりますと、それも人数にも限界があるわけですね。その点、今一度独立法人になりますので、この中で人数もこの

○坂口国務大臣 分野は増加をさせまして、そして国民の負託におります。したえをしていきたい、そう考えております。

○春名委員 今、大臣がおっしゃったのでお聞きしますが、例えば情報公開のことを少し聞きたいと思うのですけれども、薬害エイズ事件の重大な教訓というのは、議事録などを含めて、必要な情報が隠され続けてきたというのが大きな問題だったと思うんですね。独立行政法人になりますので、独立行政法人の情報公開法の適用を受ける機関になるだらうと思いますが、問題は、情報開示をやはり法人自身が、たとえ医薬品の開発その業務を請け負っている先の医薬品会社、製薬企業というものの都合が悪いものであっても積極的に開示するだらうと思いますが、また同じことを繰り返すわけですね。そのときに、同じ機構の中に推進する機関と審査や救済をする機関があって、本当にそういう姿勢が貫かれるのだろうか、私、当然疑問に思いますね。これは大丈夫で本当に言えるんでしようか。

そういう情報公開という非常に大事な問題、今も少しお話がありましたが、どうお考えですか。

○坂口国務大臣 そこはどうぞ御心配なく、明確に情報公開をやっていきます。

○春名委員 何の根拠もなく御心配なくと言われるの、非常に不安が先に募るわけであります。

私は、新法人で、特に医薬品被害の救済それから研究開発、中できちつと業務を切り離してやりますということをおっしゃるのであれば、例えば、二つの具体的な提案をしますけれども、少なくとも機構の名称の中には、副作用被害救済、そういう組織の名称を残したらどうでしょうか。二つは、新しい機構の理事の中に少なくとも薬害の被害者の代表の方ぐらいを選出して、そういう措置もきちっとやる、そういう議論ができるというようなことも当然検討されなければならないのじやないかと思いますが、そのあたりはどのように御見解を持っていますか。

ています。むしろ中身の問題で、中をどうちゃん
とやつていいかということが大事でありまして、
名前は、今までの名前も入れて、今度、医療機器
の問題も入れて、そう長たらしい名前にする必要
はない。中身をちゃんとやっていくということが
大事。それから、いろいろな方の御意見を伺つ
て、そしてやつていくといふことも大事。その辺
は、どういうふうにやつしていくかはちょっと考
えなければいけませんけれども、考えていきたいと
いうふうに思つております。

しかし、名前は、そう長い名前もつけられませ
ん。どうも私の方の名前は長いんです、皆。一行
ぐらいずっと統いておる名前があるぐらいであり
まして、「一遍」という言わないほど長い名前がある
わけで、それは私は、もっと簡潔明瞭な名前にす
ることの方がいい、こう思つております。

○春名委員 名は体をあらわすという言葉もあり

まして、本当に救済機関という原点をきちっと

守つていくという姿勢が、私は、率直に言つて、

名前にもあらわれているように思えてならないわ
けですね。今までずっとさまざま、スモンの問
題、最近の薬害エイズの、本当に悲惨なあの問
題、苦しめられ、そして解決のために努力をして

きた。そういう今の国民の気持ちからして、こう
いう、合体してしまって、私から見れば、本当
に、効率優先といいますか、そういう角度からし
か見えないわけですから、名前もそういう形
になると、やはりそこに姿勢があらわれていると
思われるを得ないわけですよ。

今大臣がおつしやったけれども、審査の厳格性
や透明性を確保するために審査官を増員するとい
うことをおつしやいましたよね。五割程度増員す
るという計画ですか。これは確実に達成されると
いうことになりますか。

○坂口國務大臣 このは必要に応じてふやしてい
かなければならないと思いますが、五割は確実、
もう少しやるのではないかといふうに思つてお
ります。それはそうせざるを得ないと思つております。

○春名委員 そうなるにこしたことはありません
が、ただ、今まで審査官は、国立でしたから公務

員ですよね、大臣。今度の機構によつて、その國
立のセンターが独立行政法人の方に移行するわけ

ですね、非国家公務員になるわけです。審査官の

人件費というのは基本的に製薬企業からの手数料
収入で賄うことになるんでしょう。つまり、その

増員というのは、確かに五割以上ふやすという意
気込みは大事ですけれども、その組織の形態から

いつて、率直に言つて、企業の姿勢次第というこ
とにゆだねられてしまうのじやないかと思うので

すが、そりやないです。

○坂口國務大臣 それは薬剤であれ医療機器であ
れ、他の研究もあると思いますが、それは、そこ

の依頼をされたところからちょうどやいをするとい
うことありますから、それは当然だと。そのこ

とがどうのこうのということではない。

○春名委員 依頼をされたところから審査をす
る、どうのこうの言つことはないといふんですけど

れども、だから心配ですね。五割ふやすといふけ
れども、そんなことは企業の姿勢にかかわつてい
るということだと思います。保証がないわけで

す。

○春名委員 承認審査業務というのは採算性を重視する独立

行政法人にはなじまないと私は思いますし、冒

頭に言いましたように、そもそも国責務という

ことが本当にこれで果たせるのかということに根
本的疑問を持つております。そのことを申し上げ
まして、私の質問を終わります。

○保利委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございま
す。

石原行政改革担当大臣に御質問していきたいと
いうふうに思つております。

まず、特殊法人改革、行政改革という大合唱の

もとで、平成十三年の十二月十八日に特殊法人等

整理合理化計画が決定され、そして今日、法律案

提出という形になりました。ずっと一連の流れの

中で、政府として、従来の特殊法人、この特殊法

員です。春名委員が御指摘されたことだけを繰
り返しているんですが、総理からは、このことを
問い合わせても具体的な答弁として返ってきて
ない。担当大臣としてこのことをどうとらえてい
るのか、見解をお聞きしたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま委員御指摘の基本論

は、先ほど都築委員との御答弁の中でも議論に

なった点でございますが、私も、特殊法人が戦後

の発展過程の中で、翼を担つてきたという事実は

否定しがたいと思っておりますし、今、最大の焦

点となっております道路公団等々につきまして

も、国に財力がないときに民間の資金を吸い上げ

てモータリゼーションの発展に備えたという意味

では、時代の申し子であり、優等生であったんだ

と思つております。

しかし、時代の変遷とともに経営責任が、親方

の丸といふこともございまして、不明確にな
り、そして財源も保障され、最高の技術で最高の

ものをつくつしていくというような形で、自律性の

欠如というのも出てきた。さらには、これは總
じて言えることだと思つんすけれども、業務運

営が実はかなりの部分で非効率的な部分が見られ
る。もちろん、これは民業でありませんので、公的
な仕事ということを勘案したとしても、まだまだ

むだな部分が目につくようになりましたし、時代

の変化とともにその役目、仕事が終わつたとし
てそのまま仕事をさらに拡大していくような、先ほど

来自己増殖という言葉を使わせていただいており
ますけれども、そのような弊害が目に余るようにな
つてきました。

これはもう昭和四十二年当時から言われていた

ことでもあるわけですけれども、今般は、そのよ

うなものを、組織の事務事業を見直していく上

で、組織にも踏み込んで効率性を高め、さらには

法人経営の自律性、パブリックカンパニーといえ
ども自律性を持ったようにしていかなければなら
ない、特殊法人の抱える現存する弊害といふもの

を除去していく形で問題の解決に当たつていこ
とありますけれども、私は、道路公団でもいいと
思うんです、組織形態は、改革すべき中身が問題

だということを申し上げたいと思うんですね。

それで、ずっと行政改革が呼ばれたころとい
うのはどういうことかというと、国民の行政に対す
る大きな信頼の失墜といふことから起つたとい
うふうに思つています。その国民の声といふのは

何であつたかというと、今でも解決されておりま
せんけれども、政官業の癒着構造の問題、そして

自民党的族議員との癒着の問題といふうに、ま
だ解決されていませんけれども、このことに対し

てどうメスを入れていくのか、あるいは特権官僚

の支配構造といふものにどうメスを入れていくの
かが私は行政改革の中身だというふうに思つてい
るんです。そのことがこの特殊法人改革の中にど
う盛り込まれているのかが全然見えていない。

あるいは、道路公団でいえば、子会社、ファミ
リー企業の問題、そして道路公団からの天下り、

この天下りの問題は後でも議論しますけれども、

こういうものにメスをどう入れてきたのか、そし
てメスを入れてきてここまで来たということが形
として見えなければ、私は、単にこの特殊法人を

独立行政法人にしたにしても改革というものは進
んでいかないんじゃないかなと。

改革の方向性を大臣としてどのように道筋をつ
けていかれようとしているのか、このことをお聞
きしておきたいと思います。

○石原国務大臣 道路公団が、非常にトピックス

として、そしてまた例として今委員が御指摘をさ
れましたメスを入れるべき問題を抱えております

ので、また例に挙げまして御答弁をさせていただ
きたいと思います。

冒頭委員が御指摘されましたように、組織の形
態といふふうに思つております。

態論、特殊法人といふまでいいんだと委員は御指摘されましたけれども、これは仮定の話でありまして、仮にその法人のマネジメントとガバナンスというものが担保されなければきっとうまくいったんでしょうけれども、やはり親方日の丸であり、つぶれなく、資金が自分で調達することなく入ってくる、そういう形の中で、やはりこのままの組織形態ではにつちもさつちもいかない、こういうところで、今回の大胆な改革、道路公団を民営化する、あるいは住宅金融公庫も廃止する、都市基盤整備公団も廃止する等といった思い切った改革案が出てきたわけあります。

その際、委員御指摘のとおり、実は、やはりそこに付隨する根本的な問題にメスを入れなければなりません。そして、この問題は、これまで言われてはいましたけれども、実はだれも深くまでメスを入れる、表面上切るぐらいの手術はしてきたと私は思うんですけども、なかなか入れることが難しかった。すなわち、言われてはいますけれども、実は実態も今回のこの改革に着手して初めて明らかになりつつありますし、まだ不透明な部分もあります。

先ほども御同僚の委員の御質問にお答えいたしましたように、道路公団の子会社、さらには関連企業、また受注者、そこに道路公団の職員の方が天下っている。七百社ぐらいあると言わられております。そういうものの実態を調査するために、これまで所管する省庁に私たち政治家も聞いておきましたけれども、今回は民営化推進委員会の中で、一般競争入札の中で調査会社を選定し、その調査会社が、このアメリカー企業は一体どのような実態になつてているのかということを解明する、委員が言われるところのメスを入れるということに取り組んでいるわけでございます。

さらには、これも御同僚の委員の中で議論がありましたが、いわゆる渡りとと言われて、ぼんぼんぼんと渡り歩いて多額の退職金を取るというような問題、あるいは給与の問題、こんなものにもメスを入れさせていただきましたし、私は、

やはり一番今回の改革で特記すべきものは、情報公開を徹底する、それによって国会で国民の代表である委員の先生方がこの問題を正面から議論することができるようになつた、ここに今回の改革のボリントというものがあるように考えております。

○菅野委員 政府全体もそうなんですが、今行革担当大臣が、石原大臣が、親方日の丸という言葉を使つてますね。そして、総理大臣も、民間でできるものは民間、要するに、民間が効率がよくて公務部門が効率が悪いんだ、そういう観点が貫かれていることに対する、私は非常に憤りを持つ部分もあるんです。

今から言うように、そういう意味で、官が行うべきものは官が行う、民が行わなければならぬものは民間に移していく、そういう観点が必要なものであつて、今、四十六法案が出ておりますけれども、そのことをどう精査してきたのかということが重要なことだというふうに思います。

先ほど、大臣の答弁では、与党ではもう徹底した議論を行つてきたんだ、そこでここまでたどり着いたんだと。それで、国議論は実はきのうから始まつたわけですね。この個々の部分をどうし

ていくのかという観点は、与党はやつたかもしれないけれども、国会の中では全然行われていな

い状況だというふうに思います。

そういう意味では、この特別委員会を設置して十分な時間をとつて議論すべきだというふうに私は思うんですが、今回の改革の論議というのは、もう先ほども、午前中、総理大臣に同僚の日森議員が質問していましたけれども、國会生活にとつてどうなのかとという観点をどう議論していくのか

といふうな点だと思います。本当に、この国会の中でも、与党はやつたかもしませんけれども、この国会の中で政策的な精査というのを

どう精査が行われたのか、この検証も必要だといふうに思つております。

この表面に出てきているのは、先ほど申し上げた、改革しなければならないそのことは先送りし

て、組織論や經營形態論に終始してきてるんじゃないのかなというふうに見えてなりません。そして、この特殊法人が独立行政法人という形で一括して進んでいく、そういう流れに今なつてゐる方向に結びつくのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○石原国務大臣 ただいま委員御指摘の点はもつともであると思っておりますが、実は、内閣委員会でさきの通常国会のとき、二ヶ月間にわたりまして道路民営化推進委員会の設置をめぐって御議論があつた中で、この民営化委員会の問題だけではなくて、先ほど来御議論をいただいてる天下の問題、あるいは公務員制度の問題、個別法人の問題等々も通常国会で私は真摯に議論を続けておりましたと承知をしておりますし、私もできる限り知り得ることを御答弁してまいりました。

そして、ただいま委員御指摘の点は、再三再四同僚議員から御質問のある点で、なぜ特殊法人をやめて独立法人にするのか。私どもの説明は、特殊法人に大きな問題があるから、それにかわる制度として独立行政法人という新しい制度を仕組んだわけでございます。この独立行政法人という制度を仕組む上では、党がイギリスの方まで視察に行きましたして、実態といふもの、民営化の成功例、失敗例を見てまいりました。

そんな中で、この独立行政法人のポイントは、これも再三再四総理も御答弁されておりますけれども、中期目標を立てて中期計画を策定した目標管理がある。そして、これは総務大臣の所管でございますので、詳細につきましては片山総務大臣

にお尋ね願いたいんですけれども、第三者機関による政策評価あるいは法人評価を行つていく。その調査結果を踏まえて、定期的な事業の見直しはもちろん、組織の廃止まで踏み込んだ見直しを行つてつけることはできないという状況もあるわけ

ですから、ぜひその辺の議論というものをしつかりと行つていただきたいというふうに思つております。

それから、次に移りますけれども、特殊法人の職員の労働条件の問題。

先ほども同僚議員がこのことに触れました。そこで、今、改革の俎上に上つてゐるところで働いてる人たちは、非常に大きな不安を持つています。この不安をどう払拭していくのかということは、私たちの責務ではないでしょうか。

平成七年四月二十八日に閣議決定して、当時は自社さ政権のときだったというふうに聞いておりますけれども、この雇用の問題を、しっかりと政府として責任を持った体制をつくり上げいかなければならぬということで、特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部が内閣府に設けられてるんですね。今度の改革の流れの中では、この特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部というものがつくられていませんね。この改革を円滑に進めていくためにも、労働者の雇用問題に万全を期していく、どのようにして万全を期していく決意なんでしょうか。

そしてもう一つ。この雇用労働条件も、継承されるという部分がある一方では、個別法にその規定がないものもあるわけです。この権利義務の継承というものをどのように政府として行っていくのか、見解をお聞きしておきたいと思います。

○石原国務大臣　ただいま委員が御指摘されましたが、その皆様方の適切な雇用を確保していくということは重要な問題であると認識をしております。そのため、今般の総合対策でも、坂口大臣が御苦労されまして、雇用問題の対策を取りまとめていふところです。

特殊法人につきましては、これはもう委員も整理合理化計画をお読みでございますから御承知だと思いますけれども、現在特殊法人で働いている職員の雇用の安定に配慮しつつ必要な対策を検討する必要があると的確に明記をさせていただ

ましたし、私の聞き及びした範囲ではございますが、特殊法人並びに特殊法人を所管している監督官庁が、労組の御意見あるいは職員の方々の意見を聞きながら協議をしているものと承知をしております。

職員の雇用問題については、これまで維持されきました良好な労働関係というものに配慮しつつ、今後とも所管する各府省が適切に対応していく必要があります。この国会の中で特殊法人等改革基本法の審議をしたときに、これは全会一致でございますが、院としても、附帯決議として「特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、その雇用の安定に配慮すること。」という附帯決議も付され、政府として、その点についても私は委員会で言及をさせていたいたいところでございます。

○菅野委員　総論としては、今そういう方向で流れていることは私も承知しております。それは総論の段階ですね。各論に行つたときは、これは大変な議論でございます。そんなにスマートな形で労働条件が決まっていくという話じゃないです。というのは、今、この特殊法人改革で、先ほども申し上げましたけれども、理事長あるいは理事の方々が、非常にどうなるか不安に思つてゐるんです。そのため、現在の理事長、理事の方々が、そのまま新しい法人に移行するとはなつていません。そうしたときに、今各省庁がそのことを行つていていますけれども、省庁は、そういう意味では現場対応は行われていないのが現実です。

そうしたときに、現在の理事長や理事の方々と協議するしかないんですね。当事者能力はその人たちに現時点であるんでしょうか。その人たちも非常に今不安を覚えていてます。そういう人たちが、次に引き継ぐ労働条件を本当にその人の責任

でもつて交渉して妥結まで行けるんでしょうか。そういう各論が存在するんです。

○菅野委員　改めての回答はよろしいです。ぜひ精査して、本当に職員が不安を持たないで移行できるような体制といふものを作つたからです。私は、天下り問題ですね、最後になりますけれども、天下り問題を、今回の改革に当たつても私は検討すべきだというふうに思つうんすすけれども、大臣、いかがですか。

○石原国務大臣　ただいま委員が御指摘されました点は、組織の移行期、すなわち過渡期における問題として十分に私もお話を聞かせていただいておりまして、留意をしなければならないと痛切に感じた点でございます。

○菅野委員　と申しますのも、先ほど御紹介いたしましたように、整理合理化計画では、特殊法人等で現在働いている職員の雇用の安定に配慮しつつ必要な対策を検討する必要があると明記させていただき、関連特殊法人並びにそれを所管する行政の側に対して、検討すべきであるとくぎを刺した整理をさせいただいております。

一義的には、もう委員御指摘のとおり、これはは、雇用主である法人、新設する独立行政法人と解釈していただきても構わないんですけど、そこと職員の皆さん方との間の問題であります。特殊法人、今はまだ特殊法人ですか、特殊法人並びに監督官庁においても、今委員の御指摘のようないくつかの問題点の必要な検討と、いうものがなされるべきであると私は考えております。

○菅野委員　平成七年の四月二十八日に閣議決定した、特殊法人の職員の雇用問題に関する対策本部を設ける意思があるのかと聞いているわけです。私は、過去の経験を踏まえて、そして円滑に移行するためにもそういう機関を設けるべきだというふうに主張しているんですけども、そのことはどうなんですか。

○石原国務大臣　この問題は古くて新しく、また解決は簡単なようで大変難しい問題だと思っております。

すなわち、公務員の方の退職年齢が現実として五十一、三歳であるという現実がございます。これは、早期勧奨退職の是正ということで、先ほど総務大臣が御答弁いたしましたように、引き上げていくということを経理の指示のもと決定をしてるわけでございます。しかし、では、あしたからもう引き上げよう、一年、二年引き上げようということによって起こつてくる弊害、これも先ほどの話をさせていただきました。

それともう一つ、公務員の方は再就職しちゃならぬ、もう公務員は公務員で人生を終えて、はい

それまでよど、そこまで乱暴なことができれば天
下りはなくなります。これは民間企業でも、子会
社等々に再就職をしていることがあるわけであります。

先ほども話をいたしましたように、官庁があ
つせんしてそれを仕事の中にビルトインしてや
り、しかもその天下った方々が過去の職権あるい
は権威を利用して仕事をしているのではないかと
いう懸念、そしてまた退職金が何度も支払われる
といったような非合理性、これらに対しても国民の
皆様方が御批判をし、同僚の国會議員の皆様方
も、我が党、友党を含め野党の皆様方も共通の問
題意識を持つていらっしゃるのではないかと思つてお
ります。

私の答弁は決してぶれておりませんで、要約い

たしますと、内閣が新たな再就職の承認基準を政
令で定めて、承認制度の運営については、これは
もちろん各役所も内閣に属しているわけですか
ら、内閣が総合調整を行い、各省大臣が内閣で定
めた省令基準に基づいて、総合調整のもと、再就
職の承認を行うというふうに整理をしたら、今の一
点よりも改善されるのではないかと話をさせてい
ただいています。

○菅野委員

この天下り問題、しっかりとした形
で取り組むという方向を明確にしていかない限
り、私は、国民の公務員に対する批判というのが
おさまらないというふうに思っています。
これは、先ほどから議論されておりますけれど
も、一般の公務員じやないんですよね。キャリア
公務員と言われる人たちがそういう道をたどつて
いるということをしっかりとられて、先ほど大
臣は、来年の通常国会で公務員制度改革を議論す
ると言われておりますけれども、こういうもの
を、方針もつくれない、つくりかねている状況で
公務員制度改革なんというのはできる話じやない
ということを申し上げて、私は質問を終わらせて
いただきたいと思います。

○保利委員長 次回は、明十二日火曜日委員会を開
会することとし、委員会及び理事会の開会時刻
等につきましては、公報をもつてお知らせいたし

ます。
なお、委員長において申し上げますが、おおむ
ね九時過ぎから開会の予定であります。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時一分散会

平成十四年十一月十八日印刷

平成十四年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局